

米韓同盟関係下の韓国の同盟関係国家ポジションに関する研究

- 韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期を中心に -

目 次

序 章	P1
第 1 節 研究の目的	P1
第 2 節 既存研究の考察と限界	P4
第 3 節 同盟関係の形成要因に関する議論	P10
第 4 節 国力の結集モデルと非対称同盟関係モデルの比較	P13
第 5 節 米韓同盟関係下での韓国の米国に対する影響力の分析枠組み提示	P17
第 1 章 韓国の同盟関係非影響力国家ポジション期(1953 年-1964 年)	P30
はじめに	P30
第 1 節 朝鮮戦争の勃発と米韓同盟関係の形成	P30
第 2 節 米韓同盟関係に対する米国の目標	P39
第 3 節 「同盟関係決定力国家ポジション」の米国の対韓援助政策	P41
おわりに	P49
第 2 章 韓国の同盟関係制限的影響力国家ポジション形成期(1965 年-1967 年)	P51
はじめに	P51
第 1 節 韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の遠因と近因	P51
第 2 節 韓国の南ベトナム駐屯非戦闘兵及び戦闘兵の作戦指揮権保持問題	P57
第 3 節 韓国の制限的対米影響力保持と米国の米韓同盟関係核心目標防衛	P69
おわりに	P75
第 3 章 韓国の同盟関係制限的影響力国家ポジション維持努力期(1968 年-1973 年)	P78
はじめに	P78
第 1 節 韓国の同盟関係制限的影響力国家ポジションの不安	P78
第 2 節 韓国の同盟関係制限的影響力国家ポジション維持のための政策	P82

第3節 ニクソンドクトリンによる米国の米韓同盟関係核心目標防衛 おわりに	P93 P95
終章	P97
第1節 韓国の韓国非戦闘兵及び戦闘兵作戦指揮権保持による対米影響力強化	P97
第2節 韓米連合軍司令部の創設により韓国の対米制限的影響力保持	P101
参考文献	P106

<表の目次>

<表 1> 1963年-1967年の北朝鮮と韓国の空軍力規模	P21
<表 2> 対南ベトナム経済活動収益単位	P64
<表 3> ブラウン覚書の主要内容	P71
<表 4> 対韓軍事援助計画(FY1966-67)	P74
<表 5> 米韓間合意の韓国軍の兵力数	P75
<表 6> M-16 自働小銃及び弾薬工場建設借款(1971-73)	P84
<表 7> 1972年末期の南ベトナム駐屯外国軍の兵力現況	P91
<表 8> 米韓連合司令部と国連司令部の比較	P103

<図の目次>

<図 1> 韓国の同盟関係非影響力国家ポジション期の米韓同盟関係分析図	P27
<図 2> 米国の対南ベトナム積極的軍事的介入期の米韓同盟関係分析図	P28
<図 3> 米国の対アジア政策変化期の米韓同盟関係分析図	P29
<図 4> 朝鮮戦争期のUNCの国連軍と韓国軍に対する作戦指揮体系	P38
<図 5> 移動外科病院最初編成図	P59
<図 6> テコンドー教官団最初編成図	P60
<図 7> 韓国非戦闘兵援助団(鳩部隊)の編成図	P61
<図 8> 南ベトナム駐屯韓国の非戦闘部隊及び戦闘部隊の駐屯地域図	P63
<図 9> 南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の作戦指揮体系図	P66
<図 10> 韓米連合司令部の作戦統制体系	P105

序 章

第1節 研究の目的

同盟は国家が出現して以降、存在してきた国家間の利益追求のための軍事協力であった。トゥーキュディデース(Thucydides)の『戦史』¹は古代ギリシャの都市国家間の同盟関係を論じた古典であり、孫子を含めた春秋戦国時代の中国の戦略思想家等も同盟の概念について触れている²。特に中国の戦国時代は「戦国の七雄」³が覇権を競っている時代であったが、その「戦国の七雄」中で秦の勢力が強大であった。中国の戦国時代の代表的な同盟概念には蘇秦の「合従策」と張儀の「連衡策」がある。蘇秦の「合従策」は強大の勢力である秦を除外した六雄が同盟関係を結び、秦に対抗する六雄間の対称的同盟関係である。続いて張儀の「連衡策」は各々の六雄が強大の勢力である秦と同盟関係を結び、秦から国家安全の保障を受ける非対称的同盟関係である⁴。

古代ギリシャの都市国家等と中国の春秋戦国時代の国家等は共同の第三国家と対立する際、相互同盟関係を結ぶことが国家の利益であることが分かった。そのような理由で古代ギリシャの都市国家等と中国の春秋戦国時代の国家等は同盟という国家間の安分工業(division of labor for common security)を考えるようになった。そして国家間の安分工業を通して安定秩序(stabilized order)という共同資産(common goods)を維持しようとした⁵。

上記のように同盟というのは国際関係にとって長い歴史の概念である。同盟をイギリスとフランスではAlliance, ドイツではAllianz及びBündnisと言われている。同盟の辞典的な定義はつぎのとおりである。第一には第三国家の攻撃に共同防御するため、両国間及び多数国間の結合を意味する。そして第三国家に対して共同に攻撃するため、結合する場合もある⁶。第二には国家間の条約による政治的共同行為を約束する国際協定と戦時には軍事協力を約束する⁷。第三には国家間の共同目的のため、条約を通して結合する構成体を意味する⁸。

しかし、同盟は上記の辞典的な定義より国家間の信頼と密接な関係がある。河英善

¹ トウ・キュディデース『戦史』(上・中・下)、久保正彰訳、(東京：岩波書店、1966年)。

² Alastair Ian Johnston, *Cultural Realism: Strategic Culture and Grand Strategy in Chinese History* (Princeton: Princeton University Press, 1995), pp.109-154.

³ 中国の戦国時代の「戦国の七雄」は、秦、楚、齊、燕、趙、魏、韓であった。

⁴ 李相禹『국제관계이론 - 국가간의 갈등원인과 질서유지- (国際関係理論 - 国家間の葛藤原因と秩序維持-)』(ソウル：博英社、2006年)、489-490ページ。

⁵ 前掲書、506ページ。

⁶ 政治学大辞典編纂委員会『정치학대사전<政治学大辞典(上・下)>』(ソウル：アカデミーリサーチ、2002年)、645ページ。

⁷ 鄭仁弘『정치학대사전(政治学大辞典)』(ソウル：博英社、1998年)、465ページ。

⁸ 李澤奎『신법률학사전(新法律学辞典)』(ソウル：法律出版社、1997年)、380ページ。

は同盟の意味をつぎのとおりに論ずる。『同盟という二つの漢字は信頼と直結する。「同」は一緒にという意味を超え、神様に捧げる祝辞を入れる桶を意味する「口」文字と竹の形態の杯文型が合わせた文字として神様に祝辞を捧げるため、協力者が一緒に集まって杯を傾けるという意味である』。いいかえれば、何かを「一緒に」するのは人間関係の約束に限られていることではなく、神様に対する盟誓⁹である。結ぶ(bind)という語源のAllianceより漢字で表現する同盟の概念が協力者間の信頼と結束力を強調する¹⁰。

近代国家が出現してから同盟は国家間の公式的な軍事協力の一部であった。そのような理由でリスカー(George Liska)は「同盟に対する言及なしに国際関係を論じるのは不可能である (It is impossible to speak of international relations without referring to alliances)」¹¹と主張した。

同盟は中国の春秋戦国時代と古代ギリシャの都市国家のみではなく、第一・二次世界大戦から現在までも国際関係を理解するための核心的な要素のなかの一つである。そしてモーゲンソー(Hans J. Morgenthau)は同盟の必要性について「A国とB国とが競争関係にあるとき、国が力を相対的に維持・向上させるには、三つの選択肢がある。一つは自国の国力を増大させること、第二は他国の力を自国に加えること、第三は敵対国の国力を削ぐことであり、第二と第三の選択肢を採る際には同盟が必要となってくる」¹²と主張した。

米国と韓国は1950年の6月から1953年の7月までの朝鮮戦争をきっかけに1953年10月米韓相互防衛条約の締結以後、軍事同盟(Military Alliance)に重点を置いた密接な同盟関係を維持してきた。朝鮮戦争勃発直後である1950年の7月14日に韓国は韓国軍に対する作戦指揮権(戦時と平時を含む)を国連軍司令官であるマッカーサー(Douglas Mac Arthur)に委譲した。そして朝鮮戦争の停戦以後である1954年11月に米韓相互防衛条約によって韓国軍に対する作戦指揮権を作戦統制権という用語に変えた。その以後には在韓米軍司令部(USFK : United States Forces Korea)兼国連司令部の司令官が韓国軍に対する作戦統制権を保持するようになった¹³。

戦時と平時を含む韓国軍に対する作戦統制権は1994年の12月まで在韓米軍司令部兼米韓連合軍司令部(ROK-US Combined Forces Command)¹⁴の司令官が保持した。現在

⁹ かたい約束を意味する。

¹⁰ 河英善『한미동맹의 비전과 과제(米韓同盟のビジョンと課題)』(ソウル:東アジア研究院、2007年)、90ページ。

¹¹ George Liska, *Nations in Alliance: the Limits of Interdependence* (Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1968), P. 3.

¹² 太田文雄『同盟国としての米国』(東京:芙蓉書房出版、2009年)、9ページ。

¹³ 作戦指揮権と作戦統制権に対する概念は本研究の35ページを参照。

¹⁴ 1978年に米韓連合軍司令部の創設により、国連軍司令部は韓国軍に対する作戦統制権を米韓連合軍司令部に委任した。

(2015年11月)、韓国軍の平時作戦統制権は韓国が保持しており、戦時の軍事作戦統制権は在韓米軍司令部と米韓連合軍司令部の司令官が保持している。そのような理由で韓国の安保状況がDEFCON(DEFense readiness CONdition)3である戦時状況になると韓国軍の第2軍司令部以外の軍事作戦統制権は在韓米軍司令部と米韓連合軍司令部の司令官が保持するようになる。続いてDEFCONの概念についてDEFCON5からDEFCON1まで説明する。まずDEFCON5は平時時である。停戦状況である韓国は終戦状況になる前までDEFCON5ではない。次のDEFCON4は停戦状況である。韓国は停戦状況であるため、現在の韓国はDEFCON4の状況である。続いてDEFCON3になると戦時状況に入る。戦時状況に入ると韓国軍に対する軍事作戦統制権は米国の大統領の命令を受ける米韓連合司令部に移管される。韓国の大統領は後方援助部隊である第2軍司令部を通して戦闘部隊司令部である第1軍司令部と第3軍司令部を援助する。そして韓国の警察に対する指揮を通して民間人を統制する。いいかえれば、韓国の大統領は韓国軍の統帥権者ではなく、警察統帥権者になることである。次のDEFCON2になると米韓司令部の司令官の命令によって、全ての部隊に弾丸の普及が始まる。最後のDEFCON1は開戦の状況である¹⁵。

上記のように韓国が韓国軍に対する戦時の軍事作戦統制権を保持していない状況であるため、米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションは「同盟関係非影響力国家ポジション」¹⁶であると考えられる。しかし、このような見方に固執する場合、韓国は常に米国の世界政策と地域政策の変化によって左右される従属変数に過ぎなく、米韓同盟関係の変化に影響を及ぼすことができない受動的な国家であったという結論を下す可能性があると考えられる。しかし、韓国の南ベトナムに対する軍事援助(以下、南ベトナムに対する非戦闘兵¹⁷及び戦闘兵援助)¹⁸期の米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションは「同盟関係非影響力国家ポジション」ではなかったということが公開した外交文書資料を通して確認できた。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助と関連がある外交文書資料の公開が次第に拡大することにより、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の米韓同盟関係下での韓国の同盟関係

¹⁵ 韓用燮『한미동맹의 미래와 우리들의 역할(米韓同盟の未来と我らの役割)』(韓国国防研究院学術セミナー発表論文、2004年)、45ページ。

¹⁶ 同盟関係非影響力国家ポジションとは韓国が韓国軍に対する軍事作戦指揮統制権を保持できず、在韓米軍司令部によって軍事作戦指揮統制を受ける同盟関係国家ポジションを意味する。

¹⁷ 非戦闘兵は戦闘に直接参加しない軍人を意味する。たとえば、衛生兵、工兵、教官等が非戦闘兵に該当する。

¹⁸ 韓国の南ベトナムに対する軍事援助は1964年9月と1965年2月の非戦闘兵援助、1965年10月と1966年4月、1966年9月と1967年6月の戦闘兵援助で区分する。そして、韓国は南ベトナムに対する戦闘兵援助により、朝鮮半島では保持しなかった軍事作戦指揮統制権を南ベトナムでは保持するようになった。南ベトナムでの軍事作戦統制指揮権の保持により、韓国の米国との同盟関係は「同盟関係非影響力国家ポジション」から「同盟関係制限的影響力国家ポジション」になることができた。そのような理由で本研究では韓国の南ベトナムに対する軍事援助を非戦闘兵援助及び戦闘兵援助などで表現する。

国家ポジションが「同盟関係非影響力国家ポジション」から「同盟関係制限的影響力国家ポジション」¹⁹になったということに関する研究の土台が成り立ったと考えられる。

本研究の公開された韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の外交文書資料を活用する。その外交文書資料の活用を通して韓国が経済力と軍事力の成長がなくても米韓同盟関係下での韓国の対米影響力の保持が可能であるということを明らかにすることが目的である。いいかえれば、米国より韓国の生存に敏感な軍事的活動地域の範囲である朝鮮半島から外れ、韓国より米国の対外政策に敏感な地域である南ベトナムで韓国が韓国の非戦闘兵及び戦闘兵に対する独自の軍事作戦統制権を保持する場合、米国に対する影響力の保持が可能であることである。そして本論文の終章では韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助が以後朝鮮半島での韓国の同盟関係国家ポジションに及ぼした影響についても明らかにする。

第2節 既存研究の考察と限界

米韓同盟関係の軍事的活動地域の範囲が朝鮮半島から外れ、南ベトナムに拡大した時の米韓同盟に関する既存研究、いわゆる韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助と関連した既存研究を考察してみると次のとおりである。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の当時から1980年代末期までの研究は資料活用と関連して1次資料に対する接近が制限的であった²⁰。したがって、1次資料中心の研究ではなく、第二次インドシナ戦争と関連した著書や新聞報道内容、あるいは関連要人の証言を土台とした研究であった。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の

¹⁹ 同盟関係制限的影響力国家ポジションとは在韓米軍司令部によって軍事作戦指揮統制を受ける同盟関係国家ポジションであった韓国軍に対して韓国も一部分軍事作戦指揮統制権を保持できる同盟関係を意味する。例えば韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の韓国は朝鮮半島での韓国軍に対する軍事作戦指揮統制権を保持できない同盟関係国家ポジションであったが、南ベトナムでは在ベトナム韓国非戦闘兵及び戦闘兵に対する軍事作戦指揮統制権を保持できる同盟関係国家ポジションにあった。

²⁰ 米国の国立文書記録庁と大統領記念館の第1次資料に対する活用が制限された時期の研究は次のとおりである。Se-jin, Kim, *Document on Korean-American Relations, 1943-1976*, (Seoul: Research Center for Peace and Unification, 1976); 崔常壽『한국과 월남과의 관계(韓国と南ベトナムとの関係)』(ソウル:韓越協会、1966年); 東亜日報社 安保統一問題調査研究会(編)『안보통일 문제기본자료집(安保統一問題基本資料集)』(ソウル:東亜日報社、1971年); 韓国外交通商部『60년대의 한국외교(60年代の韓国外交)』(ソウル:外交通商部、1971年); 吳隣煥「주월한국군(駐越韓国軍)」『韓国日報』1971年11月-72年2月; 外交通商部『한국군의 월남파병관계 문헌집(韓国軍の南ベトナム派兵関係文献集)』(ソウル:外交通商部 亞州局、1973年); 外交通商部『한국외교 30년(韓国外交30年)』(ソウル:外交通商部、1979年); 張昌国『육사졸업생(陸士卒業生)』(ソウル:中央日報社、1984年); 金聖恩「전환기의 내막(轉換期の内幕)」『朝鮮日報』1981年11月25日、11月29日、12月2日、12月4日、12月6日、12月8日付け; 李相禹「다큐멘터리 월남 파병(ドキュメンタリー南ベトナム派兵)」『月刊朝鮮』1983年8月号、252-291ページ; 李相禹『박정권 18년; 그 권력과 내막(朴政権18年; その権力と内幕)』(ソウル:東亜日報社、1986年)などがある。

当時から1980年代末期までの研究は主に韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を米韓同盟関係の韓国の対米安保依存に重点を置いて分析した。そして、韓国が「同盟関係非影響力国家ポジション」であることに焦点を置いて分析をしたため、南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助について韓国の役割は受動的ものとして現れている。すなわち、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の要因は米国の要求を拒否できなかったということに焦点を合わせていた²¹。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の当時から1980年代末期の研究と関連して韓昇州の研究論文を例に挙げる。1978年に発表された韓昇州の研究論文では基本的に韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を米国との同盟関係の産物として理解する²²。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の理由は米国の対韓安保公約が弱まらないようにすると同時に、安保公約を強めようとしたためであると分析した。したがって、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の重要な目的は朝鮮半島での米国の兵力減少を防ぐことであったと主張する。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の理由で議論される経済的側面と関連しては韓国が経済的利益を得たことは事実であるが、1965年に最初の韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の際に韓国が米国に要求した項目中、ただ一つのみが米国の韓国に対する経済的援助と関連があったと明らかにした。韓国が米国に韓国に対する経済的援助要求をした理由は韓国の南ベトナムに対する追加的な戦闘兵援助と関連して韓国国内の支持を得るためであったと分析している。

1990年代初頭の研究は資料の活用と関連しては米国の1次資料を通じた実証的検討の論文が登場した。そして、以前の研究とは異なって、韓国の自主的な判断による対南ベトナム非戦闘兵及び戦闘兵援助意図が強調された。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の理由と関連しても既存の軍事及び安保的側面に比重を置いた説明から脱して国内政治と経済問題などの多様な要素が南ベトナムに対する非戦闘兵及

²¹ このような研究の中で代表的な研究は Princeton N. Lyman “Korea’s Involvement in Vietnam” *ORBIS*, vol.12,no.2,(Summer 1968), ライマンは韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助動機を第1には朝鮮戦争時の米国の援助に対する恩恵の恩返し、第2には米国との同盟強化および、同盟のもとでの韓国のポジション改善、第3には経済的利益の考慮、第4には国際的威信の確保、第5には南ベトナムの安保が韓国の安保と直結すると理解した。金世珍の研究は第二次インドシナ戦争の派兵の結果に焦点を合わせて、韓国の対内外的地位の強化及び経済的利益に肯定的に寄与したと評価した。Se-jin, Kim, “South Korea’s Involvement in Vietnam and Its Economic and Political Impact,” *Asian Survey*, vol.10, no.6.(June 1970); Sung-Joo, Han, “South Korea’s Participation in the Vietnam Conflict: An Analysis of the U.S-Korean Alliance,” *ORBIS*, vol.21,no.4 (Winter 1978); 朴浚英「월남 파병과 한국(南ベトナム派兵と韓国)」『国際政治論叢』第二6巻、第二号、1986年; KWang-II,Baek, “An Analysis of the Security Relationship Between the United States and the Republic of Korea,” Unpublished Ph.D. Dissertation, (The George Washington Univ., 1981); 한국의 베트남 파병과 한미관계(韓国のベトナム戦派兵と米韓関係) (韓国外国語大学博士学位論文、1982年)。

²² Sung-Joo, Han, *op.cit.*, pp. 893-912.

び戦闘兵援助の原因であったことを強調した²³。

1990年代初頭の研究と関連して洪圭徳の博士学位論文を例に挙げる。この博士学位論文は米国の1次資料活用の側面と韓国の自主性を強調した。

洪圭徳の博士学位論文の核心的な主張は次にとおりである。万が一に韓国が南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を拒否した場合、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助は成り立つことができなかつたという問題意識から出発した。いいかえれば、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助は米国の影響力によることであつたが、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の積極的な意志があつたためであつたことである。続いて韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を米国が支持するようにしたという点を考慮してみると、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助は韓国の必要性によって推進された政策として理解しなければならないということである²⁴。

洪圭徳の博士学位論文は1次資料を活用し、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助に関連した米国の対応を時期別に説明し、韓国は南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を通じて米国の対韓経済援助と非戦闘兵及び戦闘兵援助に対する米国の確証を得ようとしたと主張した。そして、韓国の経済的利益の追求が南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の唯一の理由ではないが、韓国が経済的利益のために南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を活用したという点を見逃してはいけなないと主張した。

朴根好は「韓国の1960年代経済発展とベトナム戦争」という博士学位論文を通して第二次インドシナ戦争による1960年代の韓国の高度経済成長が韓国の米国に対する経済的影響力の増大のきっかけになったと主張した。特に1990年代に韓国社会の大企業の急激な成長と韓国経済の発展は「ベトナム特需」と呼ばれる南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の経済的副産物ということを当時の経済的統計資料による分析を通して主張した²⁵。

²³ 李基種「한국군 베트남 파병의 결정요인과 결과 연구(韓国軍ベトナム派兵の決定要因と結果研究)」(高麗大学大学院博士学位論文、1991年)；李基種は韓国の第三共和国政權(1963年-1972年)が直面した対内的な政治・経済状況の打開のために積極的に参戦を決めたと強調する。この論文の核心的な主張に対しては李基種「한국군 베트남 파병의 결정요인과 대외관계 전환(韓国軍ベトナム派兵の決定要因と対外関係の転換)」『國際政治論叢』第三1卷(1991年)、61-92ページ；Kyu-dok, Hong, "Unequal Partners: ROK-US Relations During the Vietnam War," Unpublished Ph.D. Dissertation, (University of South Carolina, 1991)；洪圭徳の博士学位論文の主要主張に対しては洪圭徳「파병외교와 안보신드롬: 60년대 한국외교의 평가(派兵外交と安保シンドローム: 60年代韓国外交の評価)」『國際政治論叢』第三2卷、第二号(1992年)、23-44ページ；韓国の第三共和国の政治体制が派兵決定に及ぼした影響に関しては柳允植「한국의 베트남파병 결정에 관한 연구(韓国のベトナム派兵決定に関する研究)」(明知大学大学院博士学位論文、1992年)。

²⁴ 洪圭徳 前掲論文、25ページ。

²⁵ 朴根好『한국의 1960년대 경제발전과 베트남 전쟁(韓国の1960年代経済発展とベトナム戦

1990年代半ば以後から2000年代半ばまでの研究は公開し始めた1次資料を通して韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助と関連した事実の確認が可能になった。そして、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の過程と関連して韓国が南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助ができるように米国に積極的に要請したことを強調した。1990年代半ば以後から2000年代半ばまでの代表的な研究と関連して崔東洙の博士学位論文を例に挙げる²⁶。この博士学位論文では南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助は韓国の積極的な意志の結果であることを強調すると同時に、南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を根本的に「新重商主義的(Neo Mercantilistic)」政策に重点を置いていると主張した。この博士論文の特徴の第1には、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助が韓国による持続的に推進された政策の結果であったことを明らかにした。いいかえれば、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助が米国の要請よりは韓国の積極的な意志の結果であったことを証明したことである。第2には、冷戦時代の小国の外交政策に対する分析が「大国と小国の力学関係(dyad relationship)枠組み」のみを通じた分析から脱して政策を決める小国の政策決定グループの性向に対する分析の必要性を提示したことである。

2000年代末期からの研究は次のとおりである。金秀光は1960年代以後の在韓米軍縮小は在韓米軍のトリップワイヤ(trip wire)²⁷の役割に対する「冷戦的合意」の離脱と見なされ、これに対する韓国の対応策は安保自律性強化及び米韓連合防衛態勢の強化として現れたということであると主張した²⁸。

朴昇好の博士学位論文は2006年4月に公開された韓国の政府秘密資料を土台に研究を進めて朴正熙大統領執権期(1961年 - 1979年)の自主的対米同盟戦略に関して分析した。その上に朴正熙大統領の自主的対米同盟戦略が米国の対韓政策にいかなる影響を及ぼしたかを分析することによって、米韓同盟関係の相互性を明らかにした²⁹。

Glenn Baekは韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助をPark's "Hail

争)』(博士学位論文、神奈川大学、1993年)。

²⁶ Dong-Joo, Choi, "The Political Economy of Korea's Involvement in the Second Indochina War," Unpublished Ph.D. Dissertation, (University of London, 1995); 崔東洙の学位論文の要約は崔東洙「한국의 베트남 전쟁 파병 동기에 관한 재고찰(韓国のベトナム戦争派兵動機に関する再考察)」『韓国政治学会報』第三〇巻、第二号(1996年)、267-287ページ; 1996年から開放し始めた韓国の政府の関連文書中の一部分を活用し、南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の決定過程の相互作用に対する研究は張在赫「제3공화국의 베트남 파병 결정 과정에 관한 연구: 대통령과 국회의 상호작용을 중심으로(第三共和国のベトナム派兵決定過程に関する研究: 大統領と国会の相互作用を中心に)」(東国大学大学院博士学位論文、1997年)。

²⁷ trip wireは爆発物に連結され、敵軍が触れば爆発する鉄線であるが、在韓米軍の役割に関連した軍事用語にも使われる。朝鮮半島で危機状況が発生する場合、在韓米軍が自動介入することによってトリップワイヤの役割をするということである。

²⁸ 金秀光『닉슨, 포드 정권의 대한반도 안보정책 연구(ニクソン、フォード政権の対朝鮮半島安保政策研究)』(ソウル大学博士学位論文、2008年)。

²⁹ 朴昇好「박정권의 대미동맹 전략; 비대칭동맹속의 자주화(朴正熙政権の対米同盟戦略; 非対称同盟下の自主化)」(ソウル大学大学院博士学位論文、2009年)。

Marry Pass”であると主張した。いいかえれば政権の弱い正統性によって選択の余地がなかった朴正熙大統領の政治的・経済的な悩みを一気に解決できる機会であったことであると明らかにした³⁰。

韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を中心にした研究論文と博士學位論文の場合、洪圭徳の論文以後では資料活用と関連して1次資料の解釈に集中する傾向が現れている。そして、非戦闘兵及び戦闘兵援助の決定過程に対しては韓国の意図が重要な役割をしたということを強調する研究の登場が特徴である。

韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助と関連した既存研究を通じて次のとおりの理解が可能になったと考えられる。

第1には既存研究は韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の決定と関連して韓国の安保に対する不安の解消、経済的利益の追求などの多様な要因があったことを明らかにした。第2には米国の秘密解除資料に対する接近が可能になったことである。その結果、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の問題を米国が議論し始めた時点から南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助要請の中断までの韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の問題と関連した米国の立場を正確に理解することが可能になった。第3には韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の段階別に韓国の要求事項と韓国がいかなる過程を通じて南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を決めたかを確認することができるようになった³¹。

一方、上記の既存研究の成果にもかかわらず、既存研究の限界は次のとおりである。第1には1990年代以前の研究は関連資料の不足によって1964年の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助決定当時の韓国の積極的な南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の努力についての研究ができなかったという限界がある。すなわち、米国と韓国の非対称同盟関係のもとで米国の圧力によって安保が弱まることを憂慮した韓国は南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助をしたのであり、韓国は南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の代価で対米交渉力を強めて経済的に利益を確保したという論理である。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の理由が韓国の安保の弱まりを憂慮したという主張は1965年の状況では妥当な説明である。しかし、

³⁰ Glenn Baek, “Park Chung-hee's Vietnam Odyssey: A study in Management of the U.S-ROK Alliance,” *The Korean Journal of Defense Analysis*, Vol.25, No.2 (June 2013) pp. 147-170.

³¹ 韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の条件と関連する韓国の主張を土台に援助動機を説明する研究の中で、韓昇州の研究と崔東洙の研究は相反する結論を下している。いわゆる、最初の戦闘兵援助の要求条件として提示した10個の項目中、9個が軍事的分野と関連があるという理由を挙げて韓昇州は韓国の援助動機が安保的なことであると主張する。

Sung-Joo, Han *op.cit.*, pp. 898-900. 一方、崔東洙は韓国が米国に要求した項目に韓国の安保に関するのみあり、経済的要求がない理由について米国との協定の初期段階で無理な要求は望ましくない考えであったためであったという金聖恩国防長官の意見を土台にして、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の重要な要因は経済的な目的の達成であったと主張する。Dong-Joo, Choi, *op.cit.*, pp. 153-155.

1961年の韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助に対する提案は相異なる状況のもとで成り立ったという事実を考慮しなければならないと考えられる。そして、1・21事態³²と米国の情報艦であるプエブロ(Pueblo)号事件³³の勃発で朝鮮戦争以後、最高の安保脅威状況であった1968年1月以後にも韓国は南ベトナムに対する戦闘兵援助の撤退を推進しなかった。逆に韓国が米国に韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の追加提案をしたことを考慮してみると、安保要因のみで韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助を説明することには限界がある。

第2には韓国の積極的な南ベトナムに対する戦闘兵援助の意志を認める以後の研究は最初の研究の根本的な限界を克服することに寄与した。しかし、韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の意志を経済的な側面に限定させて分析することによって、韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助が米韓同盟関係に及ぼした影響を見逃した。さらに、韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の理由が経済的な側面に限定された場合、「韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の初期から経済的な利益を優先的に行わず、南ベトナムに対する戦闘兵援助を積極的に主張した理由は何であるのか」という質問に答えることができない。結局、南ベトナムに対する戦闘兵援助に対する経済的な理由の強調は韓国の積極的な南ベトナムに対する戦闘兵援助の意志を説明することに一定部分の寄与をしたが、南ベトナムに対する戦闘兵援助と関連した他の側面を含める説明の枠組みを提供できない。

第3には既存の研究は南ベトナムに対する戦闘兵援助の結果によって韓国の対米交渉力が強まり、韓国は強まった対米交渉力を利用しようとしたことに共感している。しかし、「韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助によって韓国の対米交渉力が強まった理由は何であるのか」に対する具体的な説明が欠けている。韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の理由が安保に対する考慮と経済的利益の追求であり、米国の要求を聞き入れることによって結果的に韓国の対米交渉力が強まったという単純な図式として説明することには限界があると考えられる。そのような理由は在韓米軍の撤退とともに韓国の安保が弱まることを防ぐために南ベトナムに対する戦闘兵援助を実施したことであると、在韓米軍の一方的撤退の実施無しという約束、部分的な韓国軍の近代化援助が韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助に対する「補償、あるいは交換作用(trade-off)」をすることで南ベトナムに対する戦闘兵援助交渉が終わった場合、以後に追加的に韓国の交渉力が強まる理由がないということである。

第4には韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の結果、成り立った米国の対韓軍事援助と関連して、既存の研究は韓国が米国から物質的な援助を受けたという事実を強調

³² 朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)のゲリラ部隊が1968年の1月21日に韓国の大統領府攻撃事件である。

³³ 1968年1月23日、北朝鮮の元山港近所で情報収集活動をした米国の情報収集艦プエブロ号が北朝鮮の海軍により、逮捕された事件である。米国は北朝鮮にプエブロ号の北朝鮮領海侵犯を是認し、謝罪した。

して説明する。しかし、米国が韓国の物質的な援助の要求には応じたが、米韓同盟関係の制度的な側面の変化要求である米韓相互防衛条約の改正、韓国軍の兵力数拡大などの韓国の要求に対しては応じなかったという理由については説明しない。すなわち、米国の対韓軍事援助政策は一定の限界を設定して、設定した範囲内で進行した。そして、米国の対韓軍事援助政策は米国が想定する米韓同盟関係の目標と関連があるという事実を見逃したことでありと考えられる。結局、韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の結果で何かを得たという側面だけに集中する場合、米国の対韓軍事援助政策は韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の代価以上の他の意味を明らかにすることができないと考えられる。

第5には韓国の南ベトナムに対する自主的な非戦闘兵及び戦闘兵の援助を説明しつつ朴正熙大統領(以下 朴大統領)の援助に対する自主的な意志の結果であると強調した。しかし、南ベトナム駐屯韓国戦闘兵の軍事作戦指揮権問題に対する朴大統領の認識、いわゆる南ベトナム駐屯韓国戦闘兵の軍事作戦指揮権を南ベトナム駐屯米軍が朝鮮半島と同じように保持しても問題ないという認識については説明しない。南ベトナム駐屯韓国戦闘兵が南ベトナムで独自の戦闘活動が可能であった理由は朴大統領の自主的な南ベトナムに対する戦闘兵の援助意志があったためではなく、韓国の戦闘兵に対する作戦指揮権の保持ができたためであった。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の外交文書資料と自叙伝によると、当時の朴大統領は南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の作戦指揮権を朝鮮半島と同じように南ベトナム駐屯米軍司令部に委任しようとしたことが分かる。南ベトナム駐屯韓国軍司令部の韓国の戦闘兵に対する作戦指揮権の保持が可能であった理由は南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵司令部と南ベトナム駐屯米軍司令部との交渉の結果であった。続いて米韓同盟関係下での増加した軍事活動地域の範囲であった南ベトナムが米国と韓国でどちらに敏感な地域であるのかによることと韓国の戦闘兵に対する南ベトナムでの独自の作戦指揮権の保持が韓国の同盟関係国家ポジションに影響を及ぼしたのである。

第3節 同盟関係の形成要因に関する議論

小国が自国の脆弱な安保問題解決のために選択できる方案の一つが大国との同盟関係の形成である。したがって、本研究の分析対象である米国と韓国の同盟関係は典型的な大国と小国の同盟関係であるため、議論の焦点を大国と小国の同盟関係に合わせて考察する。

同盟関係の形成要因に対する説明は次のとおりである。第1は同盟関係の形成の主要な目的が国力の拡大にあるという立場であり、第2は理念の共有と社会、あるいは文化的類似性という要素が同盟関係の形成の可能性を高めるという立場である³⁴。いかえ

³⁴ サリバン(John D. Sullivan)は同盟関係の形成について「勢力、あるいは便宜理論(Power

れば、第1は同盟関係の形成要因を「国力(Power)」として認識する現実主義の立場であり、第2は「共通の利害、あるいは理想(Common interest or ideals)」が同盟関係の形成要因であるという理想主義の立場である。

現実主義の立場から同盟関係の形成要因を考えてみると次のとおりである。国際体制は無政府状態であるため、国家は自国の相対的国力に対して常に不安に思う。したがって、敵対国と対立している国家は国力の相対的優位を維持すると同時に増進させるためには三つの方法を選択する。第1には自国の国力を増進させる方法の選択であり、第2には他国の国力を自国の国力に合わせる方法の選択である。続いて第3には他国の国力が敵対国により増すことを遮断する方法の選択である。第1の方法を選択することは軍備競争を始めることであり、第2と第3の方法を選択すると同盟関係の形成に対する政策の追求である³⁵。

同盟関係の形成要因に対して現実主義の立場から考えてみると、同盟関係の形成要因は共通の紐帯ではなく、単に手段の問題である³⁶。いいかえれば、国家が外部の脅威に独自の能力で対抗できると判断、または同盟関係の維持費用が予想される利益を超過すると判断する場合には同盟関係を形成しない。しかし、国家が外部の脅威に独自の能力で対抗できない場合と同盟関係の維持費用が予想される利益を超過しない場合、国家は同盟関係の形成を通じて国家の安保を守る手段として活用する。上記の脈絡で考えてみると同盟関係の形成要因は「共通の紐帯」より、「国力(Power)」及び「対立(Conflict)」であると考えられる。

しかし、理想主義は同盟関係の形成要因に対する立場が現実主義の立場とは異なる。理想主義は同盟関係の形成に参加した国家が「共通の理想(common ideals)」を共有しているのかに重点を置く。したがって「同一の理想」を共有している国家とは同盟関係の形成が可能であるが、異なる理想の国家との同盟関係の形成は避けようとするという立場である。結局、理想主義の立場では同盟関係の形成要因を「共通の文化、言語、貿易、宗教、政治組織、理念などを含む同質性の政治的反映」として認識する³⁷。

or Expediency theory)とイデオロギー理論(Ideology Theory)」で区分し、「勢力、あるいは便宜理論(Power or Expediency theory)」と「イデオロギー理論(Ideology Theory)」を統合しようとする試みを「勢力-イデオロギー接近(Power-Ideology approach)」と称している。

John D. Sullivan, "International Alliances," in Michael Haas (eds), *International Systems: A Behavioral Approach*, (New York : Chandler Publishing Company, 1974), pp.104-105; 同盟関係の形成を「連合理論(Coalition Theory)」、「勢力均衡理論(Balance of Power theory)」、「国家速成科同盟参加(National Attributes and Alliance Participation)」で区分する立場に対しては Ole R. Holsti, P. Terrence Hopmann, and John D. Sullivan, *Unity and Disintegration in International Alliances: Comparative Studies*, (New York: John Wiley & Sons, 1973), pp. 4-14を参照。

³⁵ Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations: The Struggle for Power and Peace*, Sixth Edition, (New York: McGraw Hill, Inc., 1997), p. 201.

³⁶ Ole R. Holsti, P. Terrence Hopmann, and John D. Sullivan, *op. cit.*, pp. 4-5.

³⁷ Sarkees, Meredith Reid, "Interdependence and Alliance Agreement," Unpublished Ph.D Dissertation (State University of New York at Buffalo, 1981), p. 24.

一方、リスカー(George Liska)は同盟関係の形成要因が対立的状況を前提にするという現実主義の同盟関係の形成要因に対する立場を支持する。いいかえれば共同体意識が同盟関係の形成を強化する可能性があるが、共同体意識が同盟関係を形成させる場合は珍しく、同盟関係の形成要因は敵対国との対立の結果であると主張する³⁸。続いてリスカーは同盟関係の形成要因について「勢力均衡政治(politics of the balance of power)と勢力優位の政治(politics of preponderance or empire)の制度的連結」と定義し、同盟関係の形成要因が敵対国及び競争国を克服しようと希望するという部分で同一な意志の国家を結合させると主張する³⁹。

一方、ホルスティ(Ole R. Holsti)とホフマン(P. Terrance Hopmann)、サリバン(John D. Sullivan)も同盟関係の形成を「国家安保問題に関して協力(collaborate)するため、二つの以上の国家間の公式的協定」⁴⁰と定義することにより、同盟関係の形成要因が安保問題と関連していることを認めている。続いてオスグッド(Robert E. Osgood)も同盟関係の形成を「国家が特定の国家に対抗して軍事力の使用に協力を約束し、同盟関係の形成に参加した国家の軍事力使用を義務化する公式的な協定」⁴¹で定義する。結局、このような同盟関係の形成に対する定義を考察してみると同盟関係の形成要因が外部からの脅威に効果的に対応するための手段であると考えられる。

一方、同盟関係の形成要因と関連してモロー(James D. Morrow)は次のような見解を提示した。モローは国家が共通の敵対国に対し、自国の国力を結集することによって自国の安保を保障するため、同盟関係を形成する。しかし、共通の脅威が消えると同盟関係の必要性も消えるという立場を「同盟関係の形成と関連がある国力の結集モデル(Capability Aggregation Model of Alliance)」と称した⁴²。モローは「同盟関係の形成による国力の結集モデル」のもとには勢力均衡理論であり、同盟関係の形成に参加した国家は相互脅威に対する抑止という「共通の利害(common interest)」の認識を土台にしていると主張する。モローは既存の「国力の結集モデル」に対する代案モデルとして「非対称同盟関係(Asymmetric Alliance)モデル」を提示した。「非対称同盟関係モデル」の核心は小国の場合、大国が提供する安保に対する代価として自律性の譲歩が可能であり、国家は自律性と安保の中から一つを選んで政策として維持しつつ、それ以外の一つについて増大させることを選り好むが、自律性と安保が両立する場合には自律性が高まると安保が低くなる反面、安保が高まると自律性は相対的に低くなるとい

³⁸ George Liska. *Nations in Alliance: The Limits of Interdependence*, (Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1962), pp. 12-13.

³⁹ George Liska. *Nations in Alliance*, p. 3.

⁴⁰ Ole R. Holsti, P. Terrance Hopmann, and John D. Sullivan, *op. cit.*, p. 4.

⁴¹ Robert E. Osgood, *Alliance and American Foreign Policy*, (Baltimore : The Johns Hopkins Press, 1968), pp. 17-18.

⁴² James D. Morrow, "Alliance and Asymmetry : An Alternative to the Capability Aggregation Model of Alliances," *American Journal of Political Science*, vol.35,no.4 (November 1991), p. 904.

うことである⁴³。続いてモローは同盟関係理論を国力の結集モデルの範囲の中に統合させた後、同盟関係の形成要素が安保のみではない非対称性をもとに形成される可能性もあると主張する⁴⁴。

結局、モローは既存の「国力の結集モデル」の範囲を超える試みをしたと考えられる。したがって、次の節では既存の「国力の結集モデル」と「非対称同盟関係モデル」を比較してみることににより、「国力の結集モデル」と「非対称同盟関係モデル」の相異を検討してみる。

第4節 国力の結集モデルと非対称同盟関係モデルの比較

国力の結集モデルが想定している同盟関係の機能を説明してみると次のとおりである。リスキーは国家間の物質的能力の差が同盟関係を形成させる重要な原因であり、各国家は主に不足した国力の増大及び同盟関係国家の国力の使用を統制する目的で同盟関係を形成すると主張する。続いて同盟関係の機能を第1には国家の安全のため、国力の結集、第2には同盟関係の参加国家に対する統制、第3には国際秩序の増進であると主張する⁴⁵。

しかし、国家が同盟関係の形成を通じて利益のみを得るわけではない。同盟関係の形成が外部の脅威に対抗するための「対抗同盟(counter alliances)」を誕生させることにより、逆に脅威を増大させる可能性がある⁴⁶。特に、小国の場合には大国との同盟関係の形成による問題点は次の通りである。第1には同盟関係の目的が消えても大国が同盟関係を終息させようとしなない可能性がある。第2には大国との同盟関係が大国間の紛争にまきこまれる可能性がある。第3には多数の外国軍の駐屯は小国に脅威になる可能性があるということなどの指摘がある⁴⁷。

続いて「非対称同盟関係モデル」が主張する同盟関係の機能を説明する。モローは同盟関係に関する典型的な見解であるといえる「国力の結集モデル」は同盟関係のモデルの特殊な事例に過ぎないと主張する。同盟関係の機能は同盟関係の「国力の結集モデル」のように単純な理由のためのみではなく、小国と大国の同盟関係の多様であると同時に両立できる利害を発展させていける機会を提供すると主張する。いいかえれば、大国は対外政策の現状維持に変化を追求するために同盟関係を利用する可能性もあり、小国は大国に軍事基地の提供と対内及び対外政策に対する協力と譲歩を提供することによって大国の行動の自由を高める代わりに外部的脅威から自国の安全を保

⁴³ *Ibid.*, pp. 905-906.

⁴⁴ *Ibid.*, p. 906.

⁴⁵ George Liska, *Alliances and the Third World*, p. 23-25.

⁴⁶ Ole R.Holsti, P. Terrence Hopmann, and John D. Sullivan, *op.cit.*, pp. 39-40.

⁴⁷ Michael I, Handel, *Weak States in the International System*, (London: Frank Cass, 1990). pp. 127-129.

証されることができるとい主張である。そして、このような小国と大国との非対称同盟関係下での安保と自律性の交換同盟関係においての小国は自律性の損失を通じて安保分野で多くの量の利益を確保することができると自律性を大国に譲歩する。したがって、大国と小国間の同盟関係で大国は同盟関係の対象小国に安保を提供する代わりに、同盟関係の形成条件として自律性の譲歩を要求するということである。大国が小国との同盟関係の形成条件として自律性の譲歩を要求する場合、小国は大国に安保分野の利益を提供することはできないが、大国の自律性を高める譲歩を提示することはできる。小国が大国に提供できる譲歩には軍事基地の提供、小国の国内問題に介入できる協定などがある。大国の小国に対する安保提供と小国の大国に対する自律性を提供するという状況で大国と小国間の相互交換は自然であるということである。モローの同盟関係の分析によると、国家間の同盟関係は対称同盟関係よりは非対称同盟関係が多くて国力の大きさも同等でない同盟関係が多いという。そして、非対称同盟関係の場合を想定してみると小国は大国に利益を提供する能力がないため、同盟関係を形成できない場合も発生する。例えば、軍事戦略的地域が大国の誘引になる場合にはすべての小国が大国を誘引できる軍事戦略的地域を占有してられないためである⁴⁸。いいかえれば、小国の地政学的位置が大国の世界軍事戦略及び地域軍事戦略と関係がない場合、大国は小国との同盟関係を形成しない。

結局「国力の結集モデル」と「非対称同盟関係モデル」間の同盟関係の相異を区別してみると「国力の結集モデル」が同盟関係の形成要因を主に安保的次元での共通の利益に集中する。しかし「非対称同盟関係モデル」は基本的に大国の同盟国が小国の同盟国に安保的次元の利益を保障する代わりに小国の同盟国から行動の自律性を提供してもらうという点を強調しているということが分かる。このような安保と自律性間の相関関係は大国と小国間に現れる特性の一つであるが、モローは安保と自律性の相関関係が国家間の国力を基準として一方的に成り立たなく、国家間の利益と費用計算を通じて成り立つため、相対的自律性の大きさが変化する可能性が存在するということに焦点を合わせている。

同盟関係国家の相互間の利益を決める要素と関連がある「国力の結集モデル」の立場は二つの立場に分けて考察することができる。第1の立場は同盟関係において現実主義の立場を反映したことで同盟関係の形成による利益は同盟関係の参加国家間の国力の配分に比例すると考えられる。いいかえれば影響力が高い同盟関係国家であればあるほどより多くの利益を同盟関係の形成を通じて得ることが可能であることである。

スナイダーとティジン(Glenn Snyder and Paul Diesing)の主張は上記の現実主義の立場を次のとおりに説明する。いいかえれば、同盟関係の「相互依存の非対称性(Asymmetry of Alliance Interdependence or Asymmetries in Degree of Dependence)」が同盟関係の国家間の交渉において影響力を決定し、同盟関係の形成による利益と費用

⁴⁸ James D. Morrow, *op. cit.*, pp. 907-916.

(costs and benefits)の配分を決定するということである⁴⁹。そして、同盟関係の相互依存性の非対称性というのは同盟関係の相手国家の協力を必要とする程度を意味する⁵⁰。結局、国力の非対称性が存在する同盟関係下では小国が大国に依存するようになるため、同盟関係の形成から派生する利益の配分にも自然に国力の差が反映するという論理である。

続いて第2の立場は小国と大国間の同盟関係において小国は大国の意志により受動的に動くという第1の現実主義の立場とは相異し、小国も大国に対して影響力を発揮することができるということである。すなわち、同盟関係国家の相互間の利益を決定する要素である「国力の結集モデル」と関連し、同盟関係下の小国の同盟関係ポジション向上の可能性を認める立場である。

代表的にコヘイン(Robert O. Keohane)は小国と大国間の同盟関係を検討して大国が小国よりすぐれた軍事力と経済力を保持していても、かえって小国が大国の政策に影響を及ぼすことができる状況が存在するということを提起している。いいかえれば、大国の主導によって小国の安保を守る世界的次元の介入政策を追求する場合、小国は大国の世界的次元の介入政策によって自国の利益を取ることができる機会が拡大するという立場である⁵¹。

結局、軍事的及び経済的な側面の大国が小国より相対的に優位であっても大国の利益を小国に全部貫徹させることができるのではなく、「弱さ(Weakness)」は脆弱性を意味すると同時に交渉の重要な資産になり得るということである⁵²。

ハンデル(Michael I. Handel)は冷戦期のソ連と米国間の主導権競争が結果的に小国の防衛費支出の減少と安保の安定を維持したという立場をとっている。そして、小国は自国に対する大国からの自動軍事介入による安保の約束があればあるほど、大国の地域防衛政策において自国が重要な地域であると判断するため、安保にさらに少ない資源を投資すると同時に、安保ただ乗り政策をとる。たとえば、北東アジアで米国の

⁴⁹ Sarkees, Meredith Reid, *op. cit.*, pp.3-4.

⁵⁰ 相手国家に対する依存を減少させ、協議過程で交渉力を増大させることは次の三つ要素の作用であると主張する。第一には軍事的能力、第二には敵国及び連合した敵国の勢力、第三には同盟関係に対する代案の存在の有無である。Glenn Snyder and Paul Diesing, *Conflict Among Nations*, (Princeton:Princeton University Press, 1977), pp.429-430; リスカー(George Liska)は大国と小国間に形成された集団安全保障体制下での小国は集団安全保障体制下での安保の「生産者(producer)」より、安保の「消費者(consumer)」の役割を担当するようになるという見解を提示している。大国と小国間に形成された集団安全保障体制下での小国の機会と制限については George Liska, *International Equilibrium: A Theoretical Essay on the Politics and Organization of Security*, (Cambridge: Harvard Uni. Press, 1957), pp.25-28 参照。

⁵¹ Robert O. Keohane, "The Big Influence of Small Allies, *Foreign Policy*, vol. XXIII, No.2, (Spring 1971), pp.161-182.

⁵² *Ibid.*, p.162. コヘインは小国が同盟関係を形成しない状況よりは同盟関係を形成した状況で大国に対する影響力を発揮すると主張した。続いて大国との同盟関係下での小国の交渉能力は大国に対する「一方的依存同盟関係」より「相互依存的同盟関係」の状況で交渉能力を発揮すると主張した。

ソ連や中国に対する封じ込め政策のため、米国からの日本や韓国に対する自動軍事介入による安保の約束があればあるほど、日本と韓国は米国のソ連や中国に対する封じ込め政策において重要な地域であると判断する。そのような理由によって日本と韓国は自国の安保にさらに少ない資源を投資すると同時に、安保ただ乗り政策をとるということである。

一方、小国の安保に対する少ない資源の投資と相当な程度のただ乗りの形態は二つの理由があると分析されている。第1には小国が自国の防衛力を向上しても大国の攻撃に抵抗できないため、自国の防衛力に対する向上のための投資を資源のむだづかいであると判断するということである。第2には核兵器の発達によって小国は相互間の核抑止が戦争を予防するため、使われることもない在来式兵器に投資する政策は賢明な政策ではないと判断するということである⁵³。

一方、ハンデルは両極体制下では大国間の競争と緊張の水準が高ければ高いほど同盟関係の形成と維持のために使う費用の水準が高まって、大国間の国力の配分が均等すればするほど大国間の小国の確保競争が激しくなるため、小国の交渉力は増大すると主張する⁵⁴。

しかし、大国間の協力が増加すればするほど小国の協力に対する補償は小さくなって最悪の場合には大国がお互いの影響圏を認め、大国間に小国の領土を分割することも可能であると警告している⁵⁵。大国がお互いの影響圏を認め、大国間に小国の領土を分割することは小国において国際体系の構造よりも大国間の関係がどのような状態を成し遂げているかということが重要であるということを描いている⁵⁶。

上記の同盟関係に対する議論と関連して、モローの「非対称同盟関係モデル」では同盟関係国家の相互間の利益の大きさは単純に国力の配分状態を反映することではないという立場である。すなわち、同盟関係の参加国の利益の大きさは参加国の計算によって変わるということである。したがって、モローの「非対称同盟関係モデル」によると、非対称同盟関係下の小国が「国力の結集モデル」での小国に比べて小国の同盟関係ポジションを変化させる可能性が高いということである。すなわち、非対称同盟関係下では、小国の国力が強化すればするほど、そして大国の国力が弱まれば弱まるほど、小国は大国から新しい譲歩を受け取ろうとする可能性と以前の義務を除去しようとする可能性が生じるということである。結局、同盟関係国家間の国力の変化があると再協議の必要性は生じるということである⁵⁷。

⁵³ Michael I, Handel, *op. cit.*, pp.148-151.

⁵⁴ *Ibid.*, pp.129-131.

⁵⁵ *Ibid.*, pp.194-195.

⁵⁶ *Ibid.*, p.258.

⁵⁷ James, D. Morrow, *op. cit.*, pp.905-906.

第5節 米韓同盟関係下での韓国の米国に対する影響力の分析枠組みの提示

米韓同盟関係を同盟関係理論で説明してみると「非対称同盟関係」に該当する。米韓同盟関係は非対称性であるが、非対称性というのは米国と韓国間の非対称的な国力の差を意味すると同時に、米国が韓国の安保を保障する代わりに韓国は韓国での自律性を米国に譲歩するという意味である。

韓国は朝鮮戦争期(1950年6月～1953年7月)から米国の軍事力に一方的に依存すると同時に米国から安保の保障を受けた。一方、米国は米国が追求する共産主義国家の膨張に対する抑制の効果的な実行のため、朝鮮半島の安定が必須であった。そして、朝鮮半島の安定のためには韓国の共産主義国家の膨張に対する抑制力の維持とともに韓国による敵対行為誘発の予防までを含んだ。したがって、米国はこの効果的な共産主義国家の膨張に対する抑制という目的の効果的な実行のため、韓国との同盟関係を通して韓国の安保を保障すると同時に韓国に対する制度的統制と政策決定過程への影響力行使によって韓国の自律性を制限した。米国の韓国に対する安保提供と韓国の米国に対する自律性提供という米韓同盟関係の特徴によって、米韓同盟関係に対する分析は「パトロン-クライアント国家関係(patron-client state relationship)モデル」を通じて成り立ってきた。しかし、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の米韓同盟関係はパトロン-クライアント国家関係モデルを通して説明できない部分がある。したがって、第5節では韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の米韓同盟関係に対するパトロン-クライアント国家関係モデルの説明が制限される理由を確認する。続いて韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の米韓同盟関係に対する説明が可能であるパトロン-クライアント国家関係モデルを補完する。すなわち、基本的にパトロン-クライアント国家関係の米韓同盟関係下で、韓国の米国に対する影響力が強化された場合には米国の韓国に対する対応の説明が可能であるパトロン-クライアント国家関係モデルの形態を提示する。

パトロン-クライアント国家関係モデルの特徴について、ハンデルは次のとおりに要約した。第1、同等ではない国力と国際体制下での同等ではない国家ポジションの行為者間に物質的財貨及び安保の代価としての用役、忠誠、服従を提供しつつ「相互性(Reciprocal)」を基礎にするがパトロン-クライアント国家関係ではパトロン国家に有利である。第2、物質的財貨及び保護と用役、忠誠、服従の交換はパトロン国家とクライアント国家によって相互評価され、パトロン-クライアント国家関係は自発性と強圧間の均衡である。第3、パトロン-クライアント国家関係下でパトロン国家の交渉力が当然強くて、パトロン国家はパトロン国家が支援できる能力を基盤としてクライアント国家を募集する。第4、国際体制下でのクライアント国家の国家ポジションは同一の物質的財貨及び安保の提供が可能であるパトロン国家等の存在とパトロン国家等から利益を得ることができるクライアント国家の機動力の有無によって決定されるという

ことである⁵⁸。

一方、シューメーカーとスパニアー(Christopher C. Shoemaker and John, Spanier)もパトロン-クライアント国家関係について次のとおりに提示した。第1にはパトロン-クライアント国家間の軍事力の格差が存在し、クライアント国家は独自の能力で国際体制下での軍事大国になる可能性及び自国の安保を独自の能力で解決できないということである。第2には、パトロン国家がクライアント国家との同盟関係を通して利益を得れば得るほどパトロン国家はクライアント国家をもっと価値があるように認識する。そしてパトロン国家がクライアント国家を認識する場合、クライアント国家から譲歩を得るために特別資金及び軍事装備の援助が成り立つ場合もある。第3には長期間のパトロン国家とクライアント国家間の同盟関係は国際体系に対する観察者にパトロン国家とクライアント国家が密接に関連しているという認識を持つという特徴がある⁵⁹。

そして、パトロン国家とクライアント国家間の交換は「相互依存的安保体制」として同盟関係を形成させ、クライアント国家の安保と関連して、パトロン国家とクライアント国家間に「機能的分業」を形成するようにする⁶⁰。したがって、パトロン-クライアント国家関係が形成するとクライアント国家は安保に関してはパトロン国家の援助を受ける代わりにパトロン国家からの対外的な政治及び軍事的自律性の譲歩を甘受しなければならないということである。結局、クライアント国家はパトロン国家との関係において下位的な役割を担当するようになる。そして、クライアント国家のパトロン国家との不平等な同盟関係は主に安保に対する「脅威状況」の存在と関連がある。続いてパトロン国家との不平等な同盟関係下でクライアント国家が得る利益は安保に対する不安定感を軽減させて国内政治の安定と国際的国家ポジションを格上げさせることができるということである。

パトロン国家はクライアント国家がしたがうことを期待してパトロン国家の「影響圏」で支配的な影響力を行使するがパトロン国家の覇権的ポジションとパトロン国家としての能力を維持しなければならないという負担を持つようになる。そして、クライアント国家に対するパトロン国家の支配的な影響力の範囲と持続はクライアント国家が直面している安保の脅威、クライアント国家の戦略的価値、そしてパトロン国家の信頼度によって左右されるということである⁶¹。

⁵⁸ Michael I. Handel, *op.cit.*, pp.132-133.

⁵⁹ Christopher C. Shoemaker and John Spanier, *Patron-Client State Relationships: Multilateral Crises in the Nuclear Age*, (New York: Praeger publishers, 1984), p.13.

⁶⁰ Wook hee Shin, *Dynamics of Patron-Client State Relations: The United States and Korean Political Economy in The Cold War*, (Seoul: Americans Studies Institute Seoul National University, 2003), pp.19-20.

⁶¹ 申旭希『国際政治論叢(국제정치논총)』「동아시아에서의 후견-피후견 국가관계의 동학: 국가변화의 외부적/지정학적 근원(東アジアでの後見-被後見国家関係の動学: 国家変化の外部的/地政学的根源)」Vo132. No2. 1992年 180-181ページ。

一方、パトロン-クライアント国家関係下でのクライアント国家はパトロン国家の立場に従わなければならない、持続的にパトロン国家を満足させようと努力する。このような場合において、クライアント国家はパトロン国家のニーズを強要される場合もあるが、クライアント国家が自発的にパトロン国家のニーズを提供する場合もあるということである。ハンデルはクライアント国家のパトロン国家のための自発的ニーズ把握の特性を「非公式性」として表現する。そして、クライアント国家はパトロン国家の意図にクライアント国家の外交政策を調整して合わせるため、パトロン国家は公式的にクライアント国家の意図を伝達する必要がないと主張する⁶²。したがって、理想的な形態のパトロン-クライアント国家関係下でのクライアント国家はパトロン国家からの信頼を積むために、自発的に行為の制限を設定してパトロン国家に協力する決定を下すと強調した⁶³。

米韓同盟関係に関する既存の研究はパトロン-クライアント国家関係モデルを通して成り立った⁶⁴。米韓同盟関係が非対称的な依存関係を基礎に成り立ち、パトロン-クライアント国家関係モデルの同盟関係の形成は1953年当時の状況を基準として判断してみると当然の結果という認識を共有する。そして米韓間の同盟関係下で韓国の同盟関係国家ポジションが一方的対米依存的な同盟関係国家ポジションから相互依存的な同盟関係国家ポジションに変化した時点を1970年代以後であると評価する⁶⁵。

実際に韓国は安保に対しては米国の全面的な援助を受ける代わりに自律性に対しての譲歩を甘受した。結果的にクライアント国家としての韓国は安保を米国から保障されると同時にパトロン国家としての米国は共産主義国家の膨張を封じ込めようとする米国の世界戦略と地域戦略を効果的に遂行することができた。

上記の事実を通して考えてみるとパトロン-クライアント国家関係モデルは米韓同盟関係の分析のため、適正性がある理論の枠組みである。しかし、パトロン-クライアント国家関係モデルの適正性にもかかわらず、パトロン-クライアント国家関係モデルの分析枠組みを韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の米韓同盟関係に適用する場合、次のような問題点が発見されるということを目ししなければならない。

⁶² James N. Rosenau, *The Study of Political Adaptation*, (N.Y.: Nichols Publishing Company, 1981), pp.57-87.

⁶³ Michael I. Handel, *op.cit.*, pp.134-135.

⁶⁴ Sung Joo, Han, "The Republic of Korea and the United States: The Changing Alliance," *Korea and World Affairs*, vol.1, No.2, (Summer, 1977), pp.117-139; Hong Koo, Lee, Chong Wook, Chung, "Foundations of Future U.S.-Korea relations: Toward a Community of Mature Partners," *Journal of Northeast Asian Studies*, Vol.1, No.1, (March, 1982).

⁶⁵ 李相禹は1953年の当時の韓国が経済的に立ち遅れであり、自衛能力を保持していなかったため、韓国の一方向的対米依存は当然であったと評価した。李相禹「한미안보관계: 평가와 전망 (米韓安保関係: 評価と展望)」韓昇州(編)『전환기의 한미관계(転換期の米韓関係)』ソウル: 天風印刷株式会社、1998年 51-52ページ。

まずパトロン-クライアント国家関係モデルの論理を単純化すると「同盟関係においてクライアント同盟関係国家は自国の安保がパトロン同盟関係国家を通じて保障される代わりに対外的な行為の自律性の制限を甘受する。そして、パトロン-クライアント国家間の同盟関係下でのクライアント同盟関係国家の政策決定はパトロン同盟関係国家の影響力によることであることもあるがクライアント同盟関係国家の自発性に起因することもある」と整理できると考えられる。

そしてパトロン-クライアント国家関係モデルの論理からづぎのとおり命題が可能である。第1、パトロン-クライアント国家関係下でのクライアント同盟関係国家は自国の安保を弱体化させる選択を自発的にしないことである。第2、クライアント同盟関係国家は自国の安保が保障されない場合にはパトロン同盟関係国家に自国の自律性を譲歩する必要がない。第3、パトロン同盟関係国家との信頼を積むため、クライアント同盟関係国家が自発的にパトロン同盟関係国家のニーズを満足させる政策の決定を下した場合、クライアント同盟関係国家はパトロン同盟関係国家の政策路線を忠実に支持する。

上記の命題を韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の米韓同盟関係に適用してみると次のとおり主張が可能である。第1、米国から安保を保障される立場であった韓国が自発的に南ベトナムに非戦闘兵及び戦闘兵を援助、特に南ベトナムに対する戦闘兵の援助を通して韓国の安保を自発的に弱体化させる理由がなく米国の影響力によって韓国がやむを得ず南ベトナムに非戦闘兵及び戦闘兵の援助を決めたとすると韓国は米国が要求する水準以上の戦闘兵援助を積極的に考慮する理由がない。第2、米国の対韓防衛公約が確かでない状態であると、韓国は米国の非戦闘兵及び戦闘兵の援助、特に戦闘兵の要請に積極的に応じる必要がないのである。第3、韓国が米国の信義を得る目的として自発的に南ベトナムに非戦闘兵及び戦闘兵を援助したとすると、韓国は南ベトナムでの戦闘実行と関連して米国の政策路線を忠実に従うべきであると同時に南ベトナムからの非戦闘兵及び戦闘兵に対する撤収問題も米国の意志に従って決定しなければならない。

しかし、上記の仮説と韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の最初の提案から南ベトナムからの撤退に至るまでの米韓同盟関係下での現象とは距離が現れる。第1、韓国は北朝鮮よりも軍事力が劣勢に置かれていた1961年末期の時点から自発的に戦闘兵の援助を提案し、1968年1月21日に北朝鮮ゲリラによる韓国の大統領府奇襲事件という安保危機下でも戦闘兵の追加援助を議論し、戦闘兵援助の規模面でも米国が要求する水準より大規模の戦闘兵援助を自発的に提案した。

1960年代の初頭から半ばまでの韓国の空軍力は北朝鮮の空軍力の2倍以上の劣勢であった。韓国の空軍力の劣勢によって韓国のソウルは北朝鮮の空軍の先制奇襲攻撃に脆弱な状況であった。

〈表 1〉1963年-1967年の北朝鮮と韓国の空軍力規模

区分	北朝鮮(DPRK)	韓国(ROK)
	戦闘機	戦闘機
1963年	500	176
1964年	500	168
1965年	500	185
1966年	500	214
1967年	460	217

出所：韓国国防部軍史編纂研究所『国防史(第4集)』（ソウル：韓国国防部、2002年）、615ページ。

第2、米国が韓国の南ベトナムに非戦闘兵及び戦闘兵援助を要請した時点に在韓米軍の撤退問題によって韓国は安保に対する不安な状況であった。第3、南ベトナム問題と関連して韓国は米国より強力な軍事的解決を主張し、南ベトナムに駐屯中の韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の撤退問題は基本的に韓国の判断であり、米国と南ベトナムとの第3国間の協力に基づいて撤退問題が議論されたことである。

一方、パトロン-クライアント国家関係が想定する基本仮説をクライアント同盟関係国家のすべての行為を説明できる論理で形成されている。したがって、クライアント同盟関係国家の外交政策決定がパトロン同盟関係国家の強圧によって成り立った場合にもパトロン-クライアント国家関係論理で説明が可能であり、クライアント同盟関係国家の決定が自発的に成り立った場合にもパトロン-クライアント国家関係論理で説明が可能である。パトロン-クライアント国家関係分析枠組みの論理のとおりであると、韓国が1961年に自発的に南ベトナムに対する戦闘兵援助を提案したことは米国との同盟関係強化及び未来のための投資ということで提案をしたと説明できる。そして、1965年の南ベトナムに対する戦闘兵援助についてはパトロン同盟関係国家がクライアント同盟関係国家の対外的政策の決定に影響力を行使した事例であると主張することができると思われる。

しかし、パトロン-クライアント国家関係論理を韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の米韓同盟関係に適用する場合、上記に現れた通り、実際の状況を仮説の論理のみでは説明することはできない限界に直面することになる。

結局、韓国が南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵を援助していた期間にも米国は相変わらず韓国の安保に核心的役割を遂行するパトロン同盟関係国家として活動していた。それにもかかわらず、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の推進、そして撤退はパトロン-クライアント国家関係モデルが基本的に想定している論理とは相違して推進された。したがって、本研究の意義の一つはパトロン-クライアント国家関係分析枠組みの説明力の限界を発展的に補完することにより、米韓同盟関係下での韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の韓国の米国に対する影響

力について説明できる分析枠組みを提示することである。

米韓同盟関係下での韓国の米国に対する影響力と関連がある同盟関係国家ポジションを分析するため、まず韓国の米国に対する影響力の変化の分析をする。韓国の米国に対する影響力の変化を分析する理由は国家の影響力というものは国家のポジションと関連があるためである。そのような理由で本研究ではコヘインが大国と小国を分類する基準として国際体制に対する影響力という概念を米韓同盟関係下での米国と韓国間の相互影響力を分析することに適用する。そして、コヘインは小国が大国の政策に影響力を及ぼすことができる状況が存在するということを主張した⁶⁶。

上記のとおり、コヘインの主張を基準にして米韓同盟関係下での韓国が米国に対する影響力を及ぼすことができた理由を考察してみるとつぎのとおりである。第1には米国の南ベトナムに対する積極的な軍事的介入と関連がある。第2には韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助によることである。このような理由で米韓同盟関係下での韓国の米国に対する影響力を分析するため、まずコヘインの国際体制に対する国家の影響力について説明する。

コヘインの国際体制に対する影響力の中心の「体制役割(systemic role)」で国家分類方式を説明してみると次のとおりである。一極体制(unipolar system)の帝国と両極体制(bipolar system)の両大国のように、体制形成に決定的役割ができる「体制決定力国家(system-determining state)」、単独の国力で体制形成に決定的役割は無理であるが、体制の本質に重要な影響力を及ぼすことができる「体制影響力国家(system-influencing state)」、単独の国力で体制に影響を及ぼすことは無理であるが、地域的国際組織と同盟などを通じて体制に重要な影響を及ぼすことが可能である「体制制限的影響力国家(system-affecting state)」、そして体制に対する影響力がない「体制非影響力国家(system-ineffectual state)」に区分する。そして、このような体制における小国の対外政策は国際関係の現状を再編成することではなく、現状に対する順応であると見なす⁶⁷。

上記のような国際体制に対する影響力の中心の「体制役割」で国家分類方式の区分を同盟関係国に適用してみると、同盟関係の目標を決定できる国家、同盟関係の目標に一定部分変化をもたらせる国家、同盟関係の目標に影響を及ぼすことは無理であるが、同盟関係に対して制限的影響力がある国家、そして同盟関係に影響力がない国家に分類できる。本研究では各々「同盟関係決定力国家(alliance relation-determining state)」、「同盟関係影響力国家(alliance relation-influencing state)」、「同盟関係制限的影響力国家(alliance relation -affecting state)」、「同盟関係非影響力国家(alliance relation-ineffectual state)」で称する。

上記のとおり、米国は韓国の安保に対して責任を負う代価で韓国の自主性に影響を

⁶⁶ Robert O. Keohane, *op. cit.*, pp.161-162.

⁶⁷ Robert O. Keohane, "Lilliputians Dilemmas: Small States in International Politics," *International Organization*, vol. XXIII, No.2(Spring 1969), pp.295-296.

およぼすことにより、効果的な地域政策推進が可能であった。そのような理由は米韓同盟関係の軍事的活動地域の範囲が朝鮮半島であったためであった。米国はソ連と中華人民共和国(以下、中国)に対する封じ込め政策の推進のため、韓国の安保維持が必須であった。そして、韓国は国家の生存のため、「同盟関係非影響力国家ポジション」を維持しなければならなかった。しかし、米国の南ベトナムに対する積極的な軍事介入によって勃発した第二次インドシナ戦争は韓国に「同盟関係非影響力国家ポジション」から脱することができる機会を与えた。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助することによって米韓同盟関係の軍事的活動地域範囲に南ベトナムという「新軍事的活動範囲地域」が登場した。「新軍事的活動範囲地域」の登場によって朝鮮半島に限定された両国の同盟関係の軍事的活動範囲地域は南ベトナムまで拡大され、朝鮮半島では韓国が韓国軍に対する軍事作戦指揮統制権を在韓米軍に委任し、韓国の安保に関して在韓米軍に依存する同盟関係国家ポジションであったが、南ベトナムでは韓国が南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵に対する独自の作戦指揮権を保持し、南ベトナムと南ベトナム駐屯米軍に韓国の非戦闘兵及び戦闘兵を援助する同盟関係国家ポジションになったためであった。このような米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションの変化は一時的であったが、既存の「同盟関係非影響力国家ポジション」から脱して「同盟関係制限的影響力国家ポジション」に変化させた。米国は依然として韓国の安保に対する責任を負っていたが、米国が韓国に一方的な影響力を行うことができる能力は部分的に制限されるようになった。

米国は韓国との同盟関係において朝鮮半島の安定という既存の目標を維持すると同時に第二次インドシナ戦争に対する効果的な遂行のため、韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助を引き出さなければならない新しい目標が追加された。そして、米国は二つの目標の追求のために結果的に韓国の影響力から自由になれない同盟関係国家ポジションになったことである。米国は南ベトナムで米国を軍事援助する韓国に韓国安保の保障者としてのイメージを強めることによって韓国の米国に対する信頼を確保しなければならなかった。そのような信頼が確保される時、米国が朝鮮半島で追求する既存の目標と韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助という新しい目標を同時に達成できるためであった。結果的に韓国の根本的な国力の変化がない状況でも米国に影響力を及ぼすことができる同盟関係国家ポジションになった理由は単純に南ベトナムに対する戦闘兵援助の代価ではなかった。それは米国の北東アジア地域政策のもとで韓国の戦略的価値という第1の要因と韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助を通じて形成された「制限的対米影響力」という第2の要因の結果物であった。

上記の結果物の誕生には米国が推進した封じ込め政策と関連があった。1947年のトルーマンドクトリン(Truman doctrine)以後、米国の対アジア政策は封じ込め政策の一環として推進された。当時、ソ連のブロック政策に対抗するための米国の手段は同盟を通じる対応であった。これは両極体制の元で中立を選ぶ国家はないという仮説を土台

としていた⁶⁸。そしてこのような封じ込め政策はケナン(George F. Kennan)の主張のとおり核心地域の防衛に集中する「核心地域防衛(Strong Point Defence)」であり、基本的な性格はソ連の膨張に対する防衛であった⁶⁹。

米国の対朝鮮半島政策はソ連の膨張を抑止する意図のもとで形成されたため、その性格は防衛的であった。このような防衛的な対朝鮮半島政策における米国の対韓政策は外部からの脅威のみではなく、内部の脅威を抑止しようとする目標も含まれていた。いいかえれば、米国は共産主義国家による脅威を抑止すると同時に韓国による新しい戦争勃発の抑止という「現状(Status Quo)」維持を対韓政策の基本土台とした⁷⁰。米国は朝鮮半島に対する現状維持に対する脅威についてつぎのとおりに見なした。第一には外部からの脅威であり、第二には同盟国である韓国による朝鮮半島での戦争勃発という脅威であった。

上記の内容を土台として米国は米国が想定した朝鮮半島での米国の利益を防衛するための措置を積極的に推進しようとしたと考えられる。米国は南ベトナムに対する非戦闘員及び戦闘員の援助によって「同盟関係非影響力国家ポジション」から「同盟関係制限的影響力国家ポジション」になった韓国の対米要求を選択的に受け入れると同時に既存の「米韓同盟関係の目標」を維持しようとした米国の対韓同盟政策に対しては核心地域の防衛に集中する「核心地域防衛(Strong Point Defence)」を応用し、核心目標の防衛に集中する「核心目標防衛壁(Strong Purpose Defence)」の概念で説明ができる。

上記のような分析枠組みの提示のため、本研究ではAll round perimeter defense⁷¹という概念を活用する。All round perimeter defenseは防衛しようとする目標の外部を陣地で円く取り囲むことであり、防衛の目的は「保存(Preservation)」である。カールフォンクラウゼヴィッツ(Carl Von Clausewitz)は目標を防衛するため、三つの方法があると主張した⁷²。第1には敵軍が戦域で攻めて来る時、敵軍を攻撃することであり、第2には

⁶⁸ Norman A. Graebner, *Cold War Diplomacy: American Foreign Policy, 1945-1975, Second Edition*, (New York: D. Van Nostrand Company, Inc., 1977), p.91.

⁶⁹ John Lewis Gaddis, *Strategies of containment a critical appraisal of American national security policy during the Cold War*(London: Oxford University Press,2005), pp.54-126.

⁷⁰ 姜声鶴は朝鮮半島で発生した代表的な危機であるプエブロ(Pueblo)号拉致事件、EC-121機撃墜、板門店斧事件を事例で平和の遠因と近因を分析した結果、このような危機が拡大しなかった重要な理由は米国とソ連が自国の利益のために直接的な衝突を避けたためであると主張した。そして、このように米ソが直接的な衝突を避けた理由は核兵器に対する恐怖と両極体制に対する影響であったと主張した。Sung-Hack, Kang, "Crisis Management under Armistice Structure in the Korean Peninsula," *Korea Journal*, vol.31, no. 4(Winter 1991), pp.14-28.

⁷¹ All round perimeter defenseはEdward N. Luttwakがローマの防衛戦術を説明しながら使った概念である。これは防衛の最大兵力は敵の攻撃方面に配置させ、他の方面からの敵の攻撃に対しても対応できる防衛形を意味する。Edward N. Luttwak, *The Grand Strategy of the Roman Empire: From the First Century A.D. to the Third*, (Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press, 1979), pp. 19. 130-131.

⁷² Carl Von Clausewitz, *On War*, Michael Howard and Peter Paret(Edited and Translated), (New Jersey: Princeton University Press, 1976), p.357.

防衛線に陣地を設置して敵軍が攻撃する前に敵軍を攻撃することである。第3には防衛線の内部で撤退することである。このような防衛方法の中で第2の防衛方法の利点は防衛する側の防衛陣地を攻撃する側が見て自発的に攻撃を止める可能性があることである⁷³。

上記の防衛方法の主張を土台に米韓安保同盟関係を考察すると、米国は米国が想定する朝鮮半島での安保同盟目的を維持しようとしたと考えられる。そして米国の目的に反する韓国の要求は米国の国益に害になるため、米国の目的を積極的に防衛しようとしたという仮定ができる。このような仮定を土台に米韓安保同盟関係が分析できる枠組みの基本論理は防衛の論理から類推した。第1には防衛しようとする目標に対する外部脅威の強度が低い時、防衛者は最少の防衛兵を配置して目標を防衛する。第2には防衛しようとする目標に対する外部脅威の強度が高くなったと防衛者が判断すると、従来の防衛陣地外部に新しい防衛陣地を設置すると同時に第1より多い防衛兵を投入して目標を防衛する。このような防衛の論理を米韓安保同盟関係の分析のため、枠組みで構成してみると、次のとおりの論理の構成が可能である。

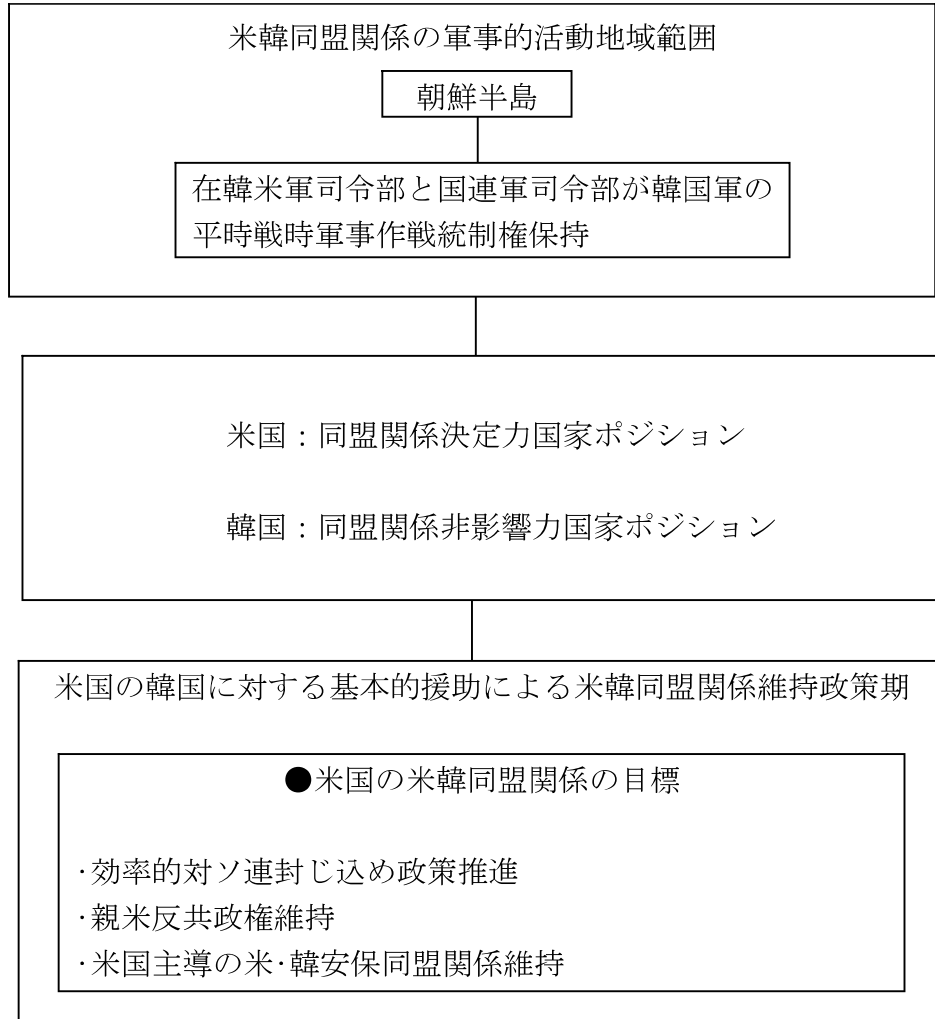
第1には韓国に対する米国の一方的な援助が成っている状況では米国が維持しようとする米韓同盟の目標が韓国によって影響を受けない場合、米国は米韓同盟の目標を維持するための追加的な措置を取る必要がないと考えられる。第2には米韓同盟関係が「同盟関係非影響力国家ポジション」から脱して「同盟関係制限的影響力国家ポジション」になると、韓国は米国に韓国と北朝鮮との武力衝突時、在韓米軍の自動介入条項の挿入を要求するようになると考えられる。このような場合に米国は同盟の目標を維持するため、韓国に対して既存の水準より高い援助の必要性を認識するようになる。したがって、米国は韓国の要求に対する選別的援助の拡大と一定事案に対する譲歩の提供により、米国が追求する米韓同盟の目標に対する韓国の問題提起を事前に遮断しようとすると考えられる。第3には韓国の米国に対する影響力が第2より強化、いかにすれば韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助に米国が制限的に依存すればするほど米国が追求する米韓同盟の目標に対する韓国の問題提起の可能性が高くなると、米国は既存水準の措置で同盟の目標を防衛することが難しいと認識する。したがって、米国は既存の水準の措置よりは拡大する。しかし、米韓同盟の目標には影響が及ばない措置を取ることによって韓国から提起される圧力を解消すると同時に米国が追求する同盟の目標を防衛する。

上記の説明を韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助期の米韓同盟関係に適用してみると、次のとおりの仮説が構成できる。米韓同盟関係において米国は「同盟関係決定力国家ポジション」であり、米国から一方的な援助を受けた韓国は

⁷³ *Ibid.*, pp.380-381. このような防衛方法は米国が事前に韓国に対する補償という防衛陣地設置を通じて韓国が米国との同盟の目的に疑問を提起することを自発的に自制するようにする方法と一致する。

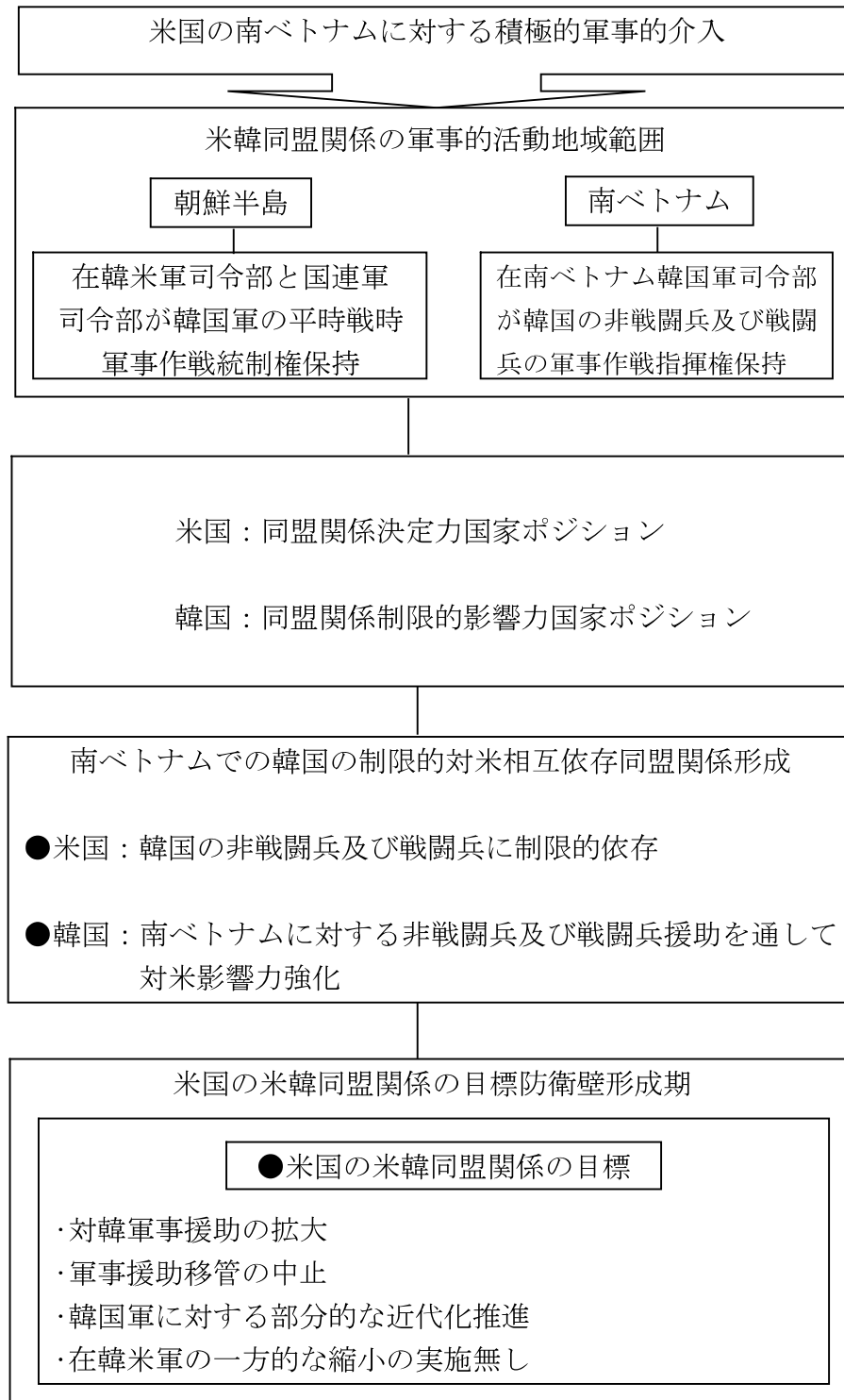
「同盟関係非影響力国家ポジション」であった。このような同盟関係における米国は最少の軍事援助と経済援助政策を通して米国の意図のとおり米韓同盟関係を統制できたが、韓国は米韓同盟関係に対する影響力がなかった。しかし、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助は既存の「一方的対米依存同盟関係」を「制限的対米依存同盟関係」に変化させた。米国は依然として「同盟関係決定力国家ポジション」であったが、韓国は「同盟関係非影響力国家ポジション」から「同盟関係制限的影響力国家ポジション」になった。したがって、韓国は米韓同盟関係に対する制限的な影響力を通して米韓同盟関係と関連がある問題を提起できるポジションになったのである。このような状況に直面した米国は選別的な譲歩を通して米国が想定した米韓同盟の目標に対する韓国の問題提起がないように事前措置を取った。米国が取った事前措置は対韓軍事援助の拡大、軍事援助移管の中止、韓国軍に対する部分的な近代化推進と在韓米軍の一方的な縮小の実施無しという約束などであった。以後、米国の韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助、とくに戦闘兵援助の必要性増大は米韓間における国力の変化がなくても韓国の対米影響力を強めるきっかけになった。したがって、米国は韓国に対する追加的な軍事援助と経済援助、南ベトナム駐屯韓国軍司令部の韓国の非戦闘兵及び戦闘兵に対する独自のな作戦指揮権保持による駐屯軍地位協定などの追加措置を取った。米国はこのような追加措置お通して置米韓同盟の目標である共産主義国家による脅威の抑止と韓国による新しい戦争勃発の抑止という「現状(Status Quo)」維持を防衛しようとしたことである。しかし、1968年から米国の南ベトナムに対する政策の変化によって韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の重要性は相対的に減少し、韓国の対米影響力は弱まるようになった。したがって、韓国は南ベトナムに対する戦闘兵援助を通して確保した米韓同盟関係のポジションを維持するため、南ベトナム駐屯韓国軍を残留させると同時に米国に対する安保依存を減少させる方を考慮した。このような韓国の考慮は具体的に安保自主性政策の推進と北朝鮮との軍事的対立関係の緩和及び対内体制結束の強化として現れた。一方、米国は対アジア政策を変化させた結果、第二次インドシナ戦争に深く介入した時期に比べて韓国の影響力から相対的に自由になり、代案的な方法を通じて同盟の目標維持ができると判断したのである。このような論理を図式すると次のとおりである。

〈図 1〉 韓国の同盟関係非影響力国家ポジション期の米韓同盟関係分析図



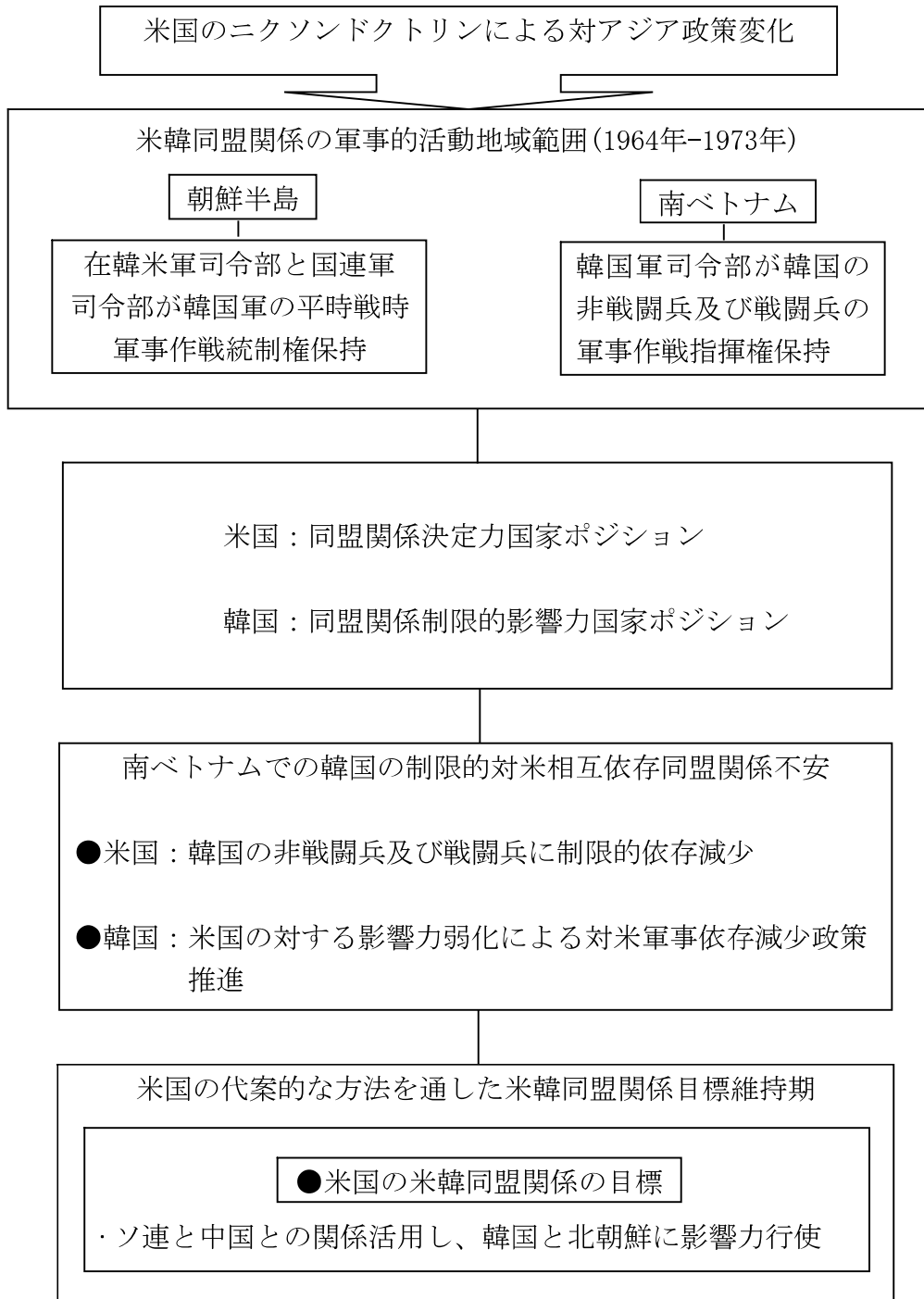
出所：筆者が図作成。

〈図 2〉 米国の対南ベトナム積極的軍事的介入期の米韓同盟関係分析図



出所：筆者が図作成。

〈図 3〉 米国の対アジア政策変化期の米韓同盟関係分析図



出所：筆者が図作成。

第1章 韓国の同盟関係非影響力国家ポジション期(1953年 - 1964年)

はじめに

第1章は韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助以前の米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションを分析するため、米韓同盟関係の特性と米国が追求する米韓同盟関係の目標に対して考察である。米韓同盟関係の特性と米国が追求する米韓同盟関係の目標に対する考察の理由は韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助以前の韓国の同盟関係国家ポジションと援助以後の同盟関係国家ポジションの比較を通し、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助が韓国の同盟関係国家ポジションを上昇させたということを明らかにするためである。

米韓同盟関係の特性と米国が追求する米韓同盟関係の目標に対する考察のためには米韓同盟関係の形成時期の状況と米韓同盟関係の制度的特性に対する分析が必要であると考えられる。

第1節 朝鮮戦争の勃発と米韓同盟関係の形成

米国と韓国間に公式的な米韓修好条約が結んだのは1882年であった。しかし、米韓関係に関する研究によると米韓関係にとって1882年から1944年までは軍事・安保関係が存在せず、1945年以後から米国が韓国に対する軍事的な理解を持ち始めたと評価する。そして、1945年以後にも米韓関係は韓国の生存を保障する水準ではなく、朝鮮戦争をきっかけに密接な軍事関係が形成したというのが研究の評価である⁷⁴。

第2次世界大戦の終戦と同時に始まった冷戦は国際政治秩序を自国に有利な方向で構成しようとした米国とソ連の対立が根本であった。米国とソ連は第2次世界大戦の時期には連合国として日本とドイツなどに共に対抗した。しかし、第2次世界大戦を通し、超強大国で浮かび上がった米国とソ連は第2次世界大戦の終戦と同時に相互間に対する不信と競争意識を現し始めた。米国とソ連のイデオロギー的な対立は相互間の国際政治秩序に対する影響力競争をより深化させた。

第2次世界大戦の終戦直後、ソ連がポーランドに衛星政権を建てるなどの東ヨーロッパ地域にソ連の勢力圏を構築していった。ソ連の勢力圏構築と関連して米国はソ連の膨張政策を警戒し始めた。米国のソ連専門家であり、駐ソ連米国大使館で勤務したジョージケナン(George F. Kennan)1946年2月に米国のワシントンD.Cに「長い電文(A long telegram)」を発送した。その「長い電文」はソ連の膨張政策に対する阻止を提案する内容であった。「長い電文」の内容は1947年2月の*Foreign Affairs*に「ソ連

⁷⁴ Hyun Dong, Kim, *Korea and The United States: The Evolving Transpacific alliance in the 1960s*,(Seoul: The research center for peace and unification, 1990) Chap.1.

行動の根源(The Sources of Soviet Conduct)」という論文と発表された。ケナンは「ソ連行動の根源」という論文でソ連は対外的に膨張しようとする傾向があるため、米国はソ連の対外政策に対する「封じ込め政策(containment policy)」を展開するべきであると力説した。1947年3月に米国のトルーマン(Harry. S. Truman) 大統領はソ連の膨張政策に対処するため、ギリシャとトルコに対する経済援助と軍事援助が必要であるという「トルーマンドクトリン (Truman Doctrine)」を発表した。そして同年の6月には西ヨーロッパ国家の経済再建を目標にした「マーシャルプラン(Marshall plan)」を推進した。ソ連は米国の「トルーマンドクトリン」と「マーシャルプラン」に対抗するために1947年9月に「コミンフォルム(Cominform)」を結成し、国際共産主義運動に対するソ連の統制と主導権を強化した。こういうわけでヨーロッパでの米国とソ連の対立は避けることができない状況に達した。1949年4月には米国と西ヨーロッパ国家間に「北大西洋条約機構(NATO:North Atlantic Treaty Organization)」設立された。ソ連の膨張に対応することを目的にする軍事同盟関係の結成と1949年8月にソ連の核実験成功によって自由民主主義国家勢力圏と共産主義国家勢力圏の対立がより激化した⁷⁵。

ヨーロッパでの米国とソ連の対立は北東アジア地域の国際政治秩序にも影響を及ぼした。いいかえれば日本という一国の支配体制から米国とソ連を中心にする世界的次元の両極体制形成とともに地域的次元の両極体制で再編されたということである。日本は米軍政の直接的な支配を受けることになり、自然に自由国家陣営に編入されるようになった。中国は国共内戦の結果、毛沢東が支配権を掌握した中国の本土は共産主義国家陣営に編入され、蒋介石の台湾は自由民主主義国家陣営に編入されるようになった。中国の本土の共産主義国家陣営編入と関連し、北東アジア地域での共産主義の勢力の拡大によって米国は日本の戦略的重要性を認識するようになった。したがって米国は日本の非軍事化と民主化を通する「アジアのスイス」に作るという政策から反共の堡壘で作る政策に転換した。そして、1950年4月、米国の国家安全保障会議(NSC: National Security Council)は全世界的にソ連に対する封じ込め政策を推進するNSC-68という政策文書を作成した⁷⁶。

一方、朝鮮半島では米国とソ連の両軍政の進駐と分割支配下に統一政府の樹立の失敗により、二つの分断政権が樹立された。金日成(キムイルソン)内閣首相(以下、金国家主席)が実権を掌握した朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)は共産主義国家陣営に編入され、李承晩(イスンマン)大統領(以下、李大統領)が実権を掌握した韓国は自由民主主義国家陣営に編入されるようになった。

上記のとおり第2次世界大戦の終戦直後から北東アジア地域の安保秩序構造が世界

⁷⁵ 河英善・南宮坤編著『변화의 세계정치(変化の世界政治)』(ソウル:乙酉文化社、2007年)、66-71ページ。

⁷⁶ 李基澤『국제정치사(国際政治史)』(ソウル:日新社、1995年)、456-463ページ。

的次元の両極体制に影響を受け、北東アジア地域の諸国は米国とソ連中心の両極的勢力圏に編入された。それは北東アジア地域の両極体制が硬化及び両陣営間の葛藤と対立が深刻化される場合、各陣営に編入された国家間に同盟関係を形成する可能性があることを意味した。特に軍政の直接的な支配・統制・支援下に政権が樹立された日本、韓国、北朝鮮の場合には軍政国との緊密な同盟関係が形成される可能性が高かった。

そのような可能性にもかかわらず朝鮮戦争(1950年6月から1953年7月まで)の以前まで北東アジア地域には1950年2月のソ連と中国の友好同盟条約の締結によるソ中同盟関係のみ形成され、日本・韓国・北朝鮮と関連がある同盟関係が形成される兆しはなかった。そのような理由はヨーロッパに比べて北東アジア地域では両極体制の激化現状が相対的に微弱であり、不必要な摩擦を避けようとした米国とソ連、特に米国の意志が強かったためである。このような部分は当時の米国が「毛沢東のティト(Tito)化」という基本の立場で全般的な北東アジア地域政策を推進したという事実でも分かる⁷⁷。このような米国が北東アジア地域で対共アピーズメントポリシーを敷いていた状況で共産主義国家陣営を刺激する可能性がある米韓同盟関係形成の可能性も自然に低くなった。その上に当時の米国は北東アジア地域で中国問題の解決に優先順位を合わせたため、米韓同盟関係の締結に関心をもつ余力もなかった。

米国は7,500人で構成された在韓米軍第五連隊戦闘団を残し、第24軍団は1949年1月に撤退した。そして、同年6月30日までは500人の軍事顧問団を除いた全員が撤退した⁷⁸。しかし、1950年6月の朝鮮戦争の勃発は米韓同盟関係の締結を促進する変数になった⁷⁹。内戦と国際戦の性格を同時に抱いた朝鮮戦争は自由主義国家陣営と共産主義国家陣営間の戦時状態の突入により、東北アジア地域での地域的両極体制が硬化するようになったことを意味する。このような状況で朝鮮戦争の参戦国間の同盟関係の締結可能性も高まることになった。

朝鮮戦争が勃発するとすぐに米国のトルーマン大統領は米国の議会の承認を受ける前に米国の朝鮮戦争に対する参戦を決めた。ソ連の不参加中で決定された「国連安保理決議」第1511号により、1950年7月1日に国連軍で朝鮮戦争に参戦することになった16個国⁸⁰の中で米軍が一番先に韓国に進入した⁸¹。米軍を含む16個国の軍事支援を得る

⁷⁷ 李昊宰『한국외교정책의 이상과 현실; 이승만 외교와 미국정책의 반성(韓国外交政策の理想と現実 -李承晩の外交と米国政策の反省-)』(ソウル: 法文社、2000年)、394-406ページ。毛沢東のティト(Tito)化は中国の共産党政権はマルクス主義者ではない中国内部の革新勢力であるため、米国をはじめとする自由主義国家が中国の共産党政権に必要な経済援助を提供するとティトのユーゴスラビアのように毛沢東の中国もソ連とは違う穏健な理念的、外交的路線を指向するようになるという意味である。

⁷⁸ 河英善『한미군사관계: 특징과 전환(米韓軍事関係: 持続と転換)』(ソウル: 博英社、1983年)、191-192ページ。

⁷⁹ 姜聲鶴『주한미군과 한반도 역사의 전개와 의미(在韓米軍と朝鮮半島歴史の展開と意味)』(ソウル: オルム図書出版社、1997年)、107ページ。

⁸⁰ 韓国国防部 国連軍参戦概況 <http://www.mnd.go.kr>。朝鮮戦争に国連軍として参戦した国家と

ことになった韓国は朝鮮戦争を通じ、朝鮮半島の武力統一を達成できる機会にした。しかし、朝鮮半島の武力統一を達成しようとした北朝鮮が米国を含む16個国の韓国に対する軍事援助で達成できなかったように韓国も1950年10月、中国の北朝鮮に対する軍事援助⁸²で達成しにくくなった⁸³。

1951年3月から朝鮮戦争の状況は38度線を中心に膠着状態に陥った。このような状況で米国は同年5月半ばにNSC報告書48を通じて朝鮮戦争を「軍事的解決」から「政治的解決」にすることに決め⁸⁴、1951年7月10日から北朝鮮と中国との本格的な停戦会談を推進した。

上記のような米国の北朝鮮と中国との停戦会談は朝鮮戦争を通じて朝鮮半島の武力統一の達成という韓国の目標とは相反になることであった。米国の停戦会談に対して韓国は停戦会談反対を要求した。しかし米国は韓国の停戦会談反対要求を一蹴して停戦会談を押し切った。

このような米国の北朝鮮と中国との停戦会談は朝鮮戦争を通じて朝鮮半島の武力統一の達成という韓国の目標とは反対になることであった。米国のこのような停戦会談に対して韓国は停戦会談反対を要求した。しかし米国は韓国の停戦会談反対要求を受け入れなく停戦会談を進行した⁸⁵。

朝鮮戦争に対する停戦会談の論争を繰り返した米国と北朝鮮及び中国との停戦会談は1953年4月のジュネーブ協定の第107条により、捕虜の交換に合意をすることになることによって急進展することになった。停戦会談の急進展の状況で米韓相互防衛条約の締結問題は最初、韓国の李大統領が1953年5月30日の書簡で米韓相互防衛条約の必要性を提起した。米国は韓国の李大統領の米韓相互防衛条約締結の必要性の提起について米韓相互防衛条約を媒介にする北東アジア地域での共産主義国家を封じ込めると同時に韓国による朝鮮半島での戦争勃発を防ぐことができる「二重的封じ込め効果」を考えた⁸⁶。

参戦兵力の規模順は米国(1,789,000人)、英国(56,000人)、カナダ(25,687人)、トルコ(14,936人)、オーストラリア(8,407人)、フィリピン(7,420)、タイ(6,326)、オランダ(5,322人)、コロンビア(5,100人)、ギリシャ(4,992人)、ニュージーランド(3,794人)、エチオピア(3,518人)、ベルギー(3,498人)、フランス(3,421人)、南アフリカ共和国(826人)、ルクセンブルク(83人)であった。

⁸¹ 趙成烈「한미상호방위조약과 한미동맹 50년의 평가(米韓相互防衛条約と米韓同盟50年の評価)」沈之淵・金一榮(篇)『한미동맹 50년: 법적쟁점과 미래의 전망(米韓同盟50年: 法的争点と未来の展望)』(ソウル: 白山書堂、2004年)、33ページ。

⁸² 中国は「抗米援朝」という旗じるしを掲げ、朝鮮戦争に介入したため、中国には朝鮮戦争を「抗米援朝戦争」と呼ばれる。

⁸³ 車相哲『한미동맹 50년(米韓同盟50年)』(ソウル: 考えの木、2004年)、35ページ。

⁸⁴ Department of State, Foreign Relation of the United States 1951, vol. VII: Korea and China, Part I (Washington: Government Printing Office, 1976), p.439.

⁸⁵ 韓国の朝鮮戦争に対する停戦会談反対は韓国の李承晩大統領が米国のトルーマン大統領に送った新書(1952年 3月21日付け)にも表れている。車相哲、前掲書、35-40ページ。

⁸⁶ 前掲書、47ページ。

米国のアイゼンハワー(Dwight D. Eisenhower)大統領は韓国の李大統領の米韓相互防衛条約の必要性の提起に対する6月9日の返信で米国とフィリピン、オーストラリア、ニュージーランドとの条約を基礎にした米韓相互防衛条約を交渉する準備ができていることを伝達した。そして1953年7月28日、米国のダレス(John F. Dulles)国務次官が北朝鮮と中国との停戦協定締結⁸⁷のための韓国訪問の間、米韓間での初の相互防衛条約交渉が行われ、1953年10月1日にワシントンで条約が調印され、1954年11月17日に批准書の交換で効力が発効された⁸⁸。

米国と韓国の軍事協力関係の形成は米国にとって韓国の本質的価値より、国際的次元の冷戦体制下で韓国に対する派生的な価値を基礎にする。したがって、「体制非影響力国家」である韓国と「体制決定力国家」である米国との関係は相互防衛条約を通して米韓間の軍事協力関係の枠が形成したとしても米国が韓国に対する軍事協力と韓国が米国に対する軍事協力の意味は同一ではなかった。いいかえれば、韓国の同盟国家である米国は韓国の生存を保障すると同時に韓国を朝鮮半島での合法的政府として認定する同盟関係国家ポジションであった⁸⁹。しかし、米国にとって韓国は北東アジア地域でのソ連と中国の膨張を阻止しようとする米国の世界戦略及び地域戦略の一環という意味の制限的価値であった。結局、米国と韓国間の認識の不均衡性が同盟間の相対的影響力に影響を及ぼし、米国は韓国の重大な問題を一方的に処理した。そのような理由は当時の米韓同盟関係は米国の対ソ・対中封じ込め戦略の基盤に設定したことである。したがって、韓国の同盟関係国家ポジションは米国の世界的戦略と地域的戦略の一部であったため、米韓同盟関係下での韓国は米国の戦略的価値の認識に左右される同盟関係国家ポジションであった⁹⁰。

米韓同盟関係下で米国は韓国の安保に対する保護国であり、経済的援助国になった。いいかえれば、韓国にとって米国の安保的援助と経済的援助がなくと韓国の生存と繁栄は不可能であったため、米国と韓国との同盟関係は本質的に非対称的同盟関係であ

⁸⁷ 1953年 7月 27日に締結した停戦協定の定式名称は「国連軍の総司令官を一方にし、朝鮮人民軍最高司令官及び中国人民志願軍司令官を反対の一方にする朝鮮半島の軍事停戦に関する協定」である。英文ではAgreement between the Commander in Chief, United Nations Command, on the one hand, and the Supreme Commander of the Korean People's Army and the Commander of the Chinese People's volunteers, on the other hand, concerning a military armistice in Koreaである。

⁸⁸ 李相禹「한미안보관계 : 평가와 전망(米韓安保関係 : 評価と展望)」韓昇州(編)『전환기의 한미관계(転換期の米韓関係)』(ソウル:天風印刷株式会社、1998年)、48-49ページ。

⁸⁹ Policy Analysis Resource Allocation Study, from Robert W. Moore, EA/IG Staff Director to East Asian Interdepartment Group, "EA/IA Review of the FY-73 Korean PARA. Section I, National Archives. pp1-3.

⁹⁰ Memorandum for the Secretary of Defense, April 10, 1962, "Strategic Appraisal of U.S. Position in Korea 1962-1970," Memorandums Concerning Proposed U.S. and South Korean Troop withdrawals and Reductions in South Korea, 1962-1963, Appendix, Part I, Box.1, National Archives.

った⁹¹。

米国が考える米韓同盟関係の構築は基本的に韓国の国家としての価値(経済的、政治的)そのものではなく、国際的な次元の冷戦構図の中で韓国の価値に対する考慮を基礎にしている。したがって、北東アジア地域の体制非影響国家である韓国と体制決定国家である米国との同盟関係は相互防衛条約を通じ、相互間の同盟関係の枠組みが作られたが、その同盟に対する両国それぞれの認識は違ったものであった。

すなわち、韓国にとって米国は韓国の生存を保障すると同時に朝鮮半島で韓国を唯一合法的政府として認める国家であった⁹²。しかし、米国にとって韓国は共産主義国家の膨張を抑止しようとする米国の世界戦略、または地域戦略の一環としてしか認識されていなかった。いわゆる米韓同盟関係は、米国のソ連に対する封じ込め戦略という認識の基盤上で設定されたものであった。このような理由で米韓同盟関係は米国の冷戦政策と関連した韓国の戦略的価値の認識に左右された⁹³。

冷戦の状況で米国が米韓同盟関係で得た国家利益は次のような要素から派生していた。第1には米国が朝鮮戦争に軍事的援助することによって韓国の安保に関与することになり、このような状況で米国の公約遂行の失敗は米国の同盟国家等に信頼感を低下させる。第2には韓国の戦略的・地理的位置を考えると米軍の撤退と米国の対韓防衛公約の履行失敗は北東アジア勢力均衡に影響を及ぼすことであり、これは他の体制決定国家と体制影響国家との関係及び全世界的次元の勢力均衡に否定的結果を招く。いいかえれば、米国の韓国から得る国家利益は、米国の対韓軍事介入から始まり、韓国の重要な戦略的位置と関連していたということである⁹⁴。

冷戦期の韓国の価値に対する米国の国防省の公式的な評価も軍事戦略的な重要性を反映している。米国の国防省は韓国を北東アジアの共産主義国家に対する効率的な封じ込め戦略において重要な役割をしていると評価した。このような理由で韓国は共産主義国家の直接的な武力攻撃に抵抗するという米国の強い決意の象徴として見なすことができる。そして韓国は、軍事戦略的な側面で、在韓米軍に対する基地使用权と通過権を譲渡することによって、米国と米国の同盟国等の安保に重要な役割を果たした

⁹¹ Hong Koo, Lee, Chong Wook, Chung, "Foundations of Future U.S.-Korea Relations: Toward a Community of Mature Partners," *Journal of Northeast Asian Studies*, vol.1, no.1, (March 1982), pp.58-59.

⁹² 韓国外交通商部 『한국외교 30년(韓国外交30年)』 (ソウル: 韓国外交通商部、1979年)、107-108ページ。

⁹³ 柳在甲 『한국전쟁과 한미관계의 성격: 전쟁의 원인, 과정, 결과를 기준으로 한 양국관계의 역사적 성격(朝鮮戦争と米韓関係の性格: 戦争の原因、過程、結果を基準にした両国関係の歴史的 성격)』 (ソウル: 慶南大学極東問題研究所、2008年)、17-18ページ。

⁹⁴ 具永祿 『미국의 대한정책의 국내적 결정요인(米国の対韓政策の国内的決定要因)』 (ソウル: 博英社、2003年)、110-115ページ。

といえる。結局、韓国は、地理的位置、米国と国連の防衛の象徴としての地位、そして北東アジア地域の防衛基地を代表するとの評価をされていた⁹⁵。

「米国は韓国安保の唯一の保護者である」という認識は、朝鮮戦争を通じて米韓両国における共通のものとなった。とくに、朝鮮戦争直後の状況で韓国は米国の世界政策の部分に過ぎず、米国との同盟は韓国の対外政策の中心であった反面、米国の韓国に対する認識は共産主義国家の膨張を封じ込める政策から派生したものであった。すなわち米国において、韓国は朝鮮半島の地政学的位置、とくに、日本の安保に対する考慮とアジア・太平洋地域での米国の利害を反映したものであった。しかし、韓国にとっては米国の保障がない場合、韓国の生存と繁栄は危ぶまれるものであったため、米韓同盟関係は本質的に非対称的特性を含んだものであった。

結局、米韓同盟関係は相互認識、目標、能力と相手国に対する影響力において、非対称性を特徴として、米国が米韓同盟を成立させた主要目標がソ連と中国の勢力を封じ込めるということであったとすると、韓国の米韓同盟の目標は北朝鮮の再侵入を防ぐことであり、可能であれば北朝鮮に対する統制力を確保するというものであった。

このような米韓同盟間の非対称性により、米韓同盟関係は出発点から一方的な米国主導の同盟関係を維持するようになった。そして、このような米韓同盟関係での韓国の同盟関係国家ポジションは、米国が統制する範囲内で行動することで制限されていたため、韓国側は米韓同盟関係を変化させようとする努力と意志を後押しできる実際的な影響力を確保することができない状態であった。

1953年10月1日に米国と韓国間に締結された相互防衛条約を通じて、米国と韓国は軍事協力関係において制度的枠組みを成立した。しかし、米韓相互防衛条約の協議過程で韓国がNATO条約と類似の形態の条約を強調した反面、米国は韓国軍の軍事的活動を指揮統制する土台を構築しようとしたため、米国の韓国に対する義務に対して概略的な定義のみを提供しようとした⁹⁶。すなわち、核心は米韓相互防衛条約への米国の自動介入条項の挿入の有無であったが、この問題は1970年代頃まで継続的に韓国によって提起される懸案になった。

米韓相互防衛条約は前文と本文を合わせて6条で構成されているため、この中に米国と韓国間で論難になった部分は第二条と第三条であった。第二条では「ある一国が外部から武力攻撃によって脅威を受ける場合、「自国の力で、そして相互援助によって単独的、または連合で(separately and jointly, by self and mutual aid)」取れる適切な方法と措置と関連して相互協議すること」⁹⁷を規定している。ここでははっきりと、韓国

⁹⁵ 前掲書、123-126ページ。

⁹⁶ Hyun Dong, Kim, *Korea and The United States: The Evolving Transpacific Alliance in the 1960s*, (Seoul: The research center for peace and unification, 1990) P.73.

⁹⁷ 韓国国防部軍史編纂研究所、『국방조약집<国防条約集(第一集, vol. 1)>』(ソウル:韓国国防部、1981年)、154ページ。

が他国から武力攻撃を受ける場合に限り防衛条約が効力を発揮するように規定されている。一方、韓国が他国に対して武力攻撃を行った場合は、米国の韓国に対する援助義務は発生しないと定められている。これは韓国の李大統領の、武力による朝鮮半島の統一主張の結果として、法的に韓国の行政統制下にある領土に対する他国からの武力攻撃の場合にのみ米国の援助を要請すること、米国の上院は1954年1月26日の条約締結に同意した⁹⁸。そして、第三条では韓国が侵略された場合には、「自国の憲法手続きにより(in accordance with its constitutional process)」 共同の脅威に対応することを規定している。この条項はNATOの自動介入の条項とは違う手続きを規定することによって、朝鮮半島の事態に米国が一方的に巻き込まれていくことを一時的に防止しようとする意図があったことであつた⁹⁹。

結果的に韓国の李大統領の、武力による朝鮮半島の統一主張は米国により、韓国の軍事的活動に関する統制を強化するきっかけになった。米韓相互防衛条約は米国の韓国に対する同盟の義務の範囲を制限し、非武装地帯(DMZ : demilitarized zone)を超える韓国の韓国軍に対する作戦統制の米国の軍事的援助を排除した。これは韓国軍を国連と米国の作戦統制下に維持しようとした目的であつたと考えられる。

結局、米韓相互防衛条約は韓国の安保を保障するための信頼性ある安全装置と同時に韓国の行動を一定の限度内で制限する意味を含んでいた。また、在韓米軍の韓国軍に対する直接的な統制は韓国軍に対する作戦統制権を国連軍司令官が保持することによって合法的、そして効果的に作戦統制力を発揮できたことであつた。したがって次は韓国軍に対する作戦統制権の問題について検討する。

韓国の韓国軍に対する作戦指揮権の米国への委譲は朝鮮戦争の勃発にともなう国連安全保障理事会の決議案採択と関連がある¹⁰⁰。とくに、1950年7月7日の決議案では第1、韓国に対する国連加盟国等の積極的な援助要求、第2、国連の軍事的権限に国連司令部の創設、第3、韓国を援助するための参加国等の兵力に対する司令官の指名を米国に要請、第4、参加国の国旗と同時に国連旗の付着権限を国連司令部に付与する内容を明示した¹⁰¹。

⁹⁸ 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)『5·16과 박정희 정권의 성립(5·16と朴正熙政権の成立)』(ソウル:ジョンア印刷社、1999年)、617ページ。

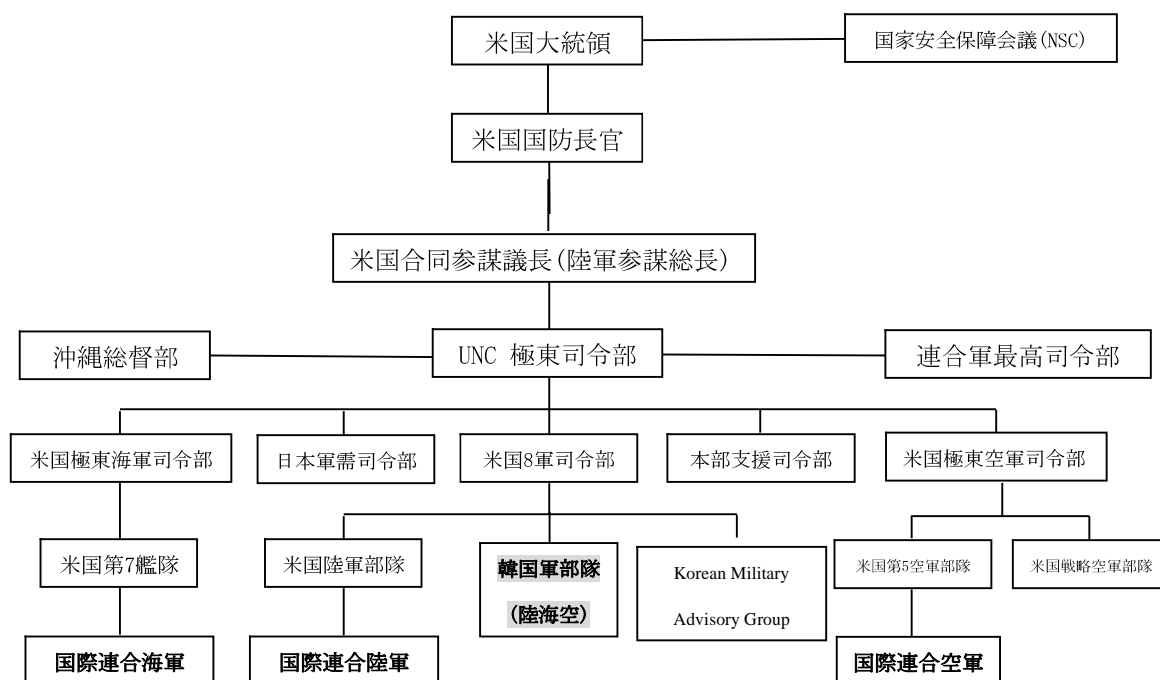
⁹⁹ ホルスティ(K.J.Holsti)は軍事同盟を区分する4つの基準を提示し、この中で安保公約の形態を2つに区分した。最初は自動的軍事介入を保障する形態(hair-trigger)であり二番目は共通の脅威に対処して自国の憲法手続きにより行動を取ると規定する形態である。細部的な内容に関しては K.J.Holsti, *International Politics: A framework for Analysis*, 5thed.(New Jersey: Prentice-Hall, 1988)、pp.103-107.

¹⁰⁰ 国際連合は1950年6月25日の共産侵略行為停止要請決議案、同年6月27日の韓国に対する援助決議案、同年7月7日の国際連合軍司令部設置決議案を決議した。

¹⁰¹ 柳仁澤『한반도의 군사문제 이해(朝鮮半島の軍事問題の理解)』(ソウル:法文社、2006年)

この決議案によりトルーマン大統領はマッカーサー(Douglas MacArthur)を国連軍司令官に、ウォーカー(Walton H. Walker)を第八軍司令官に指名した。当時の韓国は朝鮮半島の唯一合法政府で国際連合から承認を受けた状況であったが、国連の加盟国ではなかったため、国連軍と韓国軍は二元体制のもとに韓国軍に対する作戦指揮を遂行する立場になった。結局、1950年7月14日に韓国の李大統領は韓国軍に対する作戦指揮の効率的遂行のため、「現在の敵対状態が持続する間(during the period of the continuation of the present state of hostilities)」という但し書きを付けて「軍事作戦指揮権(Operational command authority)」を委譲するという書信をマッカーサー国連軍司令官に伝達し、マッカーサー国連軍司令官は同年7月18日にムッチョ(John J. Muccio)駐韓大使を通して韓国軍に対する作戦指揮権の引き受けを明らかにする返事を送った¹⁰²。

<図 4><朝鮮戦争期のUNC(United Nations Command)の国連軍と韓国軍に対する軍事作戦指揮体系>



出所 : James P. Finley, *the US Military Experience in Korea, 1971-1982: In the Vanguard of ROK-US Relations* (Seoul: Command Historian's Office, Secretary Joint Staff, Headquarter, USFK), P.83.

、46-47ページ。

¹⁰² 韓国国防部軍史編纂研究所『국방조약집(国防条約集(第一集、vol.1))』(ソウル:韓国国防部、1981年)、629-631ページ。

一方、朝鮮戦争停戦後である1954年11月17日に米国と韓国間に「韓国に対する経済及び軍事援助に関する合意議事録(略称：米韓合意議事録)」が調印された¹⁰³。この議事録は1954年7月に韓国の李大統領の米国訪問際に米国のアイゼンハワー(Dwight D, Eisenhower)大統領との会談で詳細な内容が取り決められ、朝鮮戦争以後の韓国軍の再組織と経済再建を目標にしていた。この合意議事録の第二項では「国連司令部が韓国の防衛のために責任を負担する間、韓国軍を連合軍の「軍事作戦統制(operation control)」下に置くと明示した¹⁰⁴。結果的に韓国軍に対する国連司令部の作戦統制権の保持は、韓国と北朝鮮間の敵対状態の継続と関連があることである¹⁰⁵。

韓国の李大統領が米国のマッカーサー国連軍司令官に委任したことは韓国軍に対する「軍事作戦指揮権」であったが、軍事作戦指揮権というのは韓国軍に対する軍事作戦、人事、行政、軍需援助等の軍事作戦全般に対する直接的な指揮権の行使を意味する。しかし、作戦統制権というのは上部の軍事戦略の指示によって軍事作戦のみを統制することである¹⁰⁶。したがって、韓国軍に対する人事と行政、そして軍需援助権は韓国が保持することであり、朝鮮戦争進行期と朝鮮戦争停戦期を比較してみると韓国の韓国軍に対する影響力は拡大された。

結局、米国と韓国間の軍事協力体制は具体的に米韓相互防衛条約とその条約の付属合意書であった合意議事録を通して明文化された。このような米国と韓国間の軍事協力関係を制度化した文書等は米韓同盟関係の成立期の両国間の国力の差を反映していた。とくに、一方的な援助国の立場であった米国は韓国の安保を保障すると同時に、韓国によって米国の行動の自由が制約を受けないとする意図をはっきりと示した。

第2節 米韓同盟関係に対する米国の目標

米韓同盟関係の議論の基本的側面を解釈すると、米韓同盟関係の成立時期から韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助以前まで、米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションは、「一方的対米依存同盟関係」の枠組み内で進行される「同盟関係非影響力国家ポジション」であった。この時期において米国は韓国の安保を保障する代りに、韓国の政策決定権を握ることになった。それによって、効率的な対ソ政策の推進という世界戦略と地域戦略を効果的に遂行することができた。

¹⁰³ 米韓合意議事録では韓国軍の軍事作戦統制権と共に経済的安定に配置されなく、利用できる資源の中で効果的な軍事計画の維持を可能にする韓国軍の兵力水準(ceiling)と原則を受諾すると明示している。韓国国防部軍史編纂研究所 前掲書、164ページ。

¹⁰⁴ 前掲書、165ページ。

¹⁰⁵ Hyun-Dong Kim, *Ibid.*, pp.82-83.

¹⁰⁶ 柳在甲『한미연합사령부와 한미연합의 억제전략체제(米韓連合司令部と米韓連合の抑制戦略体制)』(ソウル:軍事論壇 vol.10 1997年)、80-85ページ。

したがって、国家利益を「本質的利益(genuine or essential interest)」と「状況的利益(situational interest)」で区分する時、当時の韓国は米国において状況的国家利益の対象国であったと評価することができると考えられる。そして、このような状況のもとでの米国の意図は米国が掲げた次の目標を分析することで、知ることができる。第1には財政的な面と政治的な面で、可能な限りコストを抑えて北朝鮮の対韓国侵略意図を抑止することであり、第2は韓国の対北朝鮮侵略の可能性を予防することであった。したがって、米国は韓国の陸軍と米国の海・空軍力を合わせた軍事力が北朝鮮の全体軍事力に対応できるようにすると同時に、韓国軍に対する軍事作戦指揮統制権を維持しようとした¹⁰⁷。結局、韓国の陸軍と海軍、空軍力の不均衡は、韓国の防衛能力が構造的に米国の軍事力に依存するように米国によって意図されたものであり、米国の韓国に対する軍事的な援助は陸軍の強化に集中した¹⁰⁸。

一方、米国の国家安保会議報告書(NSC 5817)は、米国の対韓政策の目標を次のとおりに設定した¹⁰⁹。この文書によると、米国の対韓政策の長期目標は自立経済を維持し、自由、独立、そして代表性がある政府のもとで米国と国際社会から同意を受ける友好的な統一韓国を成し遂げることであった。そして、米国は韓国の軍事力を韓国の国内状況の安定を維持すると同時に、北朝鮮の攻撃に対抗できる程度の軍事力の保持は認めている。

結局、米国の韓国に対する同盟関係政策は、米軍と韓国軍との連合軍事力を通じ、北朝鮮に対抗することであったため、韓国の独自の軍事力が北朝鮮の軍事力を上回ることを嫌った。いかえれば、北朝鮮に対する韓国軍の軍事力優勢は米国が求めない状況を引き起こす可能性があるかと懸念されていたため、韓国軍に関する国連軍の司令部の作戦統制は必要であったと考えられる。

このような米国の韓国に対する同盟関係政策は1960年代にも続いた。米国の国防省は1961年度の軍事状況の評価で韓国に対する米国の軍事政策の主要目標を第1には韓国の領土的・政治的統合性を保存すること、第2には内部的安保を確保できる能力を韓国軍が保持できるように援助すること、第3には米軍の援助下に中国と北朝鮮の攻撃を阻止することを設定していた¹¹⁰。このように米国が想定する韓国軍の軍事力目標は、基

¹⁰⁷ 米国が相互防衛条約を通じて北朝鮮の侵略を牽制し、米・韓合意議事録を通じて韓国の北朝鮮侵略を防ごうとしたという主張と関連しては金一榮『이승만 정권의 외교정책과 국내정치: (李承晩政權の外交政策と国内政治:北進・反日政策と国内政治経済との関係性)』(ソウル:国際政治論叢 第三九集 vol. 3 1999年)、254-256ページ。

¹⁰⁸ 李相禹 前掲書、54-55ページ。

¹⁰⁹ Report to the NSC Task Force on Korea, June 5, 1961, Appendix E : Department of Defense Assessment of Current Korean Military Situation, 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、440ページ。

¹¹⁰ 安秉俊『한국전쟁과 한미관계의 성격(朝鮮戦争と米・韓関係の性格)』(ソウル:慶南大学極

本的に韓国の国内状況の安定を維持する水準に限定されていた¹¹¹。

以上のように米国が米韓同盟関係を通じ、確保しようとした米韓同盟の上位目標は次のように二つであると考えられる。第1には韓国を反共の堡壘であり、米国に友好的な国家として維持させること、第2には韓国が米国の統制を抜け、韓国によって米国の行動が制約される状況を許容しないことであった。そして、このような米韓同盟の上位目標を達成するため、米国が取った目標は次のようなものである。第1には米国に友好的な反共政府の維持、第2には韓国の安定的な維持のため、軍事・経済援助及び対共産抑止力の提供、第3には韓国軍に対する統制と米軍の行動の自由保障確保のための軍事作戦統制権の維持、米韓連合軍事力を通じた防衛体制確立、そして自動介入条項が挿入されていない相互防衛条約の維持であった¹¹²。

このような米韓同盟関係の特性は、当時の米韓同盟結成の状況を反映した結果であったため、正当性の可否を問うことは意味がないと考えられる。なぜなら米韓同盟関係の構築が韓国の安保の確実な安全装置であったためである。しかし、このような特性を土台とする米韓同盟関係での韓国は韓国の立場を貫徹できる影響力がなかったことについては注目する必要があると考えられる。それは、このような米韓同盟関係の特性の変化がない状況の中でも、韓国は南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助、特に戦闘兵援助を通じる南ベトナムでの独自の軍事作戦指揮統制権の保持は米韓同盟関係を「制限的対米依存同盟関係」の形態に変化させ、制限的な対米影響力を確保することができた。つまり、韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助による南ベトナムでの独自の軍事作戦指揮統制権の保持は米韓同盟関係の特性を変化させることになった。韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助による南ベトナムでの独自の軍事作戦指揮統制権の保持以後の米韓同盟関係は、本節の主題ではないため、ここでは説明しない。したがって、次の節では米韓同盟関係の特性が1960年代初頭の米韓同盟関係の問題に反映されていることを確認する。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助以前期と以後期の米韓同盟関係の比較のための素地になると考えられる。

第3節 「同盟関係決定力国家ポジション」の米国の対韓軍事援助政策

米韓同盟関係下での韓国の「同盟関係非影響力国家ポジション」は1960年代半ばの韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助が行われる前まで続いた。したがって、この節では1960年代初頭の韓国軍の軍備縮小問題、そして在韓米軍の撤退問題

東問題研究所、2008年)、95-97ページ。

¹¹¹ 李相禹 前掲書、62ページ。

¹¹² Memorandum for the Secretary of State and the Secretary of Defense from Jeffrey C. Kitch December 27, 1961, *The Pros and Cons of a Reduction in ROK Forces*. 韓国学中央研院 東アジア歴史研究所(編) 主題別文書綴じ込み、264ページ。

を中心に米韓同盟関係の特性が1960年代初頭の米韓同盟関係問題に投影されていることを説明する。そして米国が米韓同盟の目標を維持するため、いかなる措置を取ったのかについても確認する。

1960年代初頭に米国は韓国に対する軍事援助を縮小すると同時に経済分野での援助を切り替えるための一環として韓国軍の縮小問題を考慮していた。米国のケネディ(John F. Kennedy)大統領期の韓国に対する援助政策の変化のきっかけはファーリー報告書から始まった。米国の国務部国際協力処(ICA:International Cooperation Administration)韓国支部の技術諮問であったファーリー(Hugh D. Farley)は1961年3月9日に韓国の情勢と関連した報告書を国家安保担当副補佐官であったロストウ(Walter W. Rostow)に提示した。25ページの分量のファーリー報告書は韓国の安保のための米国の介入は避けられないということを強調した。そして韓国に軍事クーデターが発生する可能性があることを警告し、韓国で成功的な経済発展と社会改革が成り立つ場合にはパキスタン、トルコ、イラク、エジプトなどの開発途上国家にも影響を及ぼすと展望した¹¹³。

当時の米国の国家安保会議の参謀であり国家安保担当補佐官室で勤務したコウマー(Robert W. Komer)はファーリーの報告書を検討した。そして安保担当副補佐官であったロストウに送ったメモには米国は必要以上の韓国軍の維持のために不均衡的な軍事援助をしてきたと評価した。そして米国は韓国の自立的な生存能力を保持できるような援助をするべきであると主張した。続いてコウマーは米国が韓国に対する軍事援助政策を経済発展と社会改革の方向で調整し、軍事援助よりは経済発展と社会改革に比重を置くこと韓国の国民から支持を受けられることができると評価した。そして米国の韓国に対する軍事援助及び経済援助が韓国の現象を維持する次元でなく、韓国がより発展できる方向で転換させなければならないということを強調した¹¹⁴。

上記のファーリー報告書に対するコウマーの評価を基準として判断してみると1961年初頭の米国は韓国に対する援助政策が軍事援助中心から経済援助中心に転換させ、援助のバランスに対する必要性を認識し始めたと考えられる。

そして3ヶ月後、コウマーは安保担当特別補佐官であるバンディ(Mac George Bundy)と副補佐官であるロストウに送った報告書では朝鮮戦争が停戦の状況にもかかわらず、米国の韓国に対する援助が軍事援助に重点を置いたため、韓国の経済発展が遅れていると強調した。そして米国の韓国に対する軍事援助重点政策は朝鮮半島で第2次朝鮮戦争が勃発するという判断から始まったことを指摘した。もちろん朝鮮半島で戦争が勃発する可能性は十分に存在するが、米国は在韓米軍の2個師団を通して北朝鮮に対する抑制力を維持し、韓国に対する軍事援助政策と経済援助政策のバランスを保

¹¹³ Memorandum for W. Rostow from Hugh D. Farley, March 9, 1961, "The Situation in Korea, February 1961," 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書級じ込み、14-38ページ。

¹¹⁴ 前掲書、40-42ページ。

つべきであると主張した¹¹⁵。

続いて、米国の韓国の軍事援助政策と経済援助政策のバランス維持問題に関する大統領特別担当チーム(Task Force Team)が国家安全会議に提出した報告書は次のとおりである。大統領特別担当チームの報告書によると軍事的の側面から考えると在韓米軍と韓国軍の防衛力の場合、米国の軍事援助の増援なしでは中国と北朝鮮の連合攻撃を防御できないと評価した。そして政治及び戦略てきに韓国に対する重要性のため、米国の在韓米軍と韓国に対する軍事的援助は続くべきであると主張した。そして韓国の経済発展のための計画の樹立と米国の経済援助が必要であり、米国の韓国に対する経済援助は「stick and carrot(鞭と飴)」を兼ねる援助にならなければならないと主張した¹¹⁶。

米国の韓国に対する軍事的側面に重点を置く援助政策から経済的側面に重点を置く援助政策のバランス維持に対する動きが1961年に突然提起されたことではなかった。1958年に採択されたNSC-5817の主要政策指針の第5項と第6項では米国が韓国に対する政治、軍事、経済的援助を継続しない場合、共産主義勢力国家が窮極的に朝鮮半島全体に対する統制権を掌握することによってそのような状況は北東アジア地域での自由民主主義勢力国家の安保を危機に直面するようにすると判断した。続いて共産主義勢力国家から韓国を喪失する場合、米国の北東アジア地域政策に対する目的にも影響を及ぼすことになる判断した。このような理由によって韓国の米国に対する依存を減らすことに対して考慮すべきであり、韓国の自立経済構築という究極的な目標を達成するための措置の必要性を強調した¹¹⁷。

上記の報告書によると在韓米軍と米国の韓国軍に対する軍事的援助がない場合、韓国は北朝鮮と中国の連合攻撃を防御できないと評価した。そして米国の北東アジア地域戦略に関する韓国の重要性によって米国の韓国に対する軍事的援助は続くべきであると主張した。そして、韓国の国家発展のための経済問題解決に米国の韓国に対する経済的援助が必要であり、米国の経済的援助はムチと飴を兼ねた経済的援助政策にならなければならないと建議した¹¹⁸。

米国のメッカナギ(Macanarghy D. P.)国務部極東問題担当次官補は韓国の政治および経済状況と関連して不安な経済、制限された資源、爆発的な人口増加などを理由に上

¹¹⁵ Memorandum for W. Rostow from Robert W. Komer, June 12, 1961, “Relative priority of Military vs Reconstruction Focus in Korea,” 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、148-149ページ。

¹¹⁶ Report to the NSC/Presidential Task Force on Korea, June 5, 1961, “Discussion,” 17-19, 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、399-404ページ。

¹¹⁷ National Security Council Report, August 11, 1958, “Note by the executive secretary to the National Security Council on U.S. Policy Toward Korea,” *FRUS*, 1958-1960, Vol. X III(Japan ; Korea, 1994), p.486.

¹¹⁸ Report to the NSC/Presidential Task Force on Korea, June 5, 1961, “Discussion”17-19, 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、399-404ページ。

げて韓国の展望が明るくないと評価した。そして韓国の政治および経済発展の障害は日本と韓国の持続的な葛藤と日本と韓国間の関係正常化が成り立たないためだと主張した。そして、バーガー(Samuel D. Berger)駐韓米国大使とライシャワー(Edwin O. Reischauer)駐日米国大使の任務は日本と韓国が関係正常化を成し遂げるようにすることであったと主張した。

続いて米国のロストウ補佐官は韓国の政治および経済発展のために韓国に次の三つが必要であると主張をした。第一には効果的な経済発展計画の樹立、第2には若くて推進力がある有能な指導部、第3には日本との関係正常化であった。米国のメッカナギ国務部極東問題担当次官補とロストウ補佐官の主張に対して米国のケネディ大統領は日本と韓国の関係正常化が韓国の政治および経済発展の方案であると結論を付けた。そして、バーガー駐韓米国大使に日本との関係正常化問題に対して韓国の指導部との議論を指示した¹¹⁹。

一方、1961年11月17日のバーガー駐韓米国大使は韓国の経済的発展のために韓国が努力しなければならないことを次のとおりに主張した。第1には輸出を通じた貿易収支の拡大、第2には日本との関係正常化、第3にはドイツ、イタリアを含む他の自由民主主義国家から資源獲得、第4には必要な投資財源のための効率的な国内貯蓄を促すこと、第5には長期的な経済発展計画の効果的推進と制度補完を通じた経済生産性の増大であった。

上記の内容を通して米国が韓国に対する軍事分野中心の援助政策を経済分野中心の援助政策への転換で軍事援助と経済援助政策とのバランスを維持しようとしたことが分かる。このような米国の韓国に対する援助政策は1961年11月、韓国の朴正熙議長の米国訪問に備えて作成された文書を通して分かる。この文書では韓国に対する米国の軍事援助と兵器の近代化問題と関連して「万が一、米国が韓国に軍事援助を提供しない場合には韓国の防衛力は弱くなって共産主義勢力国家からの侵略脅威が増加すると予想した。したがって、経済援助と軍事援助のバランスが必要だと分析した。そして、この文書の結論には韓国に対する援助政策が従来軍事分野中心の政策から経済分野中心の政策で転換させ、バランス維持の必要性を強調した¹²⁰。

一方、米国の韓国に対する軍事分野の援助政策と経済分野の援助政策のバランス維持の意図は韓国の状況に対する認識変化のみの次元でなかった。それは、米国からの軍事分野と経済分野の援助に依存していた台湾、パキスタン、イラン、ギリシャ、トルコの状況にも該当するということであった。米国は台湾、パキスタン、イラン、ギリシャ、トルコに対して軍事分野の援助政策と経済分野の援助政策とのバランス維持

¹¹⁹ Notes of the 485th Meeting of the National Security Council, Washington, June 13, 1961, *FRUS*, 1961~1963, vol. XXII (Northeast Asia, 1966), p.481.

¹²⁰ KVC/D-14 Chairman Park's Visit, November 14-15, 1961, "Position Paper : Military Assistance and Modernization", 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編) 主題別文書綴じ込み、584-585ページ。

の計画を立てた¹²¹。

米国の韓国に対する援助政策を軍事分野に比重を置いた援助政策と経済分野に比重を置いた援助政策とのバランス維持の動きが1961年に突然提起されたことではなかった。1958年に採択されたNSC-5817の主要援助政策指針の第5項と第6項では米国が韓国に対して軍事分野、経済分野の援助を継続しないと共産主義勢力国家が窮極的に朝鮮半島の全体に対する統制権を掌握することになると判断されていた。そして、共産主義勢力国家によって韓国を喪失する場合には米国の北東アジア地域政策に対する目的にも影響を及ぼすことと判断した。このような理由によって米国に対する韓国の軍事的及び経済的依存を減らすことに対して考慮するべきであると強調した。続いて韓国と日本、フィリピン、南ベトナム、台湾との経済的協力の促進のための米国の仲裁などを提示すると同時に特に日本との正常的な経済的協力関係の締結を強調していた¹²²。

上記の文書を基礎で判断してみると、米国は韓国の経済発展が韓国を共産主義勢力国家から守れるという結論を下したことが分かる。そして、韓国の経済発展のためには日本との国交正常化が必要であるという判断を1950年代末期からしていたし、米国のケネディ大統領期からは本格的に韓国に対する援助政策を軍事分野に比重を置いた援助政策と経済分野に比重を置いた援助政策のバランス維持を試みたことが確認された。米国は日本と韓国との国交正常化を通して韓国に対する軍事分野に比重を置いた援助政策と経済分野に比重を置いた援助政策のバランス維持の目的を達成しようとしたことであった。

上記のとおり米国の韓国に対する軍事分野と経済分野に対するバランス維持援助政策は東北アジア地域での共産主義勢力国家に対する効率的な封じ込め政策を推進するためのことであった。

しかし、米国は、米国が推進する世界戦略と地域戦略の中での韓国軍のポジションを認識していたため、韓国軍の軍備縮小問題における韓国の見解は重要視されることがなかった。これは当時の米韓同盟関係が、一方的な米国主導であったことを現わす事例であったと考えられる。一方、米国内部でも、韓国軍の軍備縮小問題に関する見解の違いが見受けられた。米国の国務省は軍事分野の支出を制限することと同時に韓国の経済発展戦略推進のためには韓国軍の縮小が必要であるという立場であった。しかし、米国の国防省は他の立場を現わしていた。韓国問題特別専門担当班の報告書ではを主張する意見とこれに反対する意見が次のとおり整理されている¹²³。まず韓国軍

¹²¹ Memorandum for the Council Members : Draft NSC Record of Action from Bromley Smith January 18, 1962, "Guidelines for the Military Aid Program," 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、678ページ。

¹²² National Security Council Report, August 11, 1958, "Note by the executive secretary to the National Security Council on U.S. Policy Toward Korea," *FRUS*, 1958-1960, Vol. XVIII(Japan ; Korea, 1994), p.486.

¹²³ Report to the NSC/Presidential Task Force on Korea, June 5, 1961, " Appendix E:

の軍備縮小に対する意見である。1960年代初頭には、北朝鮮が軍事的脅威になる可能性が低いにもかかわらず、米国の韓国に対する援助が軍事分野に集中していた¹²⁴。そして韓国は経済的不況に直面した反面、北朝鮮は経済成長を成し遂げた状況であったため、これが長期的に政治的危険性を招いているということであった。したがって、米国の韓国に対する援助を軍事的援助から、韓国の経済的発展のための援助変化させる必要があるという主張であった。一方、韓国軍の軍備縮小反対派は、朝鮮半島における在韓米軍と韓国軍の当時の水準が、北朝鮮からの攻撃を抑止するための適切な水準を維持していると評価していた。また、韓国は低い費用で豊富な兵力を維持できるため、米軍がソ連と中国の圧力に対処する際に、戦略的融通性を保障することができるとも主張していた。そして大規模な縮小が行われる場合、韓国はこれに相応する軍の近代化を要求し、また、韓国軍の軍備縮小は失業問題を発生させて民間経済に負担になるという論理を展開していた。この反対派の主張に対して米国の国務省は、韓国軍の軍備縮小が韓国の国防予算を抑えるために必要であると考えていたことから、反対派の近代化と経済発展に資金投入を可能するという主張に対して、次の点を理由にその不適切性を指摘した。第1には実質的な兵力の縮小が米国の増員なしで成り立つ場合、これは共産主義勢力の圧力を増加させ、韓国の政府と国民の共産主義勢力に対する抵抗意志を弱める。第2には深刻な失業問題を抱えていた当時の韓国社会において、軍部隊の解体は韓国社会における経済的な問題を生じさせる¹²⁵。

一方、米国の国務省は韓国の経済発展計画推進のためには韓国軍の縮小が必要であるという立場を堅持した。そして軍事援助と関連して二種類の代案を提示した。代案の第1は1962年-67年の期間の間、韓国軍の維持に必要な援助のみを提供することでミサイルシステムと戦闘機の提供を延期する案であった。代案の第2は当時60万人であった韓国軍を1962年-67年の期間の間、毎年5万人ずつを縮小させるということであった。代案の第2を選択する場合、米国の軍事援助は韓国軍35万人を対象に成り立って軍事装備の近代化が必要であるという点を認めていた¹²⁶。

1961年の11月、当時国家再建最高会議であった朴正熙(パクジョンヒ)の米国訪問のさいに準備されたポジションペーパー(Position Paper)では、韓国軍の軍勢力と韓国

Department of Defense Assessment of Current Korean Military Situation,” 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、445-447ページ。

¹²⁴ 前掲書、448ページ。

¹²⁵ 韓国での軍事力縮小と関連した歴史を見れば、朝鮮戦争の停戦以後、米国は韓国軍を30個師団から12個師団で縮小するように要求した。しかし、李承晩政権の反対で、20個陸軍師団を含む72万人で決定し、以後には18個陸軍師団に63万人で、そしてまた18師団60万人で縮小した。

Memorandum, Dec 7, 1961, *Position Paper: Military Assistance and Modernization*, 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、588-589ページ。

¹²⁶ 当時の軍事援助の対象国は韓国、台湾、パキスタン、イラン、ギリシャ、トルコ等であった。

軍の軍備縮小による経済的効果に対して慎重な立場が提起されていた。この文書には韓国が北東アジア地域で自由民主主義国家陣営の軍事力に核心的な軍事的貢献をし、韓国軍の兵力数は概略60万人で、それは米国が援助することを約束した最大兵力水準と一致していると記されている。そして、このような兵力水準は中国と北朝鮮の連合攻撃に対処するには不足した規模であるが、北朝鮮の単独攻撃に対処するには十分な水準だと評価されていた。また、韓国が韓国軍の軍備縮小問題を米国の軍事援助を勝ち取って米国の軍事援助移管政策を中断させるための交渉の影響力で活用しようとし、韓国が経済発展のために一部軍事プログラムを犠牲にすることに対しても関心を見せていると評価した。しかし、韓国軍の軍備縮小による費用削減が、韓国社会にとっての実質的な経済的利益となるという主張に対しては、異議を唱えた¹²⁷。

米国の対韓国援助の報告書であったキッチン(Jeffery C. Kitchen)報告書では米国の被援助国等に対する既存のフィールドプラン(Field plan : 1962-1967)¹²⁸ と代案計画が比較されている。その報告書では、既存のフィールドプランでは当時の兵力水準を維持すると同時に、韓国軍に割り当てられた任務を遂行することが困難であるため、それを実現するために必要な韓国軍の近代化が計画されていた。フィールドプランによると韓国軍強化は、ソ連と中国の圧力に対抗するための確固たる姿勢を取ると同時に、北朝鮮のみならず中国も韓国に対する脅威として認識することを意味していた¹²⁹。

代案で提示された計画では、韓国軍を20万人から25万人程度縮小しても、米軍の援助を受けた場合、戦争の再発を防ぐ抑止力となり得ると考えられていた。そして、韓国の指導者等に対して、米国の援助を通じた韓国軍の近代化と韓国の経済発展を同時に成し遂げることは困難であると示す必要があるとも言われている。結局、既存のフィールドプランと代案を比較検討した米国の国務省の対韓軍事援助運営団は代案で提示された案を強く指示していたことが分かる¹³⁰。

¹²⁷ Memorandum for the Secretary of State and The Secretary of Defense from Jeffrey C. Kitchen, December 27, 1961, *Country Annexes to Report of the Military Assistance Steering Group: Korea -Field Plan*, 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、651-657ページ。この計画によると装備の引渡しに所要される費用は5年間総13億7千6百万ドルになることで資金援助は7億1,500万ドルになると予想した。

¹²⁸ 前掲書、658-670ページ。

¹²⁹ Memorandum for Mr. Kitchen as Chairman, Military Assistance Steering Group, Nov 30, 1961, *Guidelines for the Military Aid Program*, 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、673ページ。

¹³⁰ Memorandum for the Council Members: Draft NSC Record of Action from Bromley Smith, Jan 18, 1962, *Guidelines for the Military Aid Program*, 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、680ページ。この文書では韓国軍の水準を当時の陸軍18個師団、海兵隊1個師団で毎年、2個の師団を縮小させ、11個師団でした場合に関する分析も含まれた。

一方、このような米国国務省の対韓軍事援助運営団の評価に対して、ヘリースミス(Harry Smith)合同参謀軍事援助問題特別補佐官は国務省の対韓軍事援助運営団長に送った電報において、検討の対象である韓国を含む六ヶ国は、自由民主主義国家陣営に対するソ連と中国の初期攻撃を抑止する役割を果たしているとの見解を示している。そして韓国を含んだ六ヶ国が米国の援助なしで中国とソ連のブロックと持続的に戦闘を遂行することではなく、米国と同盟国の軍事力が到着する時まで、自国の国内的統合を維持する能力を保持するということを強調した。したがって、韓国軍に対する米国の援助縮小が行われる場合、自由民主主義国家陣営の全般的な軍事的効用性と防御能力を弱体化させるため、軍事援助の縮小に反対する立場を現わした¹³¹。結局、1962年1月18日に開催された国家安保会議(National Security Council)に提出された文書では、韓国と関連して米国の国務省の軍事援助運営団が提起するようにMAP(Modern Aid to Planning)からAID(Agency for International Development)プログラムへの実質的な変化が要求された。そして1963年6月15日まで、国務省、国防省、AIDに関するさらなる研究結果が発表された。第1には韓国での米国の国益に対する相対的な脅威。第2には在韓米軍の適切な兵力水準と韓国軍の適切な軍事的任務。第3には経済援助増大の適切性と韓国の消化能力。第4には予想される政治的な問題等であった。そして国家安保会議措置(NSC Action)2447では、1963年6月15日に次の事項に関する合意がなされた。第1には会計年度1964-1968年の軍事援助計画、第2には同一期間の間のAIDプログラム計画、第3には米国の国益を追求した援助計画の発表、第4には米国の援助国が米国の国益に対する脅威になり得る可能性、第5には韓国とギリシャ及びトルコに対する軍事援助計画は、既存のものより低いコストで実施される。

以上の内容を中心に韓国軍の軍備縮小問題を考察してみると、1960年代初頭の韓国軍の軍備縮小問題は基本的に米国の対韓援助政策の変化と関連があるということが分かる。すなわち米国は、軍事援助を重点的に行うことで自国の経済状況の好転を図っていたため、そこで韓国軍の軍備縮小が議論され始めたのである。米国はMAP援助と韓国軍の運営費用を減らして、経済開発に重点を置いた援助政策を進行していくという戦略を構想していた。このような点を鑑みると、韓国軍の軍備縮小に関する米国の議論もやはり、韓国との具体的な協議の場を設けず、韓国の意思を無視した米国一方主義のものであったことが分かる。そして韓国軍の軍備縮小問題は、「韓国の防衛」という名のもとでの米韓の連合関係を維持しようとする米国の戦略であり、韓国軍がどのほどの兵力を保持するかということは米国にとって重要な問題ではなかったのである。米国にとっては、米国の現在の韓国に対する軍事援助水準と在韓米軍と韓国軍を結合させた場合、北朝鮮の単独及び北朝鮮と中国の連合軍を抑止することができるか

¹³¹ NSC Record of Action 2447: *Review of the Military Aid Program*, January 18, 1962, 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、697-698ページ。韓国と関連しては適合した韓国軍の兵力水準と体制、そして在韓米軍の水準に対する検討が含まれることを指示した。

という点がより重要であった。

韓国軍の軍備縮小と関連して米国の国防省と国務省の間に意見の対立が存在したが、それは韓国に対する配慮ではなく、韓国軍が米国の対中ソ政策において果たす役割の大きさを考慮した結果であった。さらに米国は韓国軍縮小を具体的に進めたが、それが実現されなかったのは韓国の反対のためでなく、北朝鮮と中国の軍事連合に対する危機感を覚えていたためであった。韓国を防衛する韓国軍の縮小問題を、一方的に米国の観点で計算して決めるこのような事実は、当時の米韓同盟関係における韓国のポジションと韓国の対米影響力の水準を明確に反映している。

おわりに

第1章では米韓同盟関係の本質的特性と米国が追求する米韓同盟関係の目標が何であったのかを分かるため、第一は米韓同盟関係の形成の背景と制度的特性に対して分析した。第二は米韓同盟関係の本質的特性を分析するため、1960年代初頭の米国の韓国に対する軍事援助に重点を置いた政策から経済援助にも重点を置くバランス維持政策への転換議論過程と韓国軍に対する縮小議論、在韓米軍の撤退議論を分析した。続いて第三は米国が韓国との同盟関係の目標を維持するためにいかなる措置を講じていたのかも分析した。

第一、米韓同盟関係は米国の韓国に対する一方的な軍事援助と経済援助に基づいて形成された。そして米国は米国が追及する米韓同盟関係の目的達成のための韓国に対する同盟関係政策を推進することができた。しかし韓国は韓国の安保と関連がある重要な決定については韓国の考えを米国に伝達することのみできて米韓同盟関係に影響力を行使することはできなかった。結局、このような米韓同盟関係下での米国の同盟関係国家ポジションは同盟関係決定力国家ポジションであり、韓国の同盟関係国家ポジションは同盟関係非影響力国家ポジションで説明することができる。

第二、米国が韓国との同盟関係を通して確保しようとした米韓同盟関係の目標は次のとおりである。第一は韓国を反共国家であると同時に米国に友好的な国家で維持することと第二は韓国が米国の統制範囲から抜け出すと同時に韓国によって米国の行動が制約を受ける状況を許容しないということであった。これは窮極的には共産主義国家の封じ込め政策で推進されると同時に米韓同盟関係の目標を達成するためであることと第一は米国に友好的な反共政府の維持、第二は韓国の政治的安定のための軍事と経済援助及び共産主義国家に対する抑制力提供、第三は韓国に対する統制及び米国の行動の自由保障確保のための韓国軍に対する平時戦時作戦統制を通じた韓国軍の統制、第四は韓国の単独の軍事戦力ではなくて米国との連合戦力を通じた共産主義国家に対する防御体制の確立、第五は韓国の安保危機に対する自動介入条項が挿入されなかった米韓相互防衛条約の維持を設定した。

第三、上記の事例で分かるように韓国の安保と直結した米国の韓国に対する軍事援助に重点を置いた政策から経済援助にも重点を置くバランス維持政策への転換、韓国軍の縮小問題、在韓米軍撤退問題が米国の共産主義国家に対する世界戦略及び北東アジア地域戦略の判断、米国が追求する米韓同盟の目標に寄与できるかできないかの次元で決定された。この問題に対する決定過程で韓国の同盟関係国街ポジションは同盟関係非影響力国家ポジションであり、米国の同盟関係国家ポジションは同盟関係決定力国家ポジションであったのを反映したことである。

第四、米韓同盟関係は韓国の一方向的な対米依存同盟関係に基づいて作動したため、米国の同盟関係目標の達成のために韓国を意識すると同時に追加的な努力の必要性がなかった。すなわち米韓同盟関係下で米国の同盟関係国家ポジションは同盟関係決定力国家ポジションであり、韓国の同盟関係国家ポジションは同盟関係影響力国家ポジションに過ぎなかった。したがって韓国を反共国家で保つと同時に韓国を統制しようとする米国の米韓同盟関係の目標の達成のため、米国は韓国に対する軍事援助に重点を置いた政策から経済援助にも重点を置くバランス維持政策への転換も可能であったという立場であった。

第2章 韓国の同盟関係制限的影響力国家ポジション形成期(1965年 - 1967年)

はじめに

第2章は韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助が米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションに及ぼした影響を中心に議論を進める。このような論議は韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の韓国の米国に対する影響力の強化と米国の韓国に対する軍事的及び経済的援助との相関性を明らかにすると考えられる。

上記のような相関性を明らかにするために韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助が米国主導の一方的米韓同盟関係に及ぼした変化を分析する。そして、米韓同盟関係下での韓国の同盟関係非影響力国家ポジションから同盟関係制限的影響力国家ポジションになった状況での米国の米韓同盟関係の目標を保護するための対応を分析する

第1節 韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の遠因と近因

韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の遠因と近因について説明する前に第二次インドシナ戦争の勃発の背景に対する理解のため、つぎのとおり説明する。

1945年8月、太平洋戦争の終戦後、ベトナム駐屯日本軍の武装解除のため、北緯16度線を基準で北部地域は国民党の中国軍が、南部地域は英国軍とフランス軍が進駐した。中国と英国は相互交渉を通じ、中国軍と英国軍をベトナムから撤退したがフランスはベトナム全域を再占領した。その結果ベトナムは再びフランスの支配を受けることになった¹³²。フランスのベトナムに対する再支配に反対したベトナムのホーチミン勢力はベトナムの独立を宣言し、1946年12月にホーチミンのベトナム軍がフランス軍を攻撃することによって第一次インドシナ戦争が勃発した。1950年1月、ソ連と中国がベトナムのホーチミン政権のベトナムを承認し、米国は1950年6月に朝鮮半島で戦争が勃発するとすぐに共産主義勢力の膨張の「ドミノ(domino)現象」を憂慮してフランスに対する軍事援助をし始めた¹³³。以後第一次インドシナ戦争はソ連と中国が援助するホーチミンの政権のベトナム軍と米国が援助するフランス軍が対決する共産主義勢力と自由主義勢力の戦争になった。

第一次インドシナ戦争の結果は1954年5月、フランス軍のディエンビエンフー(Dien

¹³² 国際問題研究所 『베트남전과 한국의 안전보장(ベトナム戦と韓国の安全保障)』(ソウル：光明印刷公社、1966年)、65ページ。

¹³³ 長井信一『国際政治(下)』(東京：東京大学出版社、1973年)、444ページ。

Bien Phu)要塞がホーチミン政権のベトナム軍に陥落するとすぐにフランスは同年7月にジュネーブでホーチミン政権のベトナムと平和協定を締結した¹³⁴。1946年から1954年までフランスは8年間持続した第一次インドシナ戦争で81億 5,200万ドル(米国の対フランス援助金26億3,500万ドル)を消耗し、死亡及び行方不明者が9万2,299人、患者48,672人、負傷69,156人で合計21万 127人の犠牲者をでた¹³⁵。

ジュネーブ平和協定の締結でベトナムを北緯 17 度線基準で分割して北部地域はホーチミン政権のベトナムが占領し、南部地域はフランスが樹立したバオダイ王政体制を維持するものの 1956 年 7 月にベトナム全地域の総選挙を実施して一つのベトナム政権を樹立するということであった。しかし、南ベトナムでフランス軍が撤退するとすぐに米軍がフランス軍に代わり、南ベトナムに駐屯するようになった。そして、ベトナムでのホーチミンに対する支持率が 80%に達する状況でベトナムでの選挙を許さなかった。「南ベトナムに強力な反共政権を樹立して共産主義勢力の膨張の「ドミノ現象」を遮断する」という名分下に米国はゴディンジエム(Ngo Dinh Diem)を支援し、1955 年バオダイ皇帝を追放した。そして、同年 10 月に‘ベトナム共和国(the Republic of Vietnam)’を樹立させた¹³⁶。

1956 年 7 月に予定されていたベトナムの南北ベトナム総選挙に対する南ベトナムのゴディンジエム政権の不実時は腐敗した政治によってゴディンジエム政権に対する南ベトナム人の支持は低下し、ゴディンジエム政権も不安になった。このような状況で米国は南ベトナム政策に対して親米反共政権育成政策から積極的南ベトナム軍事的介入政策に修正した¹³⁷。

米国は 1964 年 8 月、南ベトナムのトンキン湾で米国の駆逐艦が北ベトナムの魚雷艇から攻撃された以後、すぐに北ベトナムに対する爆撃を開始した。米国の北ベトナムに対する爆撃によって内戦的性格の第二次インドシナ戦争は北ベトナムと米国との国際戦性格に拡大した¹³⁸。

一方、米国が積極的な南ベトナム軍事的介入政策を取る前に韓国は米国との軍事的任務遂行のため、朝鮮半島以外の地域で米国に非戦闘兵及び戦闘兵援助が可能であるという韓国の意志は多様な経路を通じて米国に伝えられていたことが確認される。

韓国の丁一権在米大使は1961年6月30日、米国のケネディ(John F. Kennedy)大統領との面談で韓国が米国との共通の目標のため、協力する強力な意志があることを次のとおり伝えた。

¹³⁴ 轡田隆史『現代世界の構図で読む』(東京：高研究、1984年)、212-214ページ。

¹³⁵ 国際問題研究所、前掲書、70ページ。

¹³⁶ 長井信一訳、前掲書、446ページ。

¹³⁷ 菅英輝『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』(東京：ミネルヴァ書房、1992年)、179-181ページ。

¹³⁸ 鄭鎔碩『미국의 대한정책 : 1845-1980(米国の対韓政策 : 1845-1980)』(ソウル：一潮閣、1995年)、107ページ。

第二次大戦の間¹³⁹、そして、第二次大戦の後にも米国と韓国は共通の目標のために戦ってきた。とくに第二次大戦の間、韓国の男児は日本を撃退するために戦った。そして、1950年に共産主義勢力軍が韓国を侵略した際、韓国軍は米軍と塹壕の中で寝食を共にして共産主義勢力軍と戦った。韓国は米国と韓国が「同じ運命体(riding the same horse)」であったことを忘れなく、必要であればいつでも両国の共通した目標のため、韓国人の命の犠牲をためらわない¹⁴⁰。

さらに、当時の朴正熙国家再建最高会議議長(以下 朴議長)¹⁴¹も1961年7月26日、ケネディ大統領に送った書信で次のとおり意志を伝えた。

ベルリンの危機と関連した米国の政策に対して韓国では熱狂的に支持している。韓国はとくに、共産主義勢力の侵略に対抗する全世界にかけた防衛に対するケネディ大統領の言及を歓迎している。韓国は平和を望むが、万が一戦争が勃発すれば戦争に参加する米国の同盟国中、一つになる¹⁴²。

上記の内容を通じて韓国は米韓同盟関係の範囲を既存の朝鮮半島に限定せず、共産主義勢力の侵略に対抗するためには朝鮮半島以外の地域でも米韓間の同盟関係が形成される可能性があることを強調したのである。

一方、1961年11月の朴議長の米国訪問は1964年の韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵援助と1965年の戦闘兵援助と関連して重要な意味がある¹⁴³。そのような理由はケネディ大統領との会談で朴議長が先に南ベトナムに対する戦闘兵援助意志を公式に提案したという点で、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を理解することと関連して重要な糸口を提供するためである。とくに、既存の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助議論が1964年、米国のジョンソン(Lyndon B. Johnson)大統領時代の決定を中心に議論されたため、1960年代半ばの状況的脈絡で韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助決定の原因を分析しようとした。しかし、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の意志は1961年に主張され、米国が韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助を考慮しない状況でも積極的に非戦闘兵及び戦闘兵援助の意志を提案したという事実を基準として判断してみると、1964年の非戦闘兵援助と1965年の戦闘兵援助に対する決定は1960年代半ばの脈絡よりは1961年の

¹³⁹ 韓国の上海臨時政府時代(1919年4月-1945年8月)の対日抗争を意味する。

¹⁴⁰ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No2 『박정희-케네디 교환서신(朴正熙-ケネディ交換書信)』1961年 463ページ。

¹⁴¹ 朴正熙の国家再建最高会議議長経歴(1961年7月 - 1963年11月)、本研究では1961年7月から1963年11月までの朴正熙については朴議長と称する。

¹⁴² 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No2 『박정희-케네디 교환서신(朴正熙-ケネディ交換書信)』1961年 464ページ。

¹⁴³ 李相禹 「다큐멘터리 월남파병(ドキュメンタリー-南ベトナム派兵)」 『ソウル:月刊朝鮮』1983年8月号、255ページ。

戦闘兵援助提案の連続線上で考察するべきであると考えられる。したがって、1961年の韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助提案の当時の状況に対する分析が成り立つ時に韓国の南ベトナムに対する軍事援助の性格を把握することができるようになると考えられる。

1961年11月14日の15時30分から16時50分までの米国のケネディ大統領と韓国の朴議長との会談でケネディ大統領は南ベトナムの崩壊をいかなる方法で予防するかに関して憂慮しつつ究極的な措置は米軍の活用という見解を明らかにした。そして、南ベトナムの自発的な努力を強調しつつ、南ベトナム問題は米国のみの問題ではなく、自由民主主義国家の共通の問題ということに対して朴議長がいかなる意見を持っているかを尋ねた。ケネディ大統領の質問について朴議長は次のとおりに答えた。

東南アジア、とくに南ベトナムと関連して反共主義国家である韓国は極東の安保の寄与のため、最善を尽くす。北ベトナムは優秀な非正規戦部隊を保持している。韓国はこのような類型の戦争に訓練された100万人の人材を保持している。彼らは正規軍で訓練を受け、今は除隊した。万が一米国の承認と援助が成り立つならば韓国は南ベトナムに戦闘兵を援助することができる。しかし、正規軍の援助が望ましく思われない場合には援助者を募集することもできる。このような措置は自由主義国家の間に行動統一が成り立ったことを証明することである。米国に出発する前に上記の問題を韓国の軍指揮官と打ち合わせをしたが、彼らは上記の問題に対して賛成であった。ケネディ大統領も米国の軍補佐官に上記の提案に対して検討してみるようにした後、結果を知らせることを望む¹⁴⁴。

米国のケネディ大統領と韓国の朴議長の会談が終わった後、朴議長が南ベトナムに対する韓国の戦闘兵援助の提案について「元気づける返事(refreshing answer)」を聞くことができるのかとケネディ大統領に尋ねるとすぐにケネディ大統領は「米国がしないことをすることよりは米国がしようとするすることをする」という返事をした。ケネディ大統領の返事を考察してみると、当時の状況では韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を考慮していなかったということが分かる¹⁴⁵。

上記のとおり韓国は米国が当面している問題の解決のため、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵を援助することによって既存の「一方的対米依存同盟関係」を脱して「制限的対米依存同盟関係」での変化の意志を表明した。すなわち、韓

¹⁴⁴ 韓国国防部軍史編纂研究所『베트남파병과 국가발전(ベトナム派兵と国家発展)』(ソウル:韓国国防部、2006年)、162-163ページ。

¹⁴⁵ 朴議長は11月15日にケネディ大統領との会談で翌年の特別な対韓援助を要請し、戦闘兵派兵を提案した。このような提案に対し、ケネディ大統領は韓国の戦闘兵派兵提案は現在、米国が措置を取ることは適切ではないが韓国の戦闘兵派兵問題に関してベルガー(Samuel D. Berger)駐韓米国大使を通じ、続けて接触すると約束した。趙甲濟『내 무덤에 침을 뱉어라 - 국가개조(僕の墓に唾を吐け - 国家改造)』第四卷(ソウル:朝鮮日報社、1999年)、367-369ページ。

国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助提案は米国との共通任務遂行に参加すると同時に、米国から一方的な援助を受ける同盟国のポジションから脱しようとする意志の表現であったと考えられる。

朴議長は1961年度、韓国の追加更正予算案と関連して米国の援助比率が全体の52%が超過することを指摘しつつ米国に対する依存から脱するべきであると明らかにした¹⁴⁶。さらに、朴議長は1960年代の初頭の米韓同盟関係と関連して韓国が現実的に米国の影響のもとにある事実を認めると同時に米韓同盟関係と関連して次の3つを明らかにした。第1には米国式の民主主義が韓国の現実に合わないということを理解しなければならないということ、第2には米国の民主主義の理想と経済援助に対して高く評価するが、民主主義の理想と経済援助を通じて韓国社会に一律的な米国化を期待してはいけないということ、第3には軍事面と経済面にかかる米国の援助と関連してどうせ援助することであると、韓国の意志に合うように援助するということであった¹⁴⁷。

そして、韓国が「同盟関係非影響力国家ポジション」から脱して「同盟関係制限的影響力国家ポジション」になろうとする韓国の意志と対米認識は以後にも持続していたことが1965年5月、韓国の朴正熙大統領(以下 朴大統領)¹⁴⁸が米国のジョンソン(Lyndon B. Johnson) 大統領との会談で韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を議論した直後の見解表明でも確認される。すなわち、朴大統領は訪米の所感を次のように説明した。

本人が米国を訪問して感じたことを表現すれば、米国が韓国に対して心より友情を持っているということである。友邦中の友邦として飾りが無い真実の友情の表示を受けた。米国の韓国に対する関心は朝鮮戦争以後、再び上昇している。そのような原因は第二次インドシナ戦争の援助に対する反対給付よりも深く高い所にある。すなわち、米国は韓国の自助自立の決議と努力を認識し始めた。さらに、このような努力の効果が現れ始めた。韓国にも自助自立の希望があるということである。本来、自助の決議がない人間は他人からの助け合いを受ける資格がなくて希望もない。これが現在の自由世界を規制する論理である¹⁴⁹。

上記の資料を通して韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の原因を1960年代の半ばの脈絡のみで理解しようとしてはならず、1961年の非戦闘兵及び戦闘兵の援助提案の延長線で理解する必要があると考えられる。韓国の南ベトナムに対する非

¹⁴⁶ 朴正熙『국가와 혁명과 나(国家と革命と私)』(ソウル:図書出版地球村、1997年)、43-44ページ。この本は最初、1963年に発刊された。

¹⁴⁷ 前掲書、227-233ページ。

¹⁴⁸ 朴正熙の大統領経歴(1963年12月-1979年10月)、本研究では1963年12月以後からの朴正熙については朴大統領と称する。

¹⁴⁹ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No11 『한국의 월남군사원조(韓国の対南ベトナム軍事援助)』1961年 23ページ。

戦闘兵及び戦闘兵援助は単純に物質的代価のみを期待した政策決定ではなく、根本的に米韓同盟関係下で韓国の同盟関係国家ポジションを高めて韓国の同盟関係国家ポジションを米国に認識させようとする意図のもとで進行された政策であった。

一方、韓国の朴議長は1961年11月に米国のラスク(David D. Rusk)国務長官との会談で米国の援助に対して感謝を表明しつつ韓国が当面している問題に対する朴議長の見解と解決方を次のとおり主張した。

共産主義勢力の脅威を考慮してみると韓国は60万の軍事力を維持しなければならない。しかし、経済発展も推進しなければならない。そのため、2つの主な問題は共に推進させなければならない。米国は1960年以後、韓国軍の維持のための援助が減少しているということと結果的に軍事力の維持において韓国の比率が増加しているということを知っている。韓国は米国の軍備負担を分けて持つために韓国ができる最善を尽くしている。しかし、韓国は経済開発5ヶ年計画を準備してきたため、防衛費の増額は韓国の経済発展に負担になる。したがって、韓国の経済が安定する時まで軍事力維持のための米国の援助は1959年の水準で維持されなければならない¹⁵⁰。

韓国の朴議長の主張は米国の軍事援助の減少によって韓国が解決すべきであった安保と経済発展という推進と関連して困難に直面しているということと米国に認識させ、米国の援助が減少してはいけないという立場を伝達しようとする意図を含んでいることが分かる¹⁵¹。

当時の韓国の状況を説明すると、1961年の韓国の防衛予算は約1,292万ドルであり、防衛予算の95%(約1,228万ドル)は米国の援助で充当された。韓国の宋堯讚国務総理はレムニッツァー(Lyman L. Lemnitzer)合同参謀議長にMAP(Military Assistance Program)が会計年度1963年から中断される場合、韓国は防衛予算として2,300万ドルが追加的に必要になる。韓国の朴議長が米国のケネディ大統領との会談でインドシナ地域に兵力の援助に対する言及と現在の兵力の水準維持を強調したにもかかわらず、米国が援助をしなければ韓国経済は破産する」という見解を明らかにした¹⁵²。

上記の内容を土台に朴議長の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の提案は韓国の安保と経済問題と関連があったということが分かる。しかし、安保と経済問題が韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の提案の重要な要因であったことを認めてもこのような要因が非戦闘兵及び戦闘兵援助提案の遠因であったというこ

¹⁵⁰ FRUS, 1961-1963, vol. XX II (Northeast Asia, 1996), P.530.

¹⁵¹ 当時の韓国の対米政策目標は第一次経済開発計画を後援できるように米国の対韓経済援助が長期的な次元で続くことと1億5,000万ドル水準の軍事援助が続くことであった。韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No3 『미국의 대한군사원조(米国の対韓軍事援助)』1961年 199-200ページ。

¹⁵² 前掲書、236-237ページ。

とには不十分であると考えられる。そのような理由は当時の米国は韓国南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を要求することもなかった時点ということを経験しなければならぬ。韓国の朴議長が米国の要求もなかった南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を提案したということは他の目標があったということを示す。すなわち、韓国は第一共和国時代から米国との共同任務遂行に対する強力な意志を米国に伝達した。これは韓国南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の提案と以後の実際的な南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助は一方的に米国の軍事的及び経済的援助を受けられるポジションから脱しようとした韓国の意志と関係があると考えられる。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の提案はこのような目標を達成するために韓国が提示できる現実的に可能であった唯一の方法であった。

結局、韓国南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の提案と1964年と1965年の実際的な非戦闘兵及び戦闘兵援助は当時の韓国が保持した効率的な資産を活用して米韓同盟関係下で韓国の同盟関係国家ポジションを高める土台を構築しようとしたという評価を下すことができるということである。したがって、韓国南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の決定の遠因は「一方的対米依存同盟関係」を土台にした米韓同盟関係を「制限的対米依存同盟関係」に転換させることにより、「一方的対米依存同盟関係」から脱しようとしたというものである。そして、このような米韓同盟関係の転換が成り立つことによる米国の韓国に対する軍事的及び経済的援助の拡大のような利益は韓国南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助決定の近因であった。

第2節 韓国南ベトナム駐屯非戦闘兵及び戦闘兵の作戦指揮権保持問題

韓国南ベトナムに対する戦闘兵援助を議論することと関連し、南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の作戦指揮権保持問題は米韓同盟関係に重要な意味があると考えられる。米韓同盟関係の範囲である朝鮮半島での韓国軍の作戦統制権は在韓米軍司令部の保持であった。このような理由で米韓同盟関係での韓国の同盟関係国家ポジションは「同盟関係非影響力国家ポジション」である「一方的対米依存同盟関係」であった。しかし、南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵は朝鮮半島では異なるように南ベトナムでは作戦指揮権を保持することによって韓国の同盟関係国家ポジションは「同盟関係制限的影響力国家ポジション」である「制限的対米依存同盟関係」に転換された。米韓同盟関係において新しい同盟関係の対象となった南ベトナムではいかなる形態で作動したかを明らかにすることができるためである。

1964年3月17日、米国は南ベトナムの事態に積極的に介入することを公式に決めた。そして米国は「南ベトナムの事態に対処するために多くの友好国を引き込んで国際社

会の参加と支持を得る」というMore Flags¹⁵³政策を取った。

米国はMore Flags政策のため、1964年5月9日に韓国を含んで25個の友好国に南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を要請した。当時、米国が韓国に送った書簡には一個の移動外科病院を南ベトナム地域に援助することを要請していた。米国からの韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵援助の要請がきっかけで韓国は建国以後、最初の海外非戦闘兵援助のための措置が公式化され始めた。

米国からの南ベトナムに対する非戦闘兵援助を要請する書簡を受け付けた韓国の朴大統領は金聖恩国防長官に米国の要請を検討するように指示した。しかし、韓国は米国の非戦闘兵援助要請書簡の受付以前から南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を既定事実化した。したがって、米国からの非戦闘兵援助要請書簡は韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵援助を公式化する名分に過ぎなかった。

南ベトナムに対する非戦闘兵援助についての韓国の立場は米国が要請した一個の移動外科病院の援助は人道的次元の非戦闘兵援助であり、韓国が追求した戦闘兵援助とは差があるということであった。しかし、当時の韓国は海外戦闘兵援助に対する経験がなく南ベトナムでの軍事活動に対する知識もなかったため、移動外科病院の援助は南ベトナムの状況を直接経験できる機会であった。そして、共産主義勢力の侵略を受けている南ベトナムの事態は韓国の安保と直接的及び間接的に関連があるという国家安保の側面と朝鮮戦争時に韓国を軍事的に援助した自由民主主義友好国に対する恩返しという国際的信義の次元であった。したがって、韓国の国民を含んで政界からも共感を得た。そして、韓国は1964年6月5日にサイゴン(Saigon)で開催された南ベトナムと韓国間の国防長官会談で南ベトナムから医務援助と技術者援助を要請された¹⁵⁴。

上記の雰囲気により韓国の国防部は南ベトナムに対する非戦闘兵援助のための措置を具体化し、130人規模の移動外科病院と10人で編成されたテコンドー教官等の140人を援助することに決めた。続いて1964年7月15日、韓国は南ベトナムから非戦闘兵援助を要請する書簡を受け付け、同年7月31日には非戦闘兵援助同意案を韓国の国会本会議に上程した結果、全員一致で可決された。

南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵に対する作戦指揮権問題が提起されたことは非戦闘兵の援助のために1964年8月26日から9月8日まで李勳燮合同参謀本部軍需企画軍次長の先発隊が派遣されてからであった。当時の南ベトナムは南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵の作戦指揮権を南ベトナムが保持すべきであるという立場であり、米国は米国のとおり韓国の非戦闘兵に対する作戦指揮権を掌握しようとした。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵援助は規模面で大きくなく、内容面でもテコンドー教官団と移動外科病院で構成されていたため、南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵に対する作戦指揮権問題は韓

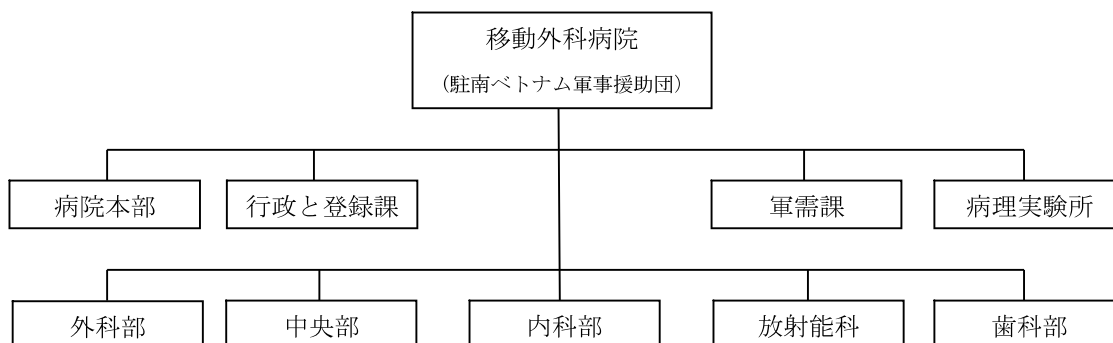
¹⁵³ 1964年4月23日に提唱されたこの政策の公式名称は‘The Free World Assistance Program’である。

¹⁵⁴ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No10 『한국의 월남군사원조(韓国の対南ベトナム軍事援助)』 1964年 32ページ。

国の関心の対象ではなかった。南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵に対する作戦指揮権は米国と南ベトナム、韓国の合意機構である国際軍事援助機構(IMAO：International Military Organization)を設置し、南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵の作戦指揮に対する問題を三国の合意によって決めるようにした。そして、李勳燮合同参謀本部軍需企画軍次長は南ベトナムの戦況が急で差し迫ることになった時を考慮し、南ベトナム駐屯米軍司令部の参謀長であるスティルウェル(Joshep W. Stilwell)少将との合意を通して緊急事態が発生する時には韓国軍事援助団とその配下部隊に対する作戦統制権を米軍事援助司令官が行使するという秘密軍事協定を締結した¹⁵⁵。

韓国の南ベトナムに対する第1次非戦闘兵援助である移動外科病院とテコンドー教官団は1964年9月11日、海軍LST便で釜山港を出港し、同年9月22日に南ベトナムのサイゴンに到着した。そして、同年9月28日から南ベトナム陸軍の病院が位置したブンタウ(Vung Tau)で南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵として業務を始めた。一方、テコンドー教官団10人は移動外科病院と分離して南ベトナム陸軍歩兵学校と陸軍士官学校、及び海軍士官学校に三人ずつ配置され、テコンドーを教え始めた。

〈図 5〉〈移動外科病院最初編成図〉



出所：韓国国防部軍史編纂研究所『派兵南ベトナム韓国軍戦史』（ソウル：韓国国防部、1978年）、191ページ。

¹⁵⁵ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0020 File No9 『주월남군사원조단의 지위에 관한 한국·월남, 한국·미국간의 군사실무자 약정(駐南ベトナム軍事援助団の地位に関する韓国・南ベトナム、韓国・米国防間の軍事実務者約定)』1964年 26-28ページ。

〈図 6〉〈テコンドー教官団最初編成図〉



出所：韓国国防部軍史編纂研究所『派兵南ベトナム韓国軍戦史』（ソウル：韓国国防部、1978年）、192ページ。

第二次インドシナ戦争の拡大によって、南ベトナムの後方地域で戦争復旧事業を援助していた南ベトナム軍さえ戦線に投入されるようになった。このような理由で南ベトナムの後方地域援助のための兵力の追加援助が必要であった。このような状況で1964年12月18日、ブラウン(Winthrop G. Brown)駐韓米国大使が南ベトナムの後方地域援助を担当する非戦闘兵に対する援助要請のジョンソン(Lyndon B. Johnson)大統領親書を韓国の朴大統領に伝達した。朴大統領は金聖恩国防長官に「予想したことであったため、迅速に部隊の編成と援助準備を完了し、国会の同意を求める準備をしろ」という指示を下した。韓国の国防部は1964年12月22日、金鍾五合同参謀議長を在韓米軍司令官であるハウォーズ(Hemilton H. Howze)隊長に送って具体的な援助案を協議した。同時に米国が韓国に要請した兵力は工兵1個大隊と輸送と整備要員等の1,000人規模の兵力であった。しかし、韓国の建設援助活動が野戦で成り立つという点を考えてみると建設援助活動を守る警備兵が必須であり、そのような理由で非戦闘兵援助の規模を拡大する必要があった。したがって、韓国の国防部は警備のための歩兵1個大隊を追加し、准将級の「韓国軍に対する軍事援助団本部」を編成して、2,000人の規模で拡大した援助案に対して在韓米軍司令官と合意した。続けて、韓国の国防部は1965年1月2日に南ベトナムから工兵団と自衛警備手段の技術団と部隊及び補給品を輸送するための輸送部隊に対する追加非戦闘兵援助を要請する内容の公開書簡を受け入れ、「援助同意案」を国会に上程して同意を得た¹⁵⁶。

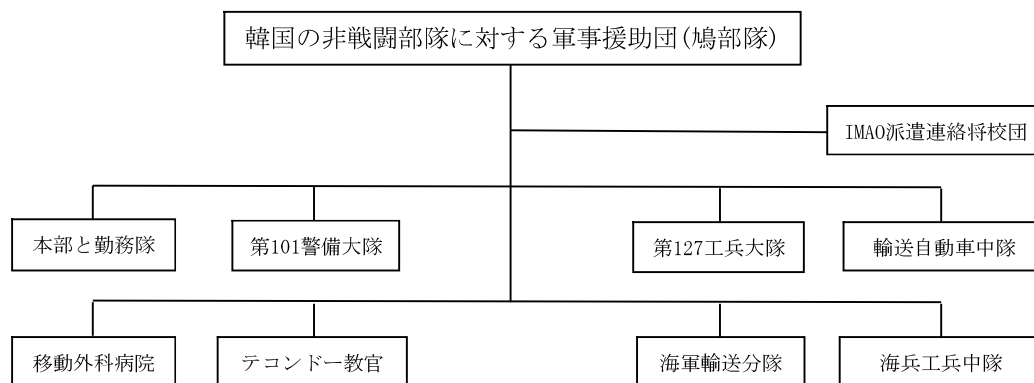
韓国の国会で韓国軍に対する軍事援助団の援助案が可決されるにつれ韓国の国防部は部隊編成を始めた。そして、同年1月29日に「韓国軍に対する軍事援助団本部」を創設して平和を象徴する意味の鳩部隊で命名した。鳩部隊の配下部隊では陸軍第127工兵大隊と部隊防御のための警備大隊、輸送自動車中隊、海兵工兵中隊、海軍輸送分隊(LST : Landing Ship Tank)等で編成された。また、先に援助された移動外科病院とテ

¹⁵⁶ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No11 『한국의 대월남군사원조(韓国の対南ベトナム軍事援助)』 1964年 11ページ。

コンドー教官団を統合指揮するようにした。

韓国の南ベトナムに対する第2次非戦闘兵援助準備を完了した鳩部隊は1965年3月10日に韓国を出発し、同年3月16日にサイゴンに到着した。その後、ディアン(Di An)に駐屯しつつサイゴンの郊外周辺道路建設と各種建設援助任務を遂行した。

〈図 7〉韓国非戦闘兵援助団(鳩部隊)の編成図



出所：韓国国防部軍史編纂研究所『南ベトナム派兵と国家発展』（ソウル：韓国国防部、2006年）、195ページ。

韓国の南ベトナムに対する第2次非戦闘兵援助があった1965年の南ベトナムの状況は次第に悪化していた。米国の強力な北ベトナム地域に対する爆撃にもかかわらず、北ベトナム軍の南進が続くことによって南ベトナム地域で地上戦闘が激しくなっていたためである。

1965年3月11日、韓国の金顯哲駐美大使は米国のボール(George W. Ball)国務部次官との面談を通して韓国の戦闘兵の追加援助が可能であると伝達した。このような韓国の戦闘兵の追加援助については1965年5月17日から18日までにワシントン(Washington D.C)で開催された米韓首脳会談で妥結した。したがって、韓国は1965年6月14日に南ベトナムから戦闘兵援助を要請する公式書簡を受け付けたことに続き、8月13日には国会の議決を経て1師団規模の戦闘兵援助を決めた。

韓国の国会で南ベトナムに対する戦闘兵援助の同意案が審議されている間、韓国の国防部は戦闘兵援助部隊の選定に着手した。以前に二回の非戦闘兵の援助経験があったが、戦闘兵援助は非戦闘兵援助とは根本的に相違がある懸案であった。したがって、韓国の国防部は合同参謀部に戦闘兵援助企画団を設置して慎重に検討した結果、首都師団と第2海兵旅団を選定した。

南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵に対する作戦指揮権問題について、米国は南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵に対する効果的な任務遂行を保障するために南ベトナム駐屯米軍司令部が朝鮮半島と同じように南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵の作戦指揮権の保持を望ん

だ。しかし、韓国は南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵が南ベトナム駐屯米軍司令部の作戦指揮下に当然入ることではなく、米韓間の別途の合意が必要であると考えた。そのような理由は在韓国連合軍司令官である在韓米軍司令官の韓国軍に対する作戦指揮権と作戦統制権は1954年の米韓間の合意に根拠を置き、1961年5月26日に在韓国連合軍司令部と韓国の国家再建最高会議間に共同声明で明らかにしたとおり韓国を共産主義国家の侵略から防衛することに限定されているということであったためであった¹⁵⁷。

南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵の作戦指揮権保持と関連して韓国の金聖恩国防長官は次のとおりに主張した。

南ベトナムで米軍が韓国の戦闘兵の作戦指揮権を行使することになると韓国の戦闘兵をカンボジア国境、また奥地のような危険地域に配置する可能性がある。そのようになると韓国の戦闘兵は損失のみ受けて戦功を立てることもできず、南ベトナムに対する戦闘兵援助についての韓国国内の世論が悪くなり、政治問題化になる。さらに、比較的安全な海岸に韓国の戦闘兵が配置されると戦闘兵の損失も少ないのみではなく、建設業者をはじめとする国内業者の進出も容易である¹⁵⁸。

そして、韓国の朴大統領が南ベトナム駐屯米軍司令部の作戦指揮を南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵が受けることに反対する理由を尋ねた時、金国防部長官は「南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵の安全と南ベトナムに進出する韓国企業の安全維持を例にあげ、南ベトナム駐屯米軍司令部の作戦指揮を受けることは韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の意義を減少させる結果を招くということである」と答えた¹⁵⁹。

韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期に南ベトナムに進出した韓国企業は韓進商社、京南通運、現代建設、漢陽建設、共栄建業などであり¹⁶⁰、次の地図で分かれるように南ベトナム駐屯韓国の戦闘部隊はカンボジア国境から離れた南ベトナム海岸地域に配置された。

¹⁵⁷ 前掲書、29ページ。

¹⁵⁸ 韓国国防部軍史編纂研究所『월남파병과 국가발전(南ベトナム派兵と国家発展)』(ソウル: 韓国国防部軍史編纂研究所、2006年)、893ページ。

¹⁵⁹ 前掲書、894ページ。

¹⁶⁰ 峨山社会福祉事業財団『한국의 해외취직(韓国の海外就職)』(ソウル: 峨山社会福祉事業財団、1988年)、166ページ。

<図 8><南ベトナム駐屯韓国の非戦闘部隊及び戦闘部隊の駐屯地域>



出所：韓国国防部軍史編纂研究所『일남파병과 국가발전(南ベトナム派兵と国家発展)』（ソウル：韓国国防部、2006年）、42ページより筆者が韓国語を日本語で作成。

〈表 2〉〈対南ベトナム経済活動収益単位〉 〈単位:100万ドル〉

年 度	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	累計額	比重(%)
経営収入	17.7	23.8	23.2	38.0	47.1	70.1	35.7	27.5	283.1	27.6
輸 出	14.8	13.9	7.3	5.6	12.9	12.8	14.5	12.5	94.3	9.2
物品軍納	2.9	9.9	15.9	32.4	34.2	57.3	21.2	15.0	188.8	18.4
貿易外支払	1.8	37.3	130.4	133.1	153.3	134.3	97.6	55.7	743.7	72.4
用役軍納		8.3	35.5	46.1	55.3	52.3	26.5	9.2	233.2	22.7
建設軍納		3.3	14.5	10.3	6.4	7.4	8.3	3.1	53.3	5.2
軍人送金	1.8	15.5	31.4	34.4	33.9	30.6	32.3	26.8	206.7	20.1
技術者送金		9.1	34.4	33.6	43.1	26.9	15.3	3.9	166.3	16.2
特別補償支援			8.8	4.6	10.8	15.2	13.9	12.0	65.3	6.4
保 険 金		1.1	5.8	4.1	3.8	2.1	1.3	0.7	18.9	1.8
合 計	19.5	61.1	153.6	171.1	200.4	204.6	133.3	83.2	1026.8	100.0

出所：尹忠魯「베트남전쟁시기의 월남재벌 형성과 과학기술자의 저항(ベトナム戦争時期の越南財閥形成と派越技術者の抵抗)」『사회와 역사(社会と歴史)』(ソウル：韓国社会史学会 vol.79 2008年)、97ページ。

一方、韓国の蔡命新陸軍本部作戦参謀部長は韓国の朴大統領に南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵作戦指揮権と関連し、韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助は米国との同様な立場として南ベトナムを守ることであるため、南ベトナム駐屯米軍司令部に南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵に対する作戦指揮権を委譲するのは正しくないと建議した。蔡陸軍本部作戦参謀部長は韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助は米国のためでなく、南ベトナムを共産主義国家の侵略から守るための戦争という政治的名分をベースに米国と同様な立場として南ベトナムに対する戦闘兵援助をすることであることを強調した。そして、南ベトナム駐屯米軍司令部に南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵に対する作戦指揮権を委譲することは正しくないと主張した¹⁶¹。

韓国の第1代南ベトナム駐屯韓国軍司令官に選出された蔡命新司令官は1965年11月に南ベトナム駐屯米軍の作戦会議(Operational Conference)に参加し、第二次インドシナ戦争に対する本人の見解を明らかにする機会を得た。蔡司令官はフランス軍と旧日本軍が残した旧式兵器で戦争をする共産主義勢力であるベトコン(Viet Cong)にB-52のような先端武器にも勝利を出来ないこのような形態の戦争は軍事的な性格の戦争ではなく、政治的性格の戦争であると規定した。したがって、第二次インドシナ戦争は政治的戦争であり、このような戦争は米国のみならず南ベトナムの共産化を防ぐための戦争であるため、南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵に対する作戦指揮権を南ベトナム

¹⁶¹ 蔡命新『베트남전쟁과 나(ベトナム戦争と私)』(ソウル:八福院、2012年)、53-55ページ。

駐屯米軍司令部に委任できないと主張した。南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵に対する作戦指揮権に対する蔡司令官の主張は南ベトナム駐屯米軍司令部によって受け入れられた¹⁶²。南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵に対する作戦指揮権問題は米国と韓国、南ベトナムと韓国間の実務約定議定書を通して南ベトナム駐屯韓国軍司令官に韓国の戦闘兵に対する作戦指揮権を付与することで一段落された¹⁶³。そして、南ベトナム駐屯韓国軍司令官に韓国の戦闘兵に対する作戦指揮権の保持することによって韓国の非戦闘兵に対する作戦指揮権も南ベトナム駐屯韓国軍司令官に保持するようになった。

南ベトナム駐屯韓国軍司令官の韓国の非戦闘兵及び戦闘兵に対する作戦指揮権保持によって南ベトナムに駐屯中であったオーストラリア軍、ニュージーランド軍、タイ軍などが作戦指揮権を南ベトナム駐屯米軍司令官に委譲したこととは違うように独立的な作戦指揮権国家のポジションになったことである。

上記の内容を通して分かるように、南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵に対する作戦指揮権と関連して朴大統領自らが問題提起をしなく、国防部長官の意見を聞いた後に南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵に対する作戦指揮権を南ベトナム駐屯米軍司令部に渡さないと決めたことは南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵も朝鮮半島と同様に、米軍の作戦統制下にあるという認識であったと考えられる。

南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵に対する作戦指揮権と関連して、韓国の憲法第72条1項の韓国軍組織法第6条によると大統領は韓国軍を統帥し、韓国軍組織法第9条によると国防部長官は大統領の命令を受けて軍事に関する事項を統帥するとなっている為、南ベトナム駐屯韓国軍軍事援助団に対する韓国軍の軍事作戦指揮統制権は終局的に大統領に帰属するとなっている。そのような理由により、南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵に対する作戦指揮権は韓国の大統領と国防部長官の委任を受けた現地の韓国派遣南ベトナム軍事援助団(ROKMAG-V)司令官にあると認識した¹⁶⁴。結局、1965年6月29日に大統領令第2226号によって南ベトナム駐屯韓国軍司令部設置令が公表された。そして同年9月5日に南ベトナムと韓国間の軍事實務約定締結によって南ベトナム駐屯韓国軍司令部が創設された。

¹⁶² 前掲書、154-163ページ。

¹⁶³ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No11 『한국의 대월남군사원조(韓国の対南ベトナム軍事援助)』 1965年 113ページ。

¹⁶⁴ 前掲書、112ページ。

〈図 9〉〈南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の作戦指揮体系〉



出所：韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No11 『한국의 대월남 군사원조 (韓国の対南ベトナム軍事援助)』 1965年 115ページより筆者が図作成。

韓国は南ベトナムに対する非戦闘兵および戦闘兵の援助をきっかけで南ベトナム問題の解決と関連して米国に独自の案件を提案し始めた。韓国の李東元外交通商部長官は1966年10月1日に南ベトナム問題に対する解決のためのフィリピンのマニラで開催された南ベトナム援助7ヶ国間の首脳会談を控え、南ベトナム問題の解決と関連して扱わなければならない主題をニューマン(R. Newman)駐韓米国大使に次のとおりに提案した。第1は南ベトナム問題の解決のための常設機構の創設であった。この常設機構は大使級の水準であり、米国のワシントンに設置することを提案した。第2は南ベトナムに対する援助7ヶ国間に南ベトナム問題の解決と関連した戦略を議論するため、定期的に1年に1回程度の外相会談の開催を提案した。第3は南ベトナムにNATO形態の統合司令部を創設することを提案した。NATO形態の統合司令部は南ベトナム駐屯米軍司令官配下の主要職位に米軍以外の他軍を含んだ統合本部の形態を意味した。第4は「太平洋共同体(Pacific Community)」の誕生のための措置が取られる必要があるということを提案した。そして、第二次大戦中に米国のフランクリンルーズベルト(Franklin D.

Roosevelt)大統領と英国のチャーチル(Sir Winston Leonard Spencer Churchill)首相によって作られた大西洋憲章と同一な太平洋憲章が必要であると要求した。そして、太平洋憲章は南ベトナム問題に対する解決のため、アジア国家の目標を提示することであると主張した。そして、韓国の金龍周外交通商部次官は韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助は単に南ベトナムに対する防衛と米国を満足させるためではなくて南ベトナムの問題が韓国の安保の一部であるためであるとニューマン駐韓米国大使に伝えた¹⁶⁵。

一方、1966年10月4日に米国の国務部は上記の韓国の案件提案に対してフィリピンのマニラで開催された南ベトナム援助7ヶ国間の首脳会談は南ベトナムという一つの問題を議論するための首脳会談であることを韓国に強調した。したがって、南ベトナムという一つの問題解決の達成のためにエネルギーを他の方向に回さない方がいいという立場を韓国に伝達した¹⁶⁶。

上記の文書を通して分かるようになったことは米韓同盟関係下での韓国の同盟関係ポジションは米国の意見を一方的に従う同盟関係ポジションではなかったということである。韓国は南ベトナム問題の解決と関連して独自に案件を提示するなど、南ベトナムでの韓国の非戦闘兵および戦闘兵に対する独自の作戦指揮権を保持する以前とは相異なった同盟関係ポジションの立場であった。

特に米国がフィリピンのマニラで開催された首脳会談を南ベトナムの問題に限定させようとすることに反して韓国は南ベトナムの問題を地域次元の問題に拡大しようとした。そして、韓国の朴大統領はフィリピンのマニラで開催された首脳会談で一つの国家の安保脅威は周辺国家の安保にも影響を及ぼすことであると第二次インドシナ戦争の性格を規定した。続いて、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助は南ベトナムの安保を守ると同時に周辺国家の安保を守るためであると主張した¹⁶⁷。

韓国の朴大統領の上記のような主張は第二次インドシナ戦争に対する朴大統領の認識は何であったのかを明らかにしている。

韓国の朴大統領は第二次インドシナ戦争を単純に南ベトナムに限定された問題でないアジアの問題であると認識した。朴大統領は韓国が米国の南ベトナム問題に対する強力な後援者であることを強調すると同時に韓国が米国の南ベトナム問題に対する後援を持続するためには南ベトナム問題に対して米国が韓国と持続的に協議しなければならないと主張した。また、米国の南ベトナムに対する援助政策が変更される時には

¹⁶⁵ Telegram from Amembassy Seoul to Department of State, BT. 1707, Oct.1, 1966, "Seven Nations Conference," National Security File, NSC History, Box.46, L.B.J. Library.

¹⁶⁶ Telegram from Amembassy Seoul to Department of State, BT. 1747, Oct.4, 1966, "Seven Nations Conference," National Security File, NSC History, Box.46, L.B.J. Library.

¹⁶⁷ Summary Record of the Third Session Summit Conference, October 24, 1966, National Security File, NSC History, Box.45, L.B.J. Library, p.4.

韓国との協議がなければならなくて韓国は南ベトナムでの米国のパートナーであるため、韓国は南ベトナム問題と関連がある協議に必ず参加しなければならないと主張した。朴大統領のこのような主張に対してブラウン(W.G.Brown)駐韓米国大使は次のとおりに米国は南ベトナムに対する韓国の非戦闘兵および戦闘兵の援助を高く評価していると朴大統領に伝達した¹⁶⁸。

韓国の丁一権国务総理も1967年3月、南ベトナムの訪問後に米国の駐韓ブラウン大使に南ベトナムの平和を守るための方法は南ベトナム内部の共産主義勢力に対する持続的であると同時に強力な軍事的圧迫と北ベトナムに対する爆撃の持続であると主張した。そして、当時の南ベトナム駐屯米軍が採択している軍事的戦術のように共産主義勢力であるベトコンを攻撃した後に部隊に復帰することによって共産主義勢力であるベトコンが後退した地域をベトコンが再び占領するように許容することは適切ではないと批判した。そして、南ベトナム駐屯米軍と南ベトナム軍、南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の師団長が本人の地域内の軍事及び民間活動に対して全体的な責任を負う新しい軍事作戦概念である「撃滅計画(Crash Program)」を提案した。このような軍事作戦によると南ベトナム駐屯米軍と南ベトナム軍、南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の軍事指揮官は本人の責任地域内の時の掃討のために正規軍を使うと同時に地域住民をして市民軍部隊を組織させる。そして、次は共産主義勢力から取得した地域を維持して主な軍事施設を防御する責任を負う形態を取るということであった¹⁶⁹。

韓国の丁一権国务総理の見解は米国のラスク国务長官のメモを通して米国のジョンソン大統領に伝えられた。ジョンソン大統領に伝えられたメモで米国のラスク国务長官は韓国の丁一権国务総理が南ベトナムを南ベトナム駐屯米軍、南ベトナム軍、南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の軍事指揮官の軍事作戦区域で分割し、共産主義勢力の撃滅に対する責任を持つ方案であることを説明した¹⁷⁰。

上記の内容は南ベトナムでの軍事活動と関連して韓国は一方的に米国の意図をしたがう同盟関係ポジションではなく、韓国の主張を米国に提起することができる「同盟関係制限的影響力国家ポジション」を確保したことを証明している。

¹⁶⁸ Memorandum of Conversation, May 20, 1966, Records Relating to Korea, 1952-1966, Box 6. N.A.

¹⁶⁹ Telegram from Seoul Embassy to Department of State, Section one of Two, Mar 2, 1967, Asia and the Pacific: National Security Files, 1963-1969, First Supplement, Microfilmed from L.B.J. Library No.6-0149.

¹⁷⁰ Memorandum from Rusk to L.B.J., March 11, 1967, "Your meeting with Korean Prime Minister il kwon Chung," Asia and the Pacific : National Security Files, 1963-1969, First Supplement, Microfilmed from L.B.J., Library No.6-0195.

第3節 韓国の制限的対米影響力保持と米国の米韓同盟関係核心目標防衛

韓国は南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助と南ベトナムでの作戦指揮権に対する保持をきっかけに、米韓同盟関係下での同盟関係国家ポジションを「同盟関係非影響力国家ポジション」から「同盟関係制限的影響力国家ポジション」に転換させた。米韓同盟関係下での同盟関係国家ポジションの転換によって韓国は「同盟関係非影響力国家ポジション」から「同盟関係制限的影響力国家ポジション」になり、向上した同盟関係国家ポジションを活用して米国に対する影響力を増大しようとした。韓国は南ベトナムに非戦闘兵援助をする際、南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵の作戦指揮権問題に対して無関心であったのみならず、米国に米韓同盟関係の懸案問題に対する韓国の具体的な要求を提示しなかった¹⁷¹。しかし、韓国が積極的に米韓同盟関係と関連した懸案問題の解決を要求したことは南ベトナム駐屯韓国の戦闘兵の作戦指揮権問題に関心を持つようになった際であった。すなわち、南ベトナムに対する戦闘兵援助期からであった。韓国は米国と南ベトナムに対する戦闘兵援助の打ち合わせをすると同時に、米韓同盟関係の懸案問題である在韓米軍撤退問題、軍事援助移管問題、経済援助問題等と関連した韓国の主張を米国に伝達した。

韓国の金顯哲駐米大使は1965年3月11日、米国のボール(George W. Ball)国務次官との面談を通じて韓国の追加的な南ベトナムに対する戦闘兵援助の可能性を提起した。この提起についてボール国務次官はバンディ(William P. Bundy)国務次官補と相談するという立場を取った¹⁷²。韓国の金聖恩国防長官も1965年4月6日、ウェストモアランド(William C. Westmoreland)南ベトナム駐屯米軍司令官との面談で韓国は南ベトナムに駐屯している兵力が使う装備を生産できる能力があり、米国がMAP(Military Asisitant Program)獲得プログラムの一部として韓国企業との契約を考慮することを希望した。そして、韓国がいかに契約に参加できるのかについて尋ねた。これと関連してウェストモアランド司令官は韓国に役に立つように考慮することを約束した¹⁷³。

上記の内容を土台に韓国の金国防長官が南ベトナムに対する戦闘兵援助を軍需物資の供給機会を活用しようとしたことが分かる。

1965年以後にも米国内で在韓米軍の撤退議論は持続したが、公式的な在韓米軍現状維持政策には変わることはなかった。これは在韓米軍の縮小問題が韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助と関連があるためであった。

¹⁷¹ 米国から南ベトナムに対する非戦闘兵力軍事援助を公式に要請された1964年12月18日以後、韓国は南ベトナムに対する非戦闘兵力軍事援助の検討のため、同年12月26日に開かれた軍務会議で南ベトナムに対する非戦闘兵力軍事援助により、朝鮮半島での韓国軍の軍事力不足を招いてはいけないという程度の問題を議論した。韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No11 『한국의 대월남 군사원조(韓国の対南ベトナム軍事援助)』1965年 3-4ページ。

¹⁷² 前掲書、13-15ページ。

¹⁷³ 前掲書、22ページ。

一方、マクナラマ(Robert S. McNamara)国防長官は1965年3月15日に米国を訪問した韓国の李東元外相に在韓米軍1個師団(約2万人)の縮小案が国防総省の政策ではないことを明らかにした。そして、在韓米軍1師団の第2次インドシナ戦転用も現在は考慮していないということを明確にした¹⁷⁴。

韓国の金顯哲駐米大使は1965年4月16日、マン(R. Mann)国務次官との会談で現在の韓国の学生たちの日韓国交正常化反対デモの理由に対し、学生たちは日本との国交正常化を米国が韓国に対する責任を日本に転嫁することであると確信していると明らかにした。このような理由で韓国は在韓米軍が移動しないことと十分な期間の経済援助持続を希望していると伝えた。そして、金駐米大使は軍事援助移管問題が韓国に負担になるということも伝えた¹⁷⁵。

米国の在韓米軍現状維持政策は1965年5月17-18日の朴大統領の訪米時、両国首脳会談の内容を通じても分かる。まず5月17日首脳会談で朴大統領は韓国からの在韓米軍撤退問題、軍事援助移管問題、そして米国の対韓援助問題のような米国の対韓政策と関連した内容を要求した。ジョンソン大統領は朴大統領に韓国に対して可能な援助を増大させる計画であり、在韓米軍を続けて維持することであると伝えた。しかし、在韓米軍に対する調整がある場合には必ず韓国に知らせて事前に協議をすることを明確にした。また、ジョンソン大統領は韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助について謝意を表わし、1954年の米韓相互防衛条約防衛条約に相応する軍事力を韓国に維持することを明らかにした。そして、ジョンソン大統領は朴大統領に韓国の戦闘兵1個師団を追加で援助できるかを問い合わせ、朴大統領は個人的な考えでは可能であると判断するが、検討する必要がある問題であると即答を避けた。朴大統領は韓国の国民が在韓米軍撤退に敏感であるため、もし在韓米軍撤退に対する議論がある場合、南ベトナムに韓国の戦闘兵を追加で援助するのは難しいことを示唆した。これに対してジョンソン大統領は韓国の安保のため、十分な軍事力と軍事援助の提供を再確認した¹⁷⁶。

米国の公式的な対韓政策は1965年9月20日、バンディ(William P. Bundy)米国国務次官補の演説文を通じても分かる。バンディ次官補が韓国文化自由財団主催晩餐会で発表した演説文の要旨は次のようである。第1には朝鮮戦争以後、韓国は重要な自由主義勢力である。第2には現在、韓国の問題は共産主義勢力から安全を保証されることと経済を発展させる問題である。第3には米韓同盟関係は確かであり、米国は共産主義勢力の侵略を抑止するために韓国に在韓米軍を維持するだろう。第4には過去2年間毎年6%以上の経済成長を達成した韓国に賛辞を送って、今後米国の対韓援助は韓国の経済成

¹⁷⁴ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0017 File No02 『이동원 외무부 장관 미국 방문(李東元外務部長官米国訪問)』1965年 76ページ。

¹⁷⁵ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0017 File No06 『한국의 대미군사원조 이관교섭(韓国の対米軍事援助移管交渉)』1965年 28-32ページ。

¹⁷⁶ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0017 File No01 『박대통령의 미국방문(朴大統領の米国訪問)』1965年 72-73ページ。

長に合うように変化するだろう。これと共にバンディ次官補は韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助に謝意を表わした¹⁷⁷。

在韓米軍縮小議論は1966年以後、韓国の戦闘兵追加援助によって消えていった。そのような理由は米国に韓国の戦闘兵追加援助が必要な状況で在韓米軍の縮小議論が韓国の戦闘兵追加援助に障害になるためであった。したがって、米国の公式的な立場は在韓米軍2師団(約4万人)を継続維持するという方針であった。1966年1月4日に韓国の李東元外相とブラウン駐韓米国大使は南ベトナムに韓国の戦闘兵追加援助に対する問題を議論した。そして韓国の安保を補完するために必要な措置が議論されなければならないということに合意した。

同年の1月27日にラスク国务長官は駐韓米国大使館に韓国の戦闘兵追加援助により、韓国の安保が脅威を受けないことと韓国の経済的負担はないはずであるという点を土台にして米国側の協議案を伝送した。同年2月28日に韓国は公式に1個連隊(約2,500人)と1個戦闘兵師団を追加援助することを宣言した。そして米韓間の交渉を通じて米国政府側の最終案は3月4日に韓国の李東元外相に公式に伝えられた。いわゆる「ブラウン覚書(Brown Memorandum)」と呼ばれるこの案には韓国の戦闘兵追加援助にともなう米国の軍事協力と経済協力計画を含んでいる。この案の韓国の安保と関連した主要内容は次のようである。

〈表 3〉〈ブラウン覚書(Brown Memorandum)の主要内容〉

軍事協力	経済協力
1. 韓国軍の現代化のための装備提供 2. ベトナム戦に派遣される追加兵力に装備提供 3. 補充兵力の整備・訓練と所要財政負担 4. 韓国軍の対ゲリラ戦能力改善 5. 弾薬生産増加のため、兵器庫施設提供 6. 韓国軍専用通信施設提供 7. 韓国軍支援のためのC-54航空機4台提供 8. 韓国軍部隊の福祉のための関連施設開設 9. 南ベトナムを援助する韓国の非戦闘兵及び戦闘兵に海外勤務手当て負担 10. 南ベトナムでの非戦闘兵及び戦闘兵戦死者に米韓合同軍事委員会で合意した金額の2倍支払い	1. 南ベトナムに戦闘兵追加援助と韓国内で1個戦闘兵予備師団、1個戦闘兵予備旅団及び戦闘兵支援部隊を動員、維持に必要な追加費用の全額を韓国の予算のために支援 2. 韓国の2個戦闘兵師団が南ベトナムに駐屯中には軍事援助移管を中止

¹⁷⁷ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No03 『William Bundy 차관보의 연설 (William Bundy次官補の演説)』 1965年 22-29ページ。

出所：韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0019 File No05 『Brown각서(한국의 전투병원 조 증가)<Brown覚書(韓国の戦闘兵援助増加)>』1966年 54-58ページより筆者が表作成。

韓国に対する米国の安保公約は1966年7月8日に韓国を訪問したラスク(David D. Rusk)米国国務長官によっても再確認された。ラスク国務長官は7月9日、丁一権国務総理との会談で現在の米国は在韓米軍の撤退と縮小の計画がなく、北朝鮮が武力で韓国を侵略する場合には韓国軍と在韓米軍によって抑止されることであると明確にした¹⁷⁸。

米国の対韓軍事援助は朝鮮戦争勃発による軍事介入以後から本格化された。しかし米国の対韓軍事援助は1953年休戦協定締結以後減少し、1956年から韓国軍に対する軍事支援を米国の陸・海・空軍の予算で直接支援した既存の方式ではなく、正常軍事援助と呼ばれる政府次元の対外援助を始めた。その結果、韓国は1956年から1960年まで年平均2億 8,500万ドルの軍事援助を受けた¹⁷⁹。しかし、1961年に執権したケネディ大統領は対外軍事援助より経済援助に重点を置いた。このような理由は米国が財政赤字を回復するために無償対外援助を有償対外援助で転換したためである。米国の財政悪化は韓国に対する軍事援助にも影響を及ぼすことになった。これと関連して、米韓両国は1959年3月に軍事援助移管問題に関する会談を開催して軍事援助移管計画に合意した。この結果、米国は1960年には衣服完成品(940万ドル)、1961年には給食(140万ドル)、1962年には個人装具、1963年には事務用品及び被覆原料、1964年にはタイヤ、医薬品、整備資材、1965年にはセメント及び施設資材、1966年には包装材料および、建設資材などを韓国に移管する計画であったし、実際に1960年から1961年まで1080万ドルの軍事援助を移管した¹⁸⁰。このような軍事援助移管によって韓国は1960年に1720万ドル、1961年には2500万ドルの追加予算を必要とした。これは韓国の経済成長に負担になり、韓国軍の縮小問題を引き起こした¹⁸¹。これと関連して、韓国の朴議長は1961年11月14日訪米時ケネディ大統領に韓国の第1次経済開発5ヶ年計画が完成される時まで軍事援助移管の中断を要請した¹⁸²。その結果、米国は1962年から1963年まで軍事援助移管を中断した。

米国は軍事援助移管計画をたてたが、対韓軍事援助の削減が韓国軍の軍事力弱화를招くことを憂慮した。そのような理由は1964年までの米国の対韓軍事援助は2億ドルで

¹⁷⁸ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No04 『국무총리와 러스크 국무장관과의 회담(国務総理とラスク国務長官との会談)』1966年 96-97ページ。

¹⁷⁹ 韓国国防部軍史編纂研究所、『국방사(제4집)<国防史(第4集)>』(ソウル:韓国国防部、2002年)、407ページ。

¹⁸⁰ 前掲書、第3集(1990年)、279-285ページ。

¹⁸¹ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No08 『한국군 병력수준 개정교섭, 제1차(韓国軍兵力水準改正交渉、第一次)』1962年 32-34ページ。

¹⁸² 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0017 File No08 『대미군사원조 이관계획 중지교섭(対米軍事援助移管計画中止交渉)』1962年 8-9ページ。

あったが、1億5300万ドルで減少すると韓国軍の装備近代化は不可能であったためであった。

軍事援助移管問題と関連して、1964年12月23日に米国国防次官と駐米韓国大使が会談した。この会談で駐米韓国大使は韓国の経済的負担を理由に軍事援助移管の中断を要請した。また、駐米韓国大使は軍事援助移管の中断が不可能であれば1975年まで軍事援助移管期間の延長を要請した。このような要請に米国国防総省は次のような理由で軍事援助移管の中断が不可能であるということを説明した。第1には米国の総軍事援助額が毎年減少する反面、第2次インドシナ戦に対する軍事援助は増加している。第2には軍事援助に消耗性物資を含んでいる国家は韓国のみであり、このような援助を持続しなければならないということは米国議会を納得させにくいということである。しかし、米国国防次官は対韓軍事援助移管が韓国の経済事情と成長を考慮して成り立つことであり、このためにいつも韓国の経済状況を検討する用意があるということも明らかにした¹⁸³。

米国の対韓軍事援助移管政策は韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助程度に影響を受けることになった。1964年12月19日に朴大統領とブラウン駐韓米国大使が第2次インドシナ戦に関する会談をしたが、この会談でブラウン大使はベトナム戦に関するジョンソン米国大統領の憂慮を伝達した。そして、韓国の戦闘兵追加援助の可能性を問い合わせた。これと関連して朴大統領は戦闘兵2個師団を援助する用意があるということを示した。これに対して米国国務省は1964年12月29日に韓国に戦闘兵追加援助を提案した。そして南ベトナムのサイゴン駐在米国大使に南ベトナムが韓国の戦闘兵追加援助を要請するようにして、南ベトナムは1965年1月2日に韓国の戦闘兵追加援助要請書を韓国に提出した¹⁸⁴。1965年1月26日に韓国国会は戦闘兵追加援助に先立ち、非戦闘兵2000人を南ベトナムに追加援助することに決めた。

軍事援助移管問題と関連して1965年5月に朴大統領の訪米時、朴大統領とマクナマラ米国国防長官の会談でマクナマラ長官は毎年韓国の経済事情に対する検討を通じて軍事援助移管プログラムを調整すると約束した¹⁸⁵。

米韓間の軍事援助移管プログラムと関連して、米国太平洋司令部は1965年に1966会計年度と1967会計年度の韓国軍近代化と追加支援計画を米国国防総省に提出した。この計画書によると1965会計年度の対韓軍事援助の上限額は1億3,080万ドルであったが、1966会計年度軍事援助上限額は1億1億4,700万ドルに増加した。このような軍事援助は投資費用3,600万ドル、運営維持費1億100万ドル、教育訓練費1,200万ドルで構成され

¹⁸³ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0017 File No08 『대미군사원조 이관계획 중지교섭 (対米軍事援助移管計画中止交渉)』 1962年 68-69ページ。

¹⁸⁴ 韓国国防部軍史編纂研究所、『국방역사연표, 1945년-1990년 (国防歴史年表、1945年-1990年)』 (ソウル:韓国国防部、1994年)、279ページ。

¹⁸⁵ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No05 『한국의 대미군사원조 교섭 (韓国の対米軍事援助交渉)』 1965年 42-43 ページ。

た。各軍別主要投資品目を<表3>のようである。

<表 4><対韓軍事援助計画(FY 1966-67)> <単位:100万ドル> ¹⁸⁶

品 目		FY 1966		FY 1967	
		数 量	価 格	数 量	価 格
空 軍	F-5 A/B 戦闘機	5	3.6	14	9.4
	HH-43 ヘリコプター	・	・	6	1.8
	大邱飛行場補修	・	2.6	・	0.13
	航空機統制警告システム	・	1.8	・	0.3
	特殊目的車両	83	1.4	80	1.6
陸 軍	M-80 戦車(90mm)	90	2.0		
	牽引曲射砲 (105mm)	112	1.6	148	0.7
	牽引曲射砲 (155mm)	26	0.7	41	1.1
	一般目的車両	292	3.1	80	1.6
海 軍	MSC 292級	1	2.7	・	・
	APD(駆逐艦類型の艦船)	2	0.6	・	・
	APD/ASW改造	・	・	・	1.0
	浸透ボート(Sewart boat)	12	0.4	・	・

出所：韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0020 File No06 『한국의 대미군사원조 교섭 (韓国の対米軍事援助交渉)』1969年 78-81ページより筆者が表作成。

このような米国の対韓軍事援助計画は1966年3月4日ブラウン駐韓米国大使の覚書を通じて公式化された。そして、韓国の戦闘兵力2師団が南ベトナムに駐屯している間には軍事援助移管を中止することを約束した。

米国は韓国の戦闘兵追加援助のため、韓国の防衛安定が必須であると判断した。米国は北朝鮮の武力挑発に対する韓国の不安感を解消するため、韓国軍に特殊対ゲリラ装備を提供することに決めた。

南ベトナムに対する戦闘兵援助を通じて「同盟関係非影響力国家ポジション」から「同盟関係制限的影響力国家ポジション」に転換された韓国の要求に対し、米国は一定の規則を通じて対応した。米国の対応について第1には韓国軍の兵力数問題であった。韓国軍の兵力数問題であった。米国は韓国軍の兵力数を60万の水準で維持する計画であったため、兵力数を拡大させようとする韓国の要求に応じなかった。韓国は1966年6月、米国と60万で合意した韓国軍の兵力数を62万3,000人で修正しようと提案した¹⁸⁷。

¹⁸⁶ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0020 File No06 『한국의 대미군사원조 교섭 (韓国の対米軍事援助交渉)』1969年 78-81ページ。

¹⁸⁷ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No10 『한미간의 병력수 합의수정

しかし、米国は韓国の韓国軍の兵力数の修正提案を受け入れなかった¹⁸⁸。

〈表 5〉〈米韓間合意の韓国軍の兵力数〉 〈単位:1人〉

陸軍(Army)	空軍(Air Force)	海軍(Navy)	海兵隊(Marine Corps)	総兵力数
527, 844	28, 310	19, 397	24, 449	600, 000

出所：韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No10 『한미간의 병력수 합의수정(米韓間の兵力数合意修正)』1966年 50ページから筆者表作成。

上記のように米国の立場は基本的に韓国の防衛が米韓同盟関係の連合軍力により、維持されなければならないという認識を現わしたことであり、韓国軍の兵力数の拡大は韓国軍による対北朝鮮単独軍事作戦遂行の可能性を高めるという憂慮を反映したことであると考えられる。第2には米韓国相互防衛条約の修正問題であった。基本的に韓国は米韓相互防衛条約をNATOのような「自動介入条項」が含まれた形態に転換させようとしたが、韓国による対北朝鮮軍事行為発生時、在韓米軍の自動介入を憂慮した米国は自動介入条項の包含に対する韓国の要求を受け入れなかった¹⁸⁹。

上記の内容を通じて韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助が韓国の米国に対する影響力増大につながり、韓国は米国に軍事援助と経済援助、兵力数の拡大と相互防衛条約の修正を要求した。そして、米国は韓国軍の兵力数と相互防衛条約に対する米国の規則を守りつつ韓国の要求に応じた。結局、米韓同盟関係での韓国の同盟関係国家ポジションは米国に物質的部分に対する援助要求可能な同盟関係国家ポジションであったと考えられる。

おわりに

本章では韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助が米韓同盟関係に及ぼした影響を中心に議論を進めた。ここで検討された内容は次のとおりに整理する。

第1、韓国は米国主導の一方的米韓同盟関係の変化のため、自発的に戦闘兵力の援助を提案した。結局韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵援助を始め、1965年から戦闘兵力の援助を始めた。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助は米韓同盟関係を制限的相互依存の同盟関係に形成させた。制限的相互依存の同盟関係形成により韓国の同盟関係国家ポジションは上昇し、韓国は制限的な対米影響力を確保するようになった。まず、韓国は朝鮮半島で米国から一方的な援助を受ける状況を抜け出し

(米韓間の兵力数合意修正)』1966年 50ページ。

¹⁸⁸ 前掲書、73ページ。

¹⁸⁹ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No12 『한미간의 상호방위조약 개정(米韓間相互防衛条約改定)』1966年 67-71ページ。

て南ベトナムで米国を制限的に援助することにより、米国に韓国の要求を提起できるポジションになったことである。そして、米国は韓国が軍事的及び経済的に安定しない場合、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助を持続することができなかつた。

第2、韓国は南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助を通して結果的には米国の軍事的及び経済的援助の持続、在韓米軍縮小の留保、軍援移管の中止を引き出すことができた。しかし、この部分で注目しなければならない部分は米国の軍事的及び経済的援助の持続、在韓米軍縮小の留保、軍援移管に対する中止の結果は米国の自らの判断にともなう自発的措置の性格であるということである。いいかえれば単純に韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助に対する代価のみで理解してはいけなかつたと考えられる。そのような理由は米韓同盟関係が相互依存の関係で変化したため、米国は米国が追求する米韓同盟関係の目標を保護しなければならない状況になった。米韓同盟関係下で向上した韓国の同盟関係国家ポジションを考慮する必要があると同時に米韓同盟関係の目標が影響を受けない範囲内で選別的に韓国の要求を受け入れていたことであつた。

第3、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助を通して成り立つた米韓同盟関係の変化と小国同盟関係国家の大国同盟関係国家に対する影響力の強化という結果は小国同盟関係国家の一方的政策選択のみでは成り立つことができることではなく、大国同盟関係国家の世界及び地域に対する政策変化が先行しなければならないという事実を明確に証明している。すなわち、韓国が米国に南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助を強力に要求したにもかかわらず、米国の南ベトナムに対する政策が変化する前には韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助が考慮されなかつたことである。そのような理由にもかかわらず、韓国が南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助対象国と受け入れられたことは持続的な韓国の援助要求が重要な要因として作用していたことを否定できない。結局、小国同盟関係国家の努力と大国同盟関係国家の世界及び地域に対する政策変化と地域情勢の変化が相互作用する時に小国同盟関係国家の大国同盟関係国家に対する影響力強化という結果を引き出すことができることを明らかにしている。

第4、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を通じた米韓同盟関係の変化を分析概念と分析枠組みを通じて説明してみると米韓同盟関係下の米国は「同盟関係決定力国家ポジション」であつたが、韓国は「同盟関係非影響力国家ポジション」から「同盟関係制限的影響力国家ポジション」で上昇した。したがって、韓国は「同盟関係非影響力国家ポジション」であつた時とは違って韓国の要求を米国に提起できる同盟関係国家ポジションになったことである。米国は韓国が米国に対する制限的影響力を確保するとすぐに在韓米軍撤退と縮小に対する韓国との事前協議、軍事と経済援助の拡大、軍事援助移管に対する中止、韓国軍に対する部分的な近代化推進という

米韓同盟関係の核心目標防衛壁を構築した。米国は米韓同盟関係の核心目標防衛壁の構築を通して韓国が米韓同盟関係の核心的目標に対する問題を提起しないように事前に遮断する措置を取ったことである。

第3章 韓国の同盟関係制限的影響力国家ポジション維持努力期(1968年-1973年)

はじめに

第3章は1968年3月末、米国のジョンソン大統領の南ベトナム問題に対する積極的な軍事介入を通ず解決政策から北ベトナムとの交渉を通ず解決政策が韓国の同盟関係国家ポジションに及ぼした影響を中心に議論を進める。米国のジョンソン大統領の南ベトナム問題に対する政策の変化以後、韓国が南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を通して確保した米韓同盟関係下での「同盟関係制限的影響力国家ポジション」不安になった。いいかえれば、米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションは再び「同盟関係非影響力国家ポジション」で後退する危機に直面した。米国が北ベトナムとの交渉を通じた第二次インドシナ戦争の解決政策を推進することによって結果的に南ベトナムでの韓国の非戦闘兵及び戦闘兵援助に対する依存を減らすことができるようになった。そして、韓国は米国の第二次インドシナ戦争に対する解決政策を注目すると同時に「同盟関係制限的影響力国家ポジション」を維持するための政策を推進することになった。したがって、第3章では1968年初頭から1973年初頭まで米国の第二次インドシナ戦争に対する積極的な軍事介入を通ず解決政策から北ベトナムとの交渉を通して第二次インドシナ戦争を解決しようとする政策の変化が米韓同盟関係下での韓国の「同盟関係制限的影響力国家ポジション」に及ぼした影響と維持努力について分析する。

第1節 韓国の同盟関係制限的影響力国家ポジションの不安

1968年3月、米国のジョンソン大統領が北ベトナムとの交渉を通じた第二次インドシナ戦争に対する解決案を提示してから、韓国が南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を通じて確保した制限的対米依存同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションは不安になった。韓国にとって米韓同盟関係は以前の「一方的対米依存同盟関係」に下向きする状況であった。米国は北ベトナムとの交渉を通じた第二次インドシナ戦争に対する解決を推進することによって、結果的に南ベトナムでの韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の援助に対する依存を減らすことになった。そして、韓国は米国の第二次インドシナ戦争に対する解決政策を通じ、これ以上の米国に韓国の安保を依存できないと判断するようになった。

1968年3月に入って、米国は第二次インドシナ戦争に対する政策に少しずつ変化を推進した。それは、米軍と南ベトナムに対する韓国を含む第三国の非戦闘兵及び戦闘兵の援助に依存する既存の政策から南ベトナム軍の戦力を強化させようとする政策への

転換を意味した。

一方、韓国は1968年1月の北朝鮮による安保危機状況にもかかわらず、米国との南ベトナムに対する追加的な戦闘兵の援助について議論を続けた。韓国の丁一権国务総理は本人の個人的な見解であることを強調しつつポーター(William J. Porter)駐韓米国大使に韓国の2個の戦闘兵師団以上の援助が可能であると明らかにした。そして韓国の南ベトナムに対する追加的な戦闘兵援助のため、韓国が米国に提示した条件は次のとおりであった。第1は朝鮮半島の3個の韓国軍予備師団の正規任務配置が可能なように必要な財政の援助、第2は朝鮮半島の7個の韓国軍後方地域担当予備師団を正規予備師団の装備水準で改善すること、第3は沖縄の日本返還を勘案して、F-4戦闘機が使用できる大規模な空軍基地を済州島に建設するということであった。丁一権総理は三つの条件が成り立つと韓国は2個の正規戦闘兵師団を南ベトナムに援助することであり、2個連隊の軽師團、そして、5,000人の民間予備役郡守要員を含む5個の師団が南ベトナムに駐屯することになると明らかにした¹⁹⁰。

丁一権総理の提案の重要性は韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助中断が1968年1月の北朝鮮による大統領府攻撃事件とプエブロ号事件による韓国の安保脅威の増加によるものであったという既存論理の限界を明らかにしたということである。すなわち、1968年3月の状況で韓国は韓国の安保と関連した米国の公約を強化させている途中で再び積極的により多くの戦闘兵援助の可能性を主導的に提示しているということを見せることによって、韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の中断は他の要素、いいかえれば、米国の南ベトナムに対する積極的な軍事介入政策の変化と関連があるという主張を可能にすることである。

北朝鮮による韓国の安保脅威が極まった状況でも、韓国が南ベトナムに対する追加戦闘兵援助を米国に提起したということは南ベトナムに対する戦闘兵援助の持続が米韓同盟関係で韓国の「同盟関係制限的影響力国家ポジション」を維持できる手段であると判断したと考えられる。

しかし、韓国は1968年3月31日の米国のジョンソン大統領の大統領不出馬宣言以後、米国の第二次インドシナ戦争に対する政策に疑問を抱くようになつた。ジョンソン大統領の大統領選挙不出馬宣言に対して韓国の米国の南ベトナムに対する政策変化の憂慮と北ベトナムとの交渉に対する懐疑感を現わした。そして4月1日に李東元外務長官は共産主義勢力に対する軍事的圧力の増大と北ベトナムに対する爆撃の持続を支持する声明を発表した¹⁹¹。

1968年4月5日、米国のジョンソン大統領と韓国の朴大統領間の米韓首脳会談を控えてしばらく帰国した韓国の蔡命新南ベトナム駐屯韓国軍司令官は帰国会見で米国が南

¹⁹⁰ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No14 『한국의 대월남 군사원조(韓国の対南ベトナム軍事援助)』 1968年 47-48 ページ。

¹⁹¹ 前掲書、54-55ページ。

ベトナムで共産主義勢力の軍隊を最後まで粉砕するという断固たる姿勢を見せないと、東南アジア地域に共産主義勢力とのゲリラ戦が波及する可能性があるという見解を明らかにした。そして当時の南ベトナムでは米国のジョンソン大統領の大統領不出馬宣言より、北ベトナムに対する爆撃制限と戦争規模を縮小するという宣言に敏感な反応を見せ、米国が南ベトナムで撤退するのではないかとこの憂慮をしつつ、怒っていると伝えた¹⁹²。

韓国のソウル新聞は「ジョンソンの決断と韓国の立場」という社説を通して米国のジョンソン大統領が第二次インドシナ戦争の名誉ある解決のため、第二次インドシナ戦争に精進するとしつつ北ベトナムに対する爆撃と艦砲射撃の中止を命令したと報道した。しかし、一方では南ベトナム駐屯米軍の兵力を5ヶ月以内に52万5,000の上限線より1万3,500で増強させて軍備予算は1969年の会計年度までは予定より51億ドルを増加させるなどで軍事態勢の強化も忘れなかったと評価した。そしてジョンソン大統領の決断が第二次インドシナ戦争の名誉ある解決のための糸口になることを希望すると同時に、共産主義勢力が現在まで取ってきた態度に照らして共産主義勢力に対する軍事的な態勢の強化もなおざりにしてはいけないという立場を堅持した¹⁹³。

一方、韓国の韓国日報ではジョンソン大統領の大統領不出馬宣言と第二次インドシナ戦争規模の縮小決定は米国と東南アジアのみではなく、他の地域にも影響を及ぼしたと評価をして、国際問題担当論説委員を中心に緊急座談会を開催した。この座談会では第二次インドシナ戦争に対する状況と関連して南ベトナム駐屯米軍の役割が減り、南ベトナム軍の役割が増えると展望した。南ベトナムに5万の戦闘兵援助をしている韓国に及ぼす影響と関連し、趙世衡論説委員は南ベトナムに対する米国の政策が変更される場合、米韓同盟関係の方程式を再認識することを強調した。すなわち国家政策の実行と関連して国家と国家の利害関係が第一の方程式になる外交をしなければならないということであった。林芳鉉論説委員も経済的に積極的な対米・対南ベトナム交渉の必要性を提起しなければならないと明らかにした¹⁹⁴。一方、ジョンソン大統領の大統領不出馬宣言に対する韓国の反応は概して北ベトナムに対する爆撃中止に対しては憂慮を表した。そして、大統領不出馬に対しては個人的な決定であるため、尊重しなければならないという意見であった¹⁹⁵。

韓国の朝鮮日報の4月3日付けの社説ではジョンソン大統領の大統領出馬放棄宣言と第二次インドシナ戦争に対する規模縮小宣言は後退であるといえる軍事的譲歩を敵に一方的に断行したと評価した。さらに第二次インドシナ戦争に対する規模の縮小宣言は戦争に対する勝利を希求する韓国を不安にしていると分析した。そして、このような措置が北ベトナムに対する宥和及び屈服であるようにみえる可能性があると評

¹⁹² 『조선일보(朝鮮日報)』1968年4月6日付け。

¹⁹³ 『서울신문(ソウル新聞)』1968年4月2日付け。

¹⁹⁴ 『한국일보(韓国日報)』1968年4月4日付け。

¹⁹⁵ 同上、4月2日付け。

働した。したがって、第二次インドシナ戦争は終息に近づいてきて在南ベトナム米軍の南ベトナム撤退までを速断する可能性もあると報道した¹⁹⁶。

第二次インドシナ戦争に対する韓国の立場を1967年8月に米国のクリフォード(Clark M. Clifford)国防長官と駐南ベトナムテイラー(Maxwell D. Taylor)大使に韓国の丁一権国務総理は次のとおりに説明した。丁一権国務総理は北ベトナムに対する爆撃の強化、ハイフォン(Haiphong)港の破壊、戦闘任務のための南ベトナム兵力の最大限の動員、平定化計画の増大と効率性を通じた政治的勝利を成し遂げるための不屈の努力の必要性を主張した¹⁹⁷。韓国の朴大統領も第二次インドシナ戦争の実行方式と関連して、米国のジョンソン大統領に異議を提起した。米国の南ベトナムに対する軍事援助を進めている同盟国の兵力数が北ベトナムに比べて6.5:1-1,300,000:200,000で優勢を指摘しつつ、戦争遂行方式を変えなければならないという主張をした。とくに1・21事態とPueblo号事件によって韓国の安保に対する脅威が高まっていた時点でも持続的に南ベトナムに対する2個の師団の追加戦闘兵援助を主張した。続けて韓国の朴大統領はポーター(William J. Porter)駐韓米国大使にも第二次インドシナ戦争の終結のためには最大の戦闘兵力を南ベトナムに援助するべきであり、韓国は2個の戦闘兵師団の援助ができるかと主張をした¹⁹⁸。

上記の内容を通して韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の韓国の同盟関係国家ポジションが米国の政策に一方的にしたがうポジションではなかったことが分かれると考えられる。

韓国は米国のジョンソン大統領の大統領不出馬宣言を分岐点で米国の対二次インドシナ戦争に対する政策が積極的な軍事的介入による解決から北ベトナムとの交渉による解決への転換をみた韓国は米国が南ベトナム問題に対する積極的な軍事的介入には関心がないと判断すると同時に韓国の追加的な南ベトナムに対する戦闘兵援助が米韓同盟関係下での韓国の「同盟関係制限的影響力国家ポジション」を維持させることに役に立たないと判断するようになった。北朝鮮の安保脅威状況下でも韓国の南ベトナムに対する追加戦闘兵援助の議論が持続したことと、米国のジョンソン大統領の第二次インドシナ戦争に対する軍事介入の縮小と大統領不出馬宣言の時期と一致するということなどを考慮してみると韓国の南ベトナムに対する追加的な戦闘兵援助の中断決定は北朝鮮の安保脅威によるものでなく米国の南ベトナムに対する政策の転換と関連があったと考えられる。

米国の第二次インドシナ戦争に対する積極的な軍事介入政策から北ベトナムとの交渉政策への変化を含むアジアに対する政策の変化は結果的に韓国の制限的対米依存同

¹⁹⁶ 『조선일보(朝鮮日報)』1968年4月3日付け；『韓国日報』1968年4月4日付け。

¹⁹⁷ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No04 『정일권 국무총리의 미국방문(丁一権国務総理の米国訪問)』1967年 11-13 ページ。

¹⁹⁸ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No13 『한국의 대월남 군사원조(韓国の対南ベトナム軍事援助)』1967年 31-32 ページ。

盟関係の変化を要求した。米国は北ベトナムとの交渉を通じた第二次インドシナ戦争の解決を模索することになることによって、韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助に依存する必要性が減少したと同時に、第二次インドシナ戦争と関連した事案及び米韓同盟関係間の懸案問題において韓国の影響力から相対的に抜け出すことができた。

韓国の立場では南ベトナムに対する追加的な戦闘兵援助が米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションを強化する役割を遂行できない状況になったということは、いかにすれば南ベトナムに対する戦闘兵の援助を通して得ることができた「同盟関係制限的影響力国家ポジション」が不安になることを意味した。結局、韓国は南ベトナムに対する戦闘兵援助を通じて確保した「同盟関係制限的影響力国家ポジション」の維持が可能な方法を模索し、南ベトナム駐屯韓国軍を維持すると同時に、米国に対する安保依存度を減らす方法以外にはないと判断した。したがって、韓国は自力防衛政策を推進すると同時に北朝鮮との軍事的緊張緩和のための努力と韓国内体制の結束を試みたことである。

第2節 韓国の同盟関係制限的影響力国家ポジション維持のための政策

韓国は第二次インドシナ戦争の当事国である南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を通して米韓同盟関係を「同盟関係非影響力国家ポジション」から「同盟関係制限的影響力国家ポジション」に転換させ、持続的な戦闘兵援助を通して韓国の米韓同盟関係下での同盟関係国家ポジションを上昇させることができた。しかし、米国の第二次インドシナ戦争に対する実行戦略の変化と対アジア政策の変化により、韓国の「同盟関係制限的影響力国家ポジション」は不安であった。

韓国の朴大統領は1968年2月26日のソウル大学での演説では「生き残るために韓国を韓国の力で守るべきであり、これを自力防衛といって他の国家からの助けは単に助けであるのみである。他の国が韓国に代わって守ることであると信じてはいけない」と強調した。そして同年2月27日の陸軍士官学校では「韓国の国民が自身と子孫の安全のため、韓国を守る責任がある」と話した。

朴大統領の上記のような自力防衛の推進意志はニクソン大統領の新しいアジア政策を発表した以後から強化された。1969年8月の米韓首脳会談で朴大統領は次のとおりに自力防衛の必要性をニクソン大統領に説明した。

韓国で北朝鮮の挑発的な危険を防止するため、韓国軍の防衛能力を強化し、北朝鮮が武力で韓国を侵略できないということを認識するようにすることが最も賢明な方法であると思う。韓国の防衛能力強化方法としては在韓米軍を増強、及び強化することよりは韓国軍の戦闘能力を強化する方がいいと思う。これからは韓国が自力で防衛できるようになって米国に対する依存を減らす方がいいという意味である。ソ連や中国が介入する場合は状況が違うが、北朝鮮が

単独で侵略する場合に韓国の自力で韓国を防衛することができるように韓国の防衛能力を強化しようということであり、そうなると米国も韓国の防衛に対して心配しないようになると思う。韓国軍は米国から軍事援助と軍事訓練を受けた強い軍隊である。したがって、韓国軍の軍事装備を近代化し、軍事能力を強化させると、韓国は自ら自体防衛ができる。そうなると米国も韓国の防衛に対しては安心すると思う¹⁹⁹。

韓国は南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵下での第二次戦闘兵の援助を推進した以後、韓国軍の戦闘力改善する機会に活用するために多様な品目²⁰⁰を含ませた。そして1967年12月に南ベトナムに対する軽師団援助問題が議論される時は韓国軍の戦闘力強化、及び近代化とともに2隻の駆逐艦の早期委譲、F-4Cファントム(Phantom)大隊の援助などを米国に要求した²⁰¹。このような韓国の米国に対する軍事援助要求は韓国の対米安保依存を減らす「同盟関係制限的影響力国家ポジション」の維持に対する努力であると考えられる。

韓国の「同盟関係制限的影響力国家ポジション」の維持に対する具体的な実践で韓国が注目したことは小銃の生産問題であった。小銃生産問題は最初1954年に韓国の李承晩大統領が提案したことがあり、1967年に丁一権総理の米国訪問時にも韓国の要求事項で論じたことがあった。

韓国の小銃生産施設の確保に対する関心は1968年5月27日に開催された米韓国防閣僚会談でも登場した。韓国の崔栄喜国防長官は韓国がM-16自動小銃のような小型兵器の生産能力の具備を希望した。崔国防長官はボーンステール在韓米軍司令官にも韓国がM-16自動小銃生産工場建設に関心があり、韓国が工場建設と関連する人件費と維持費について責任をとって米国が工場建設に関連した装備、原材料、技術援助をMAP下で負担することを要請した²⁰²。

韓国がM-16自動小銃工場を含んで他の軍需工場の建設を自力防衛能力の確立という目標下に推進したことを次の内容を通じて確認することができる²⁰³。

¹⁹⁹ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0019 File No09 『박정희 대통령 미국방문(朴正熙大統領米国訪問)』1969年 3-4 ページ。

²⁰⁰ 具体的には海軍のS-2-A航空機、IDD/DE, 2-APAの引き渡し、空軍のF-86飛行団をF-5Aに交替、CH-46 ヘリコプターの引き渡し、金海飛行場建設、F-4D航空機の引き渡し、通信装備、車両、弾薬の確保などであった。韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0020 File No05 『미국의 대한군사원조 현황1(米国の対韓軍事援助現況1)』1969年 22-25 ページ。

²⁰¹ この当時の要求事項の中に韓国軍の戦闘能力改善と関連があることでは韓国海軍に対する追加的な駆逐艦提供、韓国空軍の近代化増進、韓国陸軍の工兵装備補強、予備師団の準備態勢のための車両提供、小型武器生産能力確保などであった。韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No13 『한국의 대일남 군사원조(韓国の対南ベトナム軍事援助)』1967年 69-74 ページ。

²⁰² 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0019 File No08 『한미 국방각료 회담(米韓国防閣僚会談)』1968年 44-47 ページ。

²⁰³ 前掲書、48-49 ページ。

第1、長期的な展望下に韓国は経済発展の実行に余力がある範囲内で窮極的に自力防衛のため、すべての政策を積極的に推進する。自力防衛政策のために広範囲な軍需産業の育成が必要であるが、当面の問題としては最小限の基本火気の国内生産調達のための計画をたてることである。

第2、第1次計画としてM-16自動小銃生産工場と消火器用弾薬工場建設のための米国の協力を要請中であって、このような要請の中で重要部分として機械装備の導入のための軍事借款、原材料導入のための軍事援助負担および、技術援助などがある。米国は韓国のこのような要請に対し好意的な反応を要望する。

第3、現在の北朝鮮が基本火器を自体生産できる能力があるという事実と関連し、韓国の軍需産業育成は短期間以内に必ず実現するべきである問題である。

第4、韓国の軍需産業育成は長期的には米国の軍事援助負担を減少させることである。

その結果、韓国は米国から小型化期(M-16自働小銃)及び弾薬工場建設に必要な4,733万ドルの借款を提供もらうことができた。

〈表 6〉〈M-16自働小銃及び弾薬工場建設借款(1971-73)〉〈単位: 100万ドル〉

区分	1971年	1972年	1973年
小銃	15	10	8
弾薬	-	13.5	0.83
総計	15	23.5	8.83

出所: 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0020 File No13 『米国の対韓軍事援助現況』 1974年 34-36 ページより筆者が表作成。

一方、韓国は自力防衛のため、韓国軍の近代化計画を推進すると同時に新しい地域防衛条約機構としてAPATO(Asia Pacific Treaty Organization)の創設を推進した。1968年11月22日に初めて言論に公開されたアジア太平洋条約機構計画は中国を含んだアジア共産主義勢力の脅威が持続する中で、米軍のアジアからの撤退計画が実行される場合、韓国、タイ、ラオスなど東南アジア地域に力の真空状態が成り立ち、共産主義勢力の脅威が増大すると判断して、米国、韓国、オーストラリアなどの南ベトナムに対する軍事援助国を中心に地域防衛条約機構を構築しようとしたことである²⁰⁴。

次の下記の内容は韓国の朴大統領の地域防衛条約機構の構築は単純に北朝鮮の脅威に対応するための手段でなく、全般的な共産主義勢力の脅威に対応して米国と同等な土台の上で防衛能力がある地域防衛条約機構で作られることを望んでいたことが分かる。

本地域防衛条約機構の形成に対する目的を確実にし、中国を含んだアジアの共産主義勢力を

²⁰⁴ 『동아일보(東亞日報)』 1968年11月22日付け。

抑止できるようにすべきである。極東において韓国、日本、台湾など3ヶ国を除いて力を使うことができる地域防衛条約機構がいかに構築されることができようか。防衛能力がない機構は構築しても意味がない。地域防衛条約機構の構築の可能性は構築に対する努力をした後に分かることである。地域防衛条約機構構築を急ぐ必要もない。北朝鮮がすぐ戦争を起こすことでもなく、短期的に北朝鮮は戦争を起こせる能力もない。したがって時間を置き、防衛能力がある機構の構築のために努力しなければならない。確実に実効性ある計画で米国と地域防衛条約機構構築に関する交渉をするべきである。韓国の立場を確実にした後に米国と交渉をしてこそ米国も韓国の確信を認め、韓国のイニシアティブ(Initiative)を尊重して応じるだろう。韓国が消極的な姿勢を取っては共産主義勢力に対応できる確実な地域防衛条約機構が構築できない。対米交渉をする時は韓国の確実な概念と姿勢を提示して他の国とも事前打診をした後、米国との交渉に臨むようにするべきである²⁰⁵。

韓国の防衛力強化と関連しては、地域防衛条約機構の構築過程において韓国の先導的な役割は韓国の防衛に利益であると同時に、韓国の国際的影響力を向上させることであるという立場を示した。そして、地域防衛条約機構構築の推進が米国の利害関係と一致する限り、韓国は米国から援助の増加を期待することができつつ、増加した援助は韓国の共産主義勢力に対する防衛の確立に寄与すると判断した²⁰⁶。

このような地域防衛条約機構を構想した韓国は地域防衛条約機構問題を1969年5月に予定された第2次米韓国防長官会議を通じて本格的に扱う計画であった。一方、1969年7月1日付きの『ソウル新聞』は米国のニクソン大統領が7月23日から8月3日までのアジア5ヶ国訪問を通じて、長期的に中国の圧力を耐えられるアジア国家相互間の地域防衛条約機構の構成を計画するように勧誘する可能性があるとして報道した²⁰⁷。結局、1969年7月25日、グアムで米国のニクソン大統領は今後世界平和に対する重大な脅威がアジアで起きる可能性があり、この脅威は侵略政策を追求する中国と北朝鮮、北ベトナムの脅威であると明らかにした。そして、このような侵略予想に対する対策として、アジア諸国は米国に対する依存を捨て、自ら地域防衛条約機構を樹立しなければならないと主張した。続いてニクソン大統領は米国がアジア諸国の友邦としての役割を続けるが、米国の軍事的介入と軍事援助計画は次第に縮小すると明らかにした²⁰⁸。

このように韓国には地域防衛条約機構構築と部分的な韓国軍の近代化計画を推進しようとした状況で米国の軍事援助が絶対的に必要であり、米国の軍事援助縮小は韓国の自力防衛推進の障害要素になった。韓国の朴大統領も韓国軍の戦闘力強化のための近代化計画の促進と韓国に対する米国の軍事援助及び経済援助の適正な水準での持続

²⁰⁵ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0017 File No03 『한국과 자유아시아 안전보장 태세 강화책 시안(韓国と自由アジアの安全保障態勢の強化策試案)』1969年 27-28 ページ。

²⁰⁶ 前掲書、32 ページ。

²⁰⁷ 『서울신문(ソウル新聞)』1969年7月1日付き。

²⁰⁸ 『서울경제신문(ソウル経済新聞)』1969年7月27日付き。

を強調した²⁰⁹。

一方、韓国軍の近代化計画の推進に対する米国の認識は基本的に米韓同盟関係の目標を維持しようとする米国の意図を現わした。米国のブラウン国務部副次官補は在米日本大使館の浅尾新一郎一等書記官とのミーティングで、在韓米軍の撤退は予算上の理由とニクソンドクトリンと関連があり、米国は韓国軍の近代化を援助することを願う、これは米国議会の承認によるものであると伝えた。そして、米国議会が韓国軍の近代化援助に反対すると米国は在韓米軍の撤退に対する決定を再び検討しなければならないかもしれないと伝えた²¹⁰。

上記の内容で米国は基本的に在韓米軍の撤退問題を取り上げ論じると同時に、それが朝鮮半島の安定を破ってはいけないということを考慮した。したがって、韓国軍の近代化計画が必要であるということを認識したということが分かる。しかし、韓国軍の近代化の範囲を統制することによって米国が構想する基本的な認識、すなわち韓国による武力挑発の可能性は持続的に統制しようとしたということも分かる。

上記の内容と関連して、当時の韓国の与党である共和党の金鍾泌総裁は米国が韓国空軍の近代化に対しては韓国が北朝鮮を先制攻撃するかも知れないという米国の心配のためであると主張した。朴大統領も米国は韓国が北朝鮮より軍事的に優勢になると朝鮮半島統一のために戦争を挑発しないかと心配をしているが、韓国は戦争を望まず経済建設による国力向上と民主生活方式の優越性によって朝鮮半島が統一されることを望んでいると明らかにした²¹¹。

結局、F-4D Panthomジェット戦闘機飛行大隊は1968年4月に米国と韓国間の1億ドル追加軍事援助合意決定によって1969年9月23日に創設された。一方、1971年3月に在韓米軍第7師団兵力2万人の撤退が完了し、15億ドルの対韓軍事援助案が米国議会を通過した。韓国軍の近代化を通じて自力防衛を推進させる韓国の意図は実質的な財源不足で米国の軍事援助を通じて推進しなければならないという制約があった。

在韓米軍の撤退と米国のニクソン大統領の中国訪問のような国内外的安保環境の変化と関連して、韓国の朴大統領は国内的には体制結束を強化すると同時に、北朝鮮とは緊張緩和を追求する方向で政策を推進した。これは北朝鮮との緊張緩和と対内体制結束を通じた自力防衛の確立が対米防衛依存を減らすことに寄与することによって韓

²⁰⁹ Memorandum for Mr. Henry A. Kissinger, September 21, 1971, "Letter from President Park Chung Hee to President Nixon : Attachment," Subject Numeric Files, 1970-73 Political & Defense Box, 2424.N.A. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、71-73ページ。

²¹⁰ Memorandum of Conversation, July 10, 1970, "Call on Department by Mr. Asao Shinichiro, First Secretary, Japanese Embassy, re U.S. Troop withdrawals from the ROK," Subject Numeric Files, 1970-73 Political & Defense Box, 1861. N.A. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、63-66ページ。

²¹¹ 『조선일보(朝鮮日報)』1968年4月18日付け。

国の米韓同盟関係下での同盟関係国家ポジションが「同盟関係制限的影響力国家ポジション」から「同盟関係非影響力国家ポジション」になることを防止すると同時に、国際環境変化に能動的に対処しなければならないという朴大統領の認識と関連があったと考えられる。

北朝鮮との関係と関連して、1970年の半ばまでは和解を言及する公式的発表がなかった。1970年1月9日、新年記者会見で韓国の朴大統領は「韓国が現時点で戦争を避ける最もいい方法は経済力と防衛力で北朝鮮より高いポジションを占めることであり、これを北朝鮮が完全に認識するようにすることである」と明らかにした²¹²。このような発言から分かるように当時には朝鮮半島の平和統一宣言は予測されなかった。

しかし、在韓米軍の撤退日程の通知を受けた直後である1970年8月15日に朴大統領は北朝鮮との平和的統一を提案した²¹³。朴大統領がこのような提案をした理由は、北朝鮮との関係改善を通して朝鮮半島を緊張緩和させ、在韓米軍の撤退による韓国の防衛空白を解消すると同時に、対米防衛依存を減らそうとする意志の表現であると考えられる。

以後、韓国と北朝鮮間の相互緊張緩和のための努力は続いて1971年8月12日に崔斗善韓国赤十字社総裁が北朝鮮赤十字社に「一千万離散家族尋ねる運動」を提案して、同年9月から板門店で韓国と北朝鮮の赤十字社間の予備会談が始まった。1971年9月から1972年2月間に19回の予備会談が開催されて1972年5月に韓国の李厚洛中央情報部長と北朝鮮の朴成哲第2副首相が平壤とソウルを訪問した結果、1972年7月4日に7・4共同声明を発表して同年11月には南北調節委員会が発足した。そして韓国と北朝鮮の赤十字社間の会談は1972年8月に平壤で第1次本会談が開催され、1973年8月に北朝鮮が金大中拉致事件を理由に対話中断を宣言する時まで7回の本会談が開催された。

国際情勢の変化の下で韓国の朴大統領が選択した他の一つの方法は対内体制結束の強化であった。1971年末期から朴大統領は北朝鮮の脅威を強調し始めた。1971年11月30日、韓国の劉載興国防長官は北朝鮮が「20日戦争(swift 20day war)」戦略を採択し、北朝鮮の侵略危険が増加していると発表するなど、北朝鮮の軍事的脅威と韓国防衛の脆弱性を強調した。米国は韓国が主張する北朝鮮の脅威を証明できる情報がなく、韓国のこのような判断がアジアでの緊張緩和努力に役に立たないと判断した。さらに北朝鮮の誤った判断及び冒険主義をそそのかす可能性もあるために韓国に対する投資増進にも害になるのみではなく、北朝鮮の侵略脅威に対する主張を続ける場合には韓国軍近代化援助にも悪影響を及ぼすという立場であった²¹⁴。

結局、韓国は対内体制結束の強化のために1971年末期に非常事態を宣言した。そし

²¹² 『조선일보(朝鮮日報)』1970年1月9日付け。

²¹³ 『서울신문(ソウル新聞)』1970年8月16日付け。

²¹⁴ Department of State Telegram to Amembassy Seoul, Dec. 2, 1971, "ROK Emphasis on North Korean Threat", Subject Numeric Files, 1970-73 Political & Defense Box, 2421. N.A. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、25-27ページ。

て同年12月27日には「国家保衛に関する特別措置法」を制定した。一方、韓国の丁一権國務総理は1972年初頭に維新体制に言及する発言をした。1972年4月2日、國務総理はハビブ(Philip C. Habib)駐韓米国大使に‘Two Koreas’は朝鮮半島の再統一過程で避けられない段階であると主張した。そして、韓国の戦略は赤十字会談の進展を自制し、1974年及び1975年末期まで‘Two Koreas’政策を推進することであり、1972年の定期国会会期中に憲法改正案に対する投票がある予定であるが、これは国会による大統領の間接選挙のための1973年及び1974年の憲法改正のための準備段階になると明らかにした。そしてこのような措置が朴大統領の再選を確かにすることであると説明した²¹⁵。

1972年10月、韓国に10月維新が宣言された。朴大統領は同年12月6日に政治的分裂と知識人らが表現の自由を利用して国民を混乱させていると主張して韓国の優先順位を経済発展から防衛能力の改善に移すことであり、国家安保問題に関する報道機関と大衆の討論を制限すると同時に必要な場合には国民の自由を制限すると明らかにした。このような韓国の国内政治変化に対して米国は韓国の内部的状況と関連があると評価した²¹⁶。一方、1972年12月10日に作成された米国の外交業務援助チームであるCountry Teamの報告書によると国際環境の変化、韓国と北朝鮮の関係の進展、朴大統領の10月維新発表が韓国に対する米国の目標と援助政策の検討と修正を要求すると評価した。そして1972年は韓国政治の分岐点になり、米国の韓国軍に対する近代化政策は新しい現実と変化した米国の役割を反映するべきであると建議した。すなわち、韓国と北朝鮮間の7・4南北共同声明と朴大統領の10月維新発表は韓国と北朝鮮の関係構造と韓国の体制を変化させ、韓国と北朝鮮間の関係増進と国際環境の変化で韓国の安保脅威は1953年の朝鮮戦争の停戦以後、最も低くなったと評価した²¹⁷。そして、韓国の朴大統領が権威主義的な体制を強化した理由については多様な要素が含まれていると分析した。主に権力を維持しようとする朴大統領の野望と変化する国際環境下での韓国の利益は強力であり、挑戦受けない指導力を必要とするという朴大統領の確信のためであると評価した。そして韓国と北朝鮮間の会談と朴大統領の10月維新が国際政治的次元の脈絡で判断される必要性とともに、朴大統領の内部結束政策が一定期間は米国の援助と在韓米軍を確報すると同時に「自分依存(Self-Reliance)」を高めようとする判断した²¹⁸。そして、このような判断を根拠に米国が韓国に対して追求する目標

²¹⁵ Amembassy to SECSTATE, Apr.4,1972, Subject Numeric Files, 1970-73 Political & Defense Box, 2419. N.A. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、57-58ページ。

²¹⁶ Intelligence Note, December 10,1972,“Republic of Korea: Park increase his power to counter emergency situation,”Subject Numeric Files, 1970-73 Political & Defense Box,2421.N.A. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、43-44ページ。

²¹⁷ Amembassy Seoul to Department of State, December 10, 1972, “U.S. Policy in Korea Country Team Message,” Subject Numeric Files, 1970-73 Political & Defense Box, 2426.N.A. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、1-3ページ。

²¹⁸ 前掲書、3-4ページ。

が提示した。米国の目標中の一つは韓国の自国依存の増大と韓国の防衛に対する米国の軍事援助であった。朴大統領の10月維新と関連しては、韓国が内部結束政策を基礎で独立的路線の着手に対して認めることを建議した。そして、韓国の10月維新体制を阻止することが米国の国益に役に立たないという点を提起し、韓国が窮極的に米国との同盟関係を変化させようとしていると評価した²¹⁹。

上記の内容を通して、韓国が米国の第二次インドシナ戦争に対する政策の変化を含むアジア政策の変化を経験し、南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助を通じる確保した米韓同盟関係下での「同盟関係制限的影響力国家のポジション」を定着させるための努力を確認することができた。それは韓国の自力防衛の推進とAPATOの構想、対北朝鮮に対する緊張緩和及び対内体制の結束強化であった。韓国の自力防衛政策は米国の援助なしでは不可能な現実的限界があったため、韓国の朴大統領は米国の在韓米軍撤退議論を最大限活用しようとした。一方、北朝鮮とは緊張緩和を推進して内部的に体制結束強化を主張する朴大統領の相互矛盾の政策推進も変化する米韓同盟関係下での韓国の「同盟関係制限的影響力国家ポジション」の維持という脈絡で分析しなければならないと考えられる²²⁰。

米国が第2次インドシナ戦争から名譽な終結のためのパリ平和交渉が持続する間に韓国は韓国の南ベトナム駐屯非戦闘兵及び戦闘兵に対する駐屯を通して相互依存の米韓同盟関係を持続させようとした。韓国は相互依存の米韓同盟関係を持続のために南ベトナム駐屯米軍が撤退する状況にも韓国の南ベトナム駐屯非戦闘兵及び戦闘兵は即刻の撤退を実施しなかった。結局、韓国の南ベトナム駐屯非戦闘兵及び戦闘兵はパリ平和協定の締結まで南ベトナムに駐屯したことである。したがって、韓国の南ベトナム駐屯非戦闘兵及び戦闘兵の駐屯が米韓同盟関係の相互依存関係を維持させることに寄与したという事実を証明するため、第2次インドシナ戦争の終結期に韓国の南ベトナム駐屯非戦闘兵及び戦闘兵はいかな役割を遂行していたかについて検討する。

韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助は当時の米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションが米国圧力から完全に自由ではなかったが、当時の状況では有用な韓国の戦略資産を活用して米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションを変化させたことである。このように変化した韓国の同盟関係国家ポジションの影響を通して米国から経済的利益と軍事的利益を確保しようとした韓国の政策的選択であったと考えられる。したがって、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助と関連して『韓国の政策的選択により、南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助を実施したと同時に韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助の

²¹⁹ 前掲書、5-8ページ。

²²⁰ 朴大統領の内部体制結束強化の推進が正しかったかという問題は本論文の研究範囲ではない。本論文で確認しようとすることは変化する国際政治環境下で朴大統領が米韓同盟関係下で韓国の同盟関係国家ポジションをいかに認識し、そのような認識が以後の政策にいかに反映されたかということである。

中止も韓国の政策的選択であった』という説明が可能であると考えられる。

米国は北ベトナムとの交渉を通して第二次インドシナ戦争に対する解決を推進すると同時に南ベトナム軍を強化させて次第に南ベトナム駐屯米軍を減らす政策を推進した。韓国は南ベトナムに対する韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の援助問題が基本的に韓国と南ベトナム間の問題ということを明確にし、南ベトナムからの米軍の撤退が北ベトナムには米国の戦意喪失でほめかされて北ベトナムの攻撃を招くようになるという立場で理解していた。したがって、韓国は南ベトナム軍に対する戦力増強を通して北ベトナムとの軍事的均衡が維持される範囲内で長時間にかけて徐々に施行するべきであるという立場であった²²¹。このような韓国の立場は韓国の朴大統領と米国のニクソン大統領間の米韓首脳会談を通して米国に伝えた。朴大統領は南ベトナム駐屯米軍の一部分の撤退問題を取り上げ論ずると同時に韓国の野党から南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵も撤退しなければならないかという世論があるにもかかわらず、南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵は南ベトナムからの撤退要請がない限り、駐屯させる立場であることを明らかにした²²²

韓国の朴大統領は1971年1月にも南ベトナムに対する軍事援助国の撤退問題と関連して次のとおりに強調した²²³。

韓国は南ベトナム駐屯非戦闘兵及び戦闘兵の撤退を考慮していないが、南ベトナムの軍事力が十分に強くなって北ベトナムと共産主義勢力との軍事的均衡を成し遂げることになる場合、南ベトナム駐屯非戦闘兵及び戦闘兵の撤退問題は南ベトナムと南ベトナムに対する軍事援助国との協議を通して決定されるものである。

そして、第二次インドシナ戦争の状況については南ベトナムと南ベトナムに対する軍事援助国に有利に進行しているため、第二次インドシナ戦争に対する目的を成し遂げるように努力をするべきであると明らかにした²²⁴。

上記の内容を基礎にして判断してみると、韓国は南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の撤退問題が基本的に南ベトナムとの協議を通して扱われるべきであり、必要な場合には米国との協力をするということであったと考えられる。そして、南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の撤退過程を調べてみると撤退問題に対する権限が韓国にあるという事実を確認することができる。

韓国の朴大統領は1971年1月11日の記者会見を通して公式に南ベトナム駐屯韓国の非

²²¹ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0019 File No09 『박정희 대통령의 미국방문(朴正熙大統領米国訪問)』 1969年 24-26ページ。

²²² 前掲書、28-29ページ。

²²³ 『조선일보(朝鮮日報)』 1971年1月12日付け。

²²⁴ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No17 『월남 주둔 한국군 철수(南ベトナム駐屯韓国軍撤退)』 1970年 11-14ページ。

戦闘兵及び戦闘兵の段階的撤退を宣言した。そして、韓国の国防부는南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵に対する撤退計画の第1段階として第9師団を中心に17,000人を1971年12月から1972年6月間に撤退させることを決定した。続いて、撤退計画である第1段階の撤退決定を米国と南ベトナムに通知した。しかし、南ベトナムは韓国に南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の撤退を1973年まで留保要請した。南ベトナムの要請に対して韓国は撤退主力部隊を第9師団から海兵隊第2旅団青龍部隊へ変えて南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の撤退兵力数を17,000人から10,000人に減らし、1971年12月14日から1972年4月13日まで第1段階撤収を完了した²²⁵。

〈表 7〉〈1972年末期の南ベトナム駐屯外国軍の兵力現況〉〈単位：1人〉

統計	米国	韓国	タイ	オーストラリア	フィリピン	ニュージーランド	台湾
67,392	29,655	37,438	38	128	49	53	31

出所：韓国国防軍史編纂研究所『문답식 베트남전쟁과 한국군(問答式ベトナム戦争と韓国軍)』(ソウル:韓国国防軍史編纂研究所, 2004年)、64ページ。

一方、南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵に対する第1段階撤退が進行されていた1972年の初頭、韓国の劉載興国防長官は南ベトナムの国防長官との会談を通して韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助は1972年末期に終結することで合意したが、南ベトナムのティウ大統領は南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵を1973年末期まで駐屯させることを要請した。しかし、韓国は1972年5月15日に1973年1月から南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵を撤退するという方針を米国と南ベトナムに公式通知した。韓国の公式通知について南ベトナムは1972年9月23日に「南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の撤退中止」を正式に韓国に要請した。結局、パリ平和協定が1973年1月27日に調印され、南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵は撤退を断行して1973年3月23日まで撤退を完了した²²⁶。このような南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の撤退決定と過程は韓国の判断によったということが分かる。

米国のレアード(Melvin R. Laird)国防長官は1969年6月の米国下院歳出分科委員会の証言で南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵は南ベトナムで独自の撤退できる裁量権を保持していることを明らかにしたと報道された²²⁷。

そして、米国の南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の撤退問題に対する立場はサイミンソン(Symington)聴聞会でのポーター(William J. Porter)駐韓米国大使の証言を通して確認することができる。ポーター駐韓米国大使は南ベトナム駐屯韓国の非

²²⁵ 『한국일보(韓国日報)』1971年11月7日付け。

²²⁶ 韓国国防軍史編纂研究所『월남 파병과 국가발전(南ベトナム派兵と国家発展)』(ソウル:韓国国防軍史編纂研究所, 2006年)、216-218ページ。

²²⁷ 『한국일보(韓国日報)』1969年10月9日付け。

戦闘兵及び戦闘兵の撤退問題に対し次の通り証言した。

南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵は南ベトナムの要請によって南ベトナムに駐留しているため、南ベトナムが韓国に撤退を要求する場合に韓国の非戦闘兵及び戦闘兵が撤退する。南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の撤退は米国を含む南ベトナムと韓国間の協議後に成り立つと予想する。米国は南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵に対する縮小、あるいは撤退を韓国に提案したことがない²²⁸。

駐韓米大使館の韓国に対する政策評価文書によると韓国の南ベトナム駐屯非戦闘兵及び戦闘兵の撤退が米国の意図によって一方的に決定される事案ではないということを米国も認識したということが分かる。そして、韓国の南ベトナム駐屯非戦闘兵及び戦闘兵が駐屯する限り、在韓米軍の韓国からの撤退問題は韓国との協議が必要であると認めていたことが確認される。いいかえれば、米国の韓国に対する政策評価文書では南ベトナムが韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の南ベトナム駐屯を望む場合、韓国の非戦闘兵及び戦闘兵が南ベトナムに駐屯することと南ベトナムに韓国の非戦闘兵及び戦闘兵が駐屯している限り、在韓米軍の撤退問題は韓国との協議が必要であると明らかにした²²⁹。

上記の駐韓米大使館の対韓政策評価文書を通して分かるように韓国は韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の南ベトナム駐屯を通して、韓国は「同盟関係制限的影響力国家ポジション」を維持することに活用しようとしたと考えられる。韓国は「同盟関係制限的影響力国家ポジション」の維持ために南ベトナム駐屯米軍が大規模的に撤退する状況にも、韓国の南ベトナム駐屯非戦闘兵及び戦闘兵は即刻の撤退を実施しなく、韓国の南ベトナム駐屯非戦闘兵及び戦闘兵はパリ平和協定の締結まで南ベトナムに駐屯した。

南ベトナム駐屯米軍の場合、1968年6月に545,000人であった兵力がニクソンドクトリンによる第二次インドシナ戦争の南ベトナム化政策が推進された以後である1970年には434,000人に減った。そして、韓国の南ベトナム駐屯戦闘兵2師団が駐屯していた1972年12月には南ベトナム駐屯米軍戦闘部隊は完全撤収し、軍需援助団と南ベトナム駐屯米軍撤退整理非戦闘要員24,000人が駐屯していた²³⁰。

上記の内容を通して韓国の南ベトナム駐屯非戦闘兵及び戦闘兵の撤退決定と過程は韓国の判断によって施行されたということが分かる。

²²⁸ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0020 File No05 『주한 미국대사 윌리엄 포터의 보고서 (駐韓米大使ウィリアムポーターの報告書)』1969年 16ページ。

²²⁹ American Embassy, Seoul to Department of State, March 11, 1970, "U.S. Policy Assessment-Republic of Korea 1970," Subject Numeric Files., 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、9ページ。

²³⁰ 前掲書、211ページ。

第3節 ニクソンドクトリンによる米国の米韓同盟関係核心目標防衛

米国は1968年3月以後から北ベトナムとの交渉を通じた第二次インドシナ戦争の解決を推進しつつ、米国と第3国の追加的な軍事援助よりは南ベトナム軍を強化させる政策を推進した。いいかえれば、第二次インドシナ戦争に対する南ベトナム化が推進されたことである。

1969年7月25日、Guamではニクソンドクトリン(Nixon Doctrine)が発表される。ニクソンドクトリンの主要内容は共産国家の陣営、特に中国との和解協力及び関係改善、そして「アジア人によるアジアの防衛」である。特にアジアの防衛と関連しては「第一次的にアジア国家の責任下に成り立つべきである」ということを強調した。

1970年にはソ連と米国間の戦略武器制限協定(SALT : Strategic Arms Limitation Treaty)交渉などで緊張緩和の雰囲気がつくられ、1972年には米国のニクソン大統領のモスクワと北京の訪問によってソ連と米国間のデタント(Detente)が実現された²³¹。上記のとおり国際体制の変化によって米国はアジア政策を新しく調整し、「アジア人はアジアの未来を自ら設計しなければならない」と主張した。すなわち、米国の核心的な利益が脅威を受ける場合にのみ制限された介入をするということであった。

米国のニクソン大統領期の対外政策の核心はソ連と中国との競争関係を維持すると同時に制限的な協力関係を形成するということである。ソ連と中国の膨張を抑止するために「対決を通じた封じ込め」から「交渉を通じた封じ込め」で戦略的な修正をしたことである²³²。

米国のジョンソン大統領の大統領不出馬宣言と北ベトナムとの交渉を通じた第二次インドシナ戦争に対する解決を推進する米国に対し、韓国が米国の南ベトナムに対する政策変化を予想できないことではなかったが、公式的なニクソンドクトリンの宣言は韓国にとって米国からの確実な安保公約を確認させる必要性を提起した。したがって、1969年8月の米国のニクソン(Richard M. Nixon)大統領と韓国の朴大統領との会談で、米国のニクソン大統領の韓国に対する安保公約は韓国を安心させたと考えられる。

ニクソン大統領は8月21日と22日の会談を通して韓国に対する安保公約は履行することであり、在韓米軍の撤退はニクソンドクトリンとは別個に取り扱うことを強調した。そして、1969年8月22日に韓国の朴大統領はニクソン大統領から米韓相互防衛条約に基づき、韓国に対する北朝鮮の武力攻撃に共同で対応するという米国の決議の確認を受

²³¹ Eom sang yoon 「동북아 안보질서와 한미동맹관계의 변화(北東アジアの安保秩序と米韓同盟関係の変化)」李基完(編)『同盟の政治学(동맹의 정치학)』(ソウル:図書出版梅峯、2006年)、32ページ。

²³² Baek yong joon 「米国の国防政策及び戦略:最近のブッシュ政権の戦略を中心に(미국의 국방정책 및 전략:최근 부시정권의 전략을 중심으로)」(韓国国防大学研究論文、2006年)、150-151ページ。

けた²³³。

一方、米国は朝鮮半島で韓国と北朝鮮間の軍備競争を抑制する目的でソ連と協力する計画も考えた。1969年9月24日、ボーンスティール(Charles H. Bonesteel)在韓米軍司令官とウィーラー(Earle G. Wheeler)合同参謀議長は朝鮮半島での軍備競争を抑制する目的で米国とソ連が韓国と北朝鮮に対する軍事援助抑制の研究書を作成したが研究結果は次のとおりであった。

第1には北朝鮮に対するソ連の軍事援助の減少は北朝鮮を中国に向かうようにすることによって、ソ連の北朝鮮に対する影響力を減少させる結果を招く。第2には米国とソ連の韓国と北朝鮮に対する軍事援助の減少の公開的な交渉がなくても、韓国と北朝鮮に対する軍事援助と関連した予算的制約は韓国と北朝鮮の軍備競争に対する抑制の効果がある。第3には韓国に対する米国の兵器移転は北朝鮮の単独、または中国と北朝鮮の連合攻撃が勃発した時、韓国は米国による軍事援助が成り立つ時まで抗戦ができるほどの軍事力を援助するという目的に基づいて成り立たなければならないということであった²³⁴。

上記の研究書を通じて次のような内容を導き出すことができる。第1には米国が南ベトナムでの第二次インドシナ戦争に対して積極的な軍事介入によって韓国の南ベトナムに対する軍事的援助が必要な状況では米韓同盟関係下で韓国の米国に対する制限的な影響力があったため、韓国に対する軍事援助の問題に対して韓国と打ち合わせをした。しかし、米国の南ベトナムに対する積極的な軍事介入政策が北ベトナムとの交渉政策へに転換され、韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助について米国が依存する必要性がなくなった。その後の米国は韓国との打ち合わせなしに韓国に対する軍事援助を減らそうとし、韓国の立場を考慮しなかったということであった。第2には韓国の強力な軍事力が米国に朝鮮半島の紛争介入に巻き込まれるという既存の認識が相変わらず維持されていた。第3には1969年9月の時点で米国は朝鮮半島の政策と関連してソ連との協力を通じて韓国と北朝鮮に影響を及ぼす方案を検討したということである。

1968年3月、米国のジョンソン大統領の第二次インドシナ戦争に対する戦争規模縮小と大統領選挙不出馬宣言、ニクソン大統領の第二次インドシナ戦争の実行戦略変化を含む対アジア政策に対する変化の宣言は米韓同盟関係に影響を及ぼした。米国が北ベトナムとの交渉を通じた第二次インドシナ戦争に対する解決を本格的に推進することになった以後から、以前のように韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助に依存する必要性が減少することにより、韓国の制限的対米影響力から抜け出すこ

²³³ 韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0020 File No05 『미국의 대한군사원조(米国の対韓軍事援助)』 1969年 17-19 ページ。

²³⁴ Memorandum for the Chairman, Joint Chief of Staff, October 22, 1969, "Constraining the Arms Race Between the ROK and North Korea," RG 218, Records of U.S. Joint Chief of Staff Records of Chairman(Gen.) Earl G. Wheeler 1964-70, Box 30.N.A. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み、59-63ページ。

とができるようになったことである。そして、米国は変化した対アジア政策を推進することになることにより、共産主義勢力に対する効率的な封じ込め政策の推進のために、これまで維持してきた米韓同盟関係の目標に対する再検討の必要性ができた。いかにいけば、ソ連と中国という朝鮮半島周辺の強大国との関係を活用して、韓国と北朝鮮に同時的に影響力を行使する代案的な方法を通して朝鮮半島で米国が追求する国益を達成することができるという計画を立てるようになったことであった。したがって、この時期に成り立った在韓米軍の撤退は米国の新アジア政策の具体的な表現であると同時に、一方では米韓同盟関係に対する米国の認識を直接的に反映したと考えられる。

おわりに

米国の第二次インドシナ戦争に対する積極的な軍事介入を通ず解決政策から北ベトナムとの交渉を通ず解決政策への変化が米韓同盟関係下での韓国の「同盟関係制限的影響力国家ポジション」に及ぼした影響は次のとおりである。

第1、1968年の韓国の南ベトナムに対する戦闘兵追加援助の中断は表面的に韓国の安保危機によったと見られる。しかし、韓国の南ベトナムに対する戦闘兵追加援助の中断の根本的な理由は米国の第2次インドシナ戦争に対する政策変化にともなう韓国の南ベトナムに対する戦闘兵追加援助の認識変化のためであった。いかにいけば、米国が北ベトナムとの交渉を通じた第二次インドシナ戦争の解決を推進する限り、韓国が南ベトナムに対する追加的な戦闘兵援助をしても、それが南ベトナムでの制限的相互依存の米韓同盟関係の形成による韓国の「同盟関係制限的影響力国家ポジション」を維持させることができないという判断があったためである。

第2、米国が北ベトナムとの交渉を通じた第二次インドシナ戦争の解決を推進する新しいアジア政策の推進によって米韓同盟関係の相互依存性は相対的に弱まった。このような状況の変化は韓国に南ベトナムに対する追加的な戦闘兵の援助は無意味であるという結論を下すようにした。韓国は南ベトナムに駐屯している韓国の非戦闘兵及び戦闘兵を駐屯させることによって米韓同盟関係下で「同盟関係制限的影響力国家ポジション」を維持すると同時に米国に対する安保依存を減少させることによって南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助を通じて確保した韓国の「同盟関係制限的影響力国家ポジション」を維持しようとした。そして、同時に独自の防衛能力向上政策と一緒に北朝鮮との緊張緩和政策及び韓国の対内体制の結束強化を推進したことである。

第3、上記のような第二次インドシナ戦争の終結期の米韓同盟関係を本論文の分析概念を通して説明してみると次のとおりである。1968年4月以後、米国の第二次インドシナ戦争に対する政策とアジア政策が変化することと関連して米国はすでに韓国の米国

に対する制限的影響力を考慮しつつ米韓同盟関係の核心目標防衛壁の構築の必要性がなくなった。米国は韓国に対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助以前のような基本的な経済援助及び軍事援助をすると同時に代案的方法を通して米韓同盟関係の目標を維持したことである。

第4、韓国の第二次インドシナ戦争の終結期の韓国の非戦闘兵及び戦闘兵の南ベトナム駐屯問題は基本的に韓国と南ベトナム間の問題であった。韓国がパリ平和会談の終わられる時期まで韓国の非戦闘兵及び戦闘兵を南ベトナムに駐屯させた理由は南ベトナムの要請及び米韓同盟関係下での「同盟関係制限的影響力国家ポジション」を維持しようとする韓国の戦略的選択の結果であった。

終章

第1節 韓国の韓国非戦闘兵及び戦闘兵作戦指揮権保持による対米影響力強化

韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期を中心に米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションの変化による対米影響力の変化を理解しようとする研究目的の下に進行された本論文の研究結果は次のとおりである。

第1、1954年に米韓相互防衛条約が締結された以後から1960年代初頭までの米韓同盟関係は米国の一方的な援助を基礎として形成された。このような理由で米韓同盟関係は一方的米国主導の同盟関係という特性を土台にした。したがって、米国は効率的な対共産主義国家封じ込め政策の推進という上位目標のため、韓国を米国に友好的な反共国家で維持させた。そして、韓国が米国の統制範囲を抜け出さない同盟関係の目標を設定した。このような上位目標のため、設定した下位目標は次のとおりである。第1は韓国の安定維持のための軍事及び経済援助と北朝鮮に対する抑止力提供であった。第2は韓国軍に対する軍事作戦指揮統制権の保持と韓国軍の独自ではなく米韓連合軍事力を通じた対北朝鮮防御体制の確立、自動介入条項なしの相互防衛条約の維持であった。

上記の米韓同盟関係の特性が韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の圧力として作用したというのは否めない事実である。しかし、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助、特に戦闘兵援助は一方的な米国主導の米韓同盟関係を「制限的対米依存同盟関係」に変化させた。このように変化した米韓同盟関係下での米国は韓国の制限的な影響力を受ける立場になった。結局、米韓同盟関係の特性は韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助に影響を及ぼしたと同時に韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助は米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションを変化させるきっかけになった。

米国が第二次インドシナ戦争で韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助、とくに戦闘兵援助を必要とすればするほど米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションは上昇し、韓国の同盟関係国家ポジションの上昇は韓国の米国に対する影響力の上昇につながった。このような理由は先ず韓国は米国の一方的な援助を受ける状況から抜け出し、実質的に米国の第二次インドシナ戦争に対する政策遂行に寄与できるようになり、米国に韓国の要求を提起できるようになったためである。そして注目すべきであることは韓国が北朝鮮との軍事的対立状況にもかかわらず、南ベトナムで韓国が韓国の軍事作戦指揮統制権を保持した状況で南ベトナムに戦闘兵援助を提供するポジションを確保したということである。万が一、米国の韓国に対する軍事及び経済の援助が韓国の安保と経済安定に寄与することができない場合、米国は現実的に必要な韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助を持続させることができないのみではな

く、米国の上位目標である北東アジアでの共産主義国家に対する効率的な封じ込め政策の推進に影響を受けるためであると考えられる。結局、韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助と関連した米国の韓国に対する軍事及び経済援助は単純な韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の代価としてのみ理解してはいけない。米国の米韓同盟の上位目標に対する維持政策と韓国の対米影響力上昇の結果である。

1968年の韓国の追加的な南ベトナムに対する戦闘兵援助の中断は米国の南ベトナム政策の変化による韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の認識変化に起因したことであった。1968年3月末期を分岐点として米国は交渉による第二次インドシナ戦争の解決を公式に推進し始めたため、韓国は追加的な南ベトナム軍事援助が「制限的対米依存同盟関係」維持に役に立たないという判断を下すことになった。

第二次インドシナ戦争の終結過程は結果的に米韓同盟関係を新しい土台の上に定着させるきっかけになった。米国の第二次インドシナ戦争に対する政策変化を含む新アジア政策の宣言は米韓同盟関係に影響を及ぼした。韓国の立場では韓国の南ベトナムに対する軍事援助の必要性が相対的に衰退することによって南ベトナムに対する戦闘兵援助を通じて一時的に上昇した同盟関係国家ポジションが脅威を受けるようになったと同時に米国に対する影響力も弱まった。したがって韓国は南ベトナムに対する戦闘兵援助を通じて上昇した同盟関係国家ポジションを維持するため、南ベトナム駐屯韓国軍の維持が必要であったと同時に米国に対する安保依存を減少させる必要が提起された。それは具体的に自力防衛の推進、北朝鮮との軍事的対立による緊張関係緩和と対内体制結束の強化推進につながった。

一方、米国は交渉を通じた第二次インドシナ戦争の解決を本格的に推進してから韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助に依存する必要性が減少した。それによって米韓間の懸案問題と関連して韓国の影響力から相対的に自由になった。そして米国は変化した対アジア政策下で効率的な対共産国家封じ込め政策の推進のため、米韓同盟関係の目標に対する再検討の必要性を考えることになった。ソ連と中国という共産国家との関係を活用し、韓国と北朝鮮に同時的に影響力を及ぼす方案のように以前とは異なる方法を通じても朝鮮半島で米国が追求する米韓同盟の目標を達成することができるという認識を持つようになった。このような視点で考えてみると、1971年の在韓米軍撤退は米国の新アジア政策の具体的な表現であると同時に米韓同盟関係に対する米国の認識を直接的に反映した政策推進であったと考えられる。

第2、本論文では1960年代初頭から1970年代初頭間、特に韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助期の米韓同盟関係を分析する分析枠組みを構成する目的でパトロン-クライアント国家関係モデルに米国の対韓同盟政策に対しては核心地域の防衛に集中する「核心地域防衛(Strong Point Defence)」を応用した核心目標の防衛に集中する「核心目標防衛壁(Strong Purpose Defence)」の概念を組み合わせた分析枠組みを提示した。この分析枠組みを活用し、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘

兵援助期の米韓同盟関係を次のとおり説明が可能である。

1960年代初頭までの米韓同盟関係は韓国の一方向的対米依存同盟関係であった。韓国の一方向的対米依存同盟関係下で米国は韓国と関連した問題について一方的に決定を下すことができる同盟関係決定力国家ポジションであり、韓国は同盟関係非影響力国家ポジションであった。したがって、韓国は米韓間の懸案問題に対して韓国の希望を提示はするものの米国の善意を期待するのみ、米国の対韓政策推進に制限的な影響力を発揮することはできなかった。

一方、米国の米韓同盟関係の上位目標は共産国家に対する効果的な封じ込め政策の実現であった。したがって、米国は韓国が反共国家であると同時に朝鮮半島の安定状態維持が米国の国益に符合すると判断した。米国は朝鮮半島の現状を維持する必要があり、具体的な方法としては自動軍事介入条項がない相互防衛条約の維持、韓国軍に対する軍事作戦指揮統制権の保持、米韓連合防衛体制を通じた防衛維持を追求した。当時の米韓同盟関係は米国の一方的な援助を土台にしていたため、米国は追加的な努力なくとも軍事及び経済分野に対する基本的な援助政策のみを通じても米国が設定した米韓同盟関係の上位目標を達成することができた。

しかし、韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助は米韓同盟関係を米国の一方的援助関係から「制限的対米依存同盟関係」に変化させることにより、韓国の同盟関係国家ポジションを「同盟関係非影響力国家ポジション」から「同盟関係制限的影響力国家ポジション」に上昇させることができた。韓国は同盟関係国家ポジションの上昇により、米国の一方的な対韓政策の推進に制限的な規制力を行使できるようになったことである。

そして、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助は米韓同盟関係を韓国の一方向的対米依存同盟関係国家ポジションから制限的対米依存同盟関係国家ポジションに変化させることになった。その結果、米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションは同盟関係非影響力国家ポジションから同盟関係制限的影響力国家ポジションになったことである。同盟関係制限的影響力国家ポジションになった韓国は米国の一方的な対韓政策推進に制限的な規制力を行使することが可能であった。

米韓同盟関係が上記のとおり状況に直面すると米国は米韓同盟関係の上位目標に対し、韓国が問題提起をしないように物質的な援助の必要性を提起した。結局、軍事及び経済援助の拡大と軍事援助移管を延ばし、在韓米軍の縮小と撤退に対する韓国との事前協議約束などはこのような脈絡の中で成り立ったことであった。

南ベトナムに対する韓国の非戦闘兵及び戦闘兵援助の重要性増大は米韓同盟関係下での韓国の米国に対する影響力を強化させた。したがって、米国は米国が設定した米韓同盟関係下での目的を韓国の米国に対する影響力から保護しつつ韓国の要求に対する検討及び選別の必要性が提起された。結局、米国の韓国に対する軍事及び経済援助の拡大、軍事援助移管を延ばし、在韓米軍の縮小及び撤退の事前協議約束は米国が設

定した米韓同盟関係の本質を韓国の米国に対する影響力から保護するための防御の壁であり、米国はこの防御の壁を通して米韓同盟関係の目的を維持しようとしたことであった。

1968年3月末以後、米国の第二次インドシナ戦争に対する政策が変化し、1969年に新アジア政策が発表された。韓国は南ベトナムに対する戦闘兵援助を通じて上昇した同盟関係国家ポジションを安定的に定着させるための政策を推進した。

一方、米国は共産主義国家と軍事的対立政策を推進した時期とは異なる政策を通じて米国が設定した米韓同盟関係の上位目標に対する達成が可能であるという認識を持つようになった。したがって、米韓同盟関係の上位目標を保護するための保護壁が必要なくなり、米韓同盟関係に対しても再検討する必要性を認識することになった。

上記の内容を分析してみると、韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助は米韓同盟関係を「同盟関係非影響力国家ポジション」から「同盟関係制限的影響力国家ポジション」の形成に決定的きっかけになったという事実を確認することができる。

韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の米国の対韓援助は単純な韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助の代価のみではなく、米国が追求する米韓同盟の上位目標に対し、制限的影響力を確保した韓国と共産国家に対する効率的な封じ込め政策の推進のための米韓同盟関係の上位目標を保護しようとする米国の意志と相互作用した結果であった。

韓国の南ベトナムに対する戦闘兵援助は結果的に米韓同盟関係に新しい同盟関係地域を誕生させることにより、朝鮮半島に限定された米韓同盟関係の範囲を米国の対外政策に敏感な地域である南ベトナムまで拡大させた。韓国は朝鮮半島で米国から軍事援助を受ける立場であったが、南ベトナムでの韓国は独自の軍事作戦指揮統制権を保持し、米国を軍事援助する新しい同盟関係を誕生させた。既存の「一方的対米依存同盟関係」を抜け出すことができるきっかけになったという部分において「同盟関係非影響力国家ポジション」国家の同盟関係政策の可能性を確認させる一つの事例になったと考えられる。

第3、本研究を通して韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期の米韓同盟関係がパトロン-クライアント同盟関係モデルの論理のみでは説明することはできない同盟関係の変化を随伴した事実を明確に確認した。さらに新しく変化した米韓同盟関係下で韓国は以前の韓国とは異なる同盟関係国家ポジションを確保し、米国に対して積極的に影響力を行使しようとする力動的行為者の同盟関係国家ポジションを占めていることであった。結局、1960年代初頭から1970年代初頭までの米韓同盟関係に対する分析の結果は次のとおりである。

当時の米韓同盟関係が表面的には変化と断絶性を現わすように見られるが深層的な部分では韓国の同盟関係国家ポジションの上昇努力と韓国の同盟関係国家ポジションの上昇に対応した米国の選別的反応という一つの論理下で持続性と規則性を維持した

ことである。

大国と小国間の非対称同盟関係下でも小国が戦略的選択を通して米韓同盟関係の枠組みが米国と韓国間の相対的国力の変化がない状態でも新しい軍事的活動範囲地域での相互依存構図を創出させることによって全般的な米韓同盟関係に部分的な影響力を行使できるきっかけが生じるという事実を確認した。もちろん、韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助の事例は小国の大国に対する影響力の増大という結果は大国との同盟関係下での小国の一方的な政策の選択のみで成り立つことではなく、小国の努力と大国の認識変化及び国際情勢と地域情勢の変化が相互作用する時、小国の大国に対する影響力の増大という結果を生産するということを明確にした。

大国に対する小国の影響力は範囲と持続性の部分で制限的な性格が存在するという事実である。いいかえれば、新しい軍事的活動範囲地域での相互依存同盟関係の形成が部分的に大国に対する小国の影響力として作用できるが国力の差を土台にしている米韓同盟関係の根本的な枠組みを変えることとか大国の国家戦略自体に影響力を及ぼすことには制限があるということである。

結局、上記で確認した小国の外交政策の可能性と制限性を総合的に考慮してみると次のとおりである。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助は米韓同盟関係を一方的対米依存同盟関係から制限的対米相互依存の同盟関係に変化させ、究極的には韓国の対米安保依存を減少させた。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助は米韓同盟関係下での韓国の自律性を相対的に高める重要な出発点であった。韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助は国力の上下関係が作用する大国と小国間の同盟関係下でも同盟関係国家ポジションの変化を追求しようとする指導者の持続的な努力と指導者の持続的な努力を許容する国際情勢と地域情勢の変化が結びつくことによって制限的であるが既存の米韓同盟関係を部分的に変化させ、小国の同盟関係国家ポジションを相対的に高めることができるという事実を明確に見せている。続いて小国は国力に対する変化を随伴しない状況では大国との同盟関係に現れる根本的な制限を越えることはできないが戦略的選択を通して根本的な国家の影響力を増進させて最終的には大国との同盟関係で自律性を確保することができる土台のきっかけになる可能性があることを明らかにしたことである。

第2節 韓米連合軍司令部の創設による韓国の対米制限的影響力保持

米韓同盟関係下で一時的であったが、韓国が南ベトナムでの韓国の非戦闘兵及び戦闘兵に対する独自の作戦指揮権の保持を通して南ベトナムで形成された米国と韓国間の制限的相互依存の同盟関係は以後、朝鮮半島での米韓同盟関係にいかなる影響を及ぼしたのか。その影響は1978年の韓米連合軍司令部の創設であった。まず、朝鮮半島で韓米連合軍司令部が創設された要因を説明してみると次の次の三つである。

第1は1975年4月、韓国が独自の作戦指揮権を保持して非戦闘兵及び戦闘兵を援助した南ベトナムが1975年4月に共産勢力であるベトコンによって共産化された。南ベトナムの共産化によって米国と韓国を含む自由民主主義勢力の国家は共産化のドミノを憂慮した。第2は同年に第3世界と北朝鮮が中心となって提出した朝鮮半島の国際連合司令部の解体という決議案が第30次の国連総会を通過することにより、米国は在韓国連軍司令部の代わりに新しい司令部を構想するようになったことである。第3は1976年8月に朝鮮半島の軍事分界線である板門店の共同警備区域(Joint Security Area)で北朝鮮軍が在韓米軍将校を斧で殺す事件²³⁵のであった。北朝鮮による斧事件によって米国と韓国は北朝鮮に対し、米韓同盟関係下での米国と韓国の連合作戦態勢の確立が必要であった。

上記のような三つの要因によって韓国に対する防衛任務が国連軍司令部から韓米連合軍司令部に移管するようになった。特に韓米連合軍司令部は米国と韓国間の同じ比率職務編成原則に基づいて韓米連合軍司令部の司令官は在韓米軍の将軍が担当し、副司令官は韓国軍将軍が担当するようにした。そして、韓米連合軍司令部の各参謀要員は部署長を韓国軍将軍が担当する場合、次長は在韓米軍将軍が担当するようにした。続いて部署長を在韓米軍将軍が担当する場合、次長は韓国軍将軍が担当した²³⁶。したがって、韓米連合軍司令部は司令官が在韓米軍将軍であるが、米国と韓国が共同で韓国の防衛のための懸案事項を協議して連合防衛体制を構築したことである。しかし、南ベトナムでのように韓国が韓国の非戦闘兵及び戦闘兵に対する独自の作戦指揮権を保持することではなく、韓米連合軍司令部下で在韓米軍司令部との協議を通して韓国軍の作戦統制に影響力を及ぼす同盟関係国家ポジションであった。いいかえれば、韓国が南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵に対する援助以前には韓国は作戦指揮権を保持していない米国に対する「同盟関係非影響力国家ポジション」であった。次は、韓国が南ベトナムでの韓国の非戦闘兵及び戦闘兵に対する独自の作戦指揮権を

²³⁵ 1976年8月18日の午前10時45分の板門店共同警備区域「帰ってこない橋」の韓国側の国連軍第3警戒所の前で在韓米軍の将校2人と一般兵4人、韓国軍の将校1人一般兵4人で成り立った11人の兵力が韓国人労務者のポプラ枝刈り切断作業を護衛している途中、2人の北朝鮮軍将校と数十人の一般兵が現れて枝刈り作業を中断することを要求した。北朝鮮軍の作業中断要求にもかかわらず、11人の在韓米軍と韓国軍が作業を継続すると、増員された北朝鮮軍30人が斧とかなづちで2人の在韓米軍将校を殺した。この事件以後、韓国の朴大統領は米国と韓国の合同軍事作戦を通して報復するべきであるとスティルウェル(Richard J. Stilwell)在韓米軍司令官兼国連司令官に伝達した。以後、韓国の柳炳賢合同参謀本部長はスティルウェル司令官と四つの対応策に関する内容に合意した。その内容は第1、停戦委員会を招集して抗議をすること、第2、強力な警告をすること、第3、北朝鮮の挑発行為が共同警備区域中で起きたため、予防に必要な警告を実質的な行動で見せること、第4、事件発生の責任を北朝鮮側に追及することであった。1976年8月21日、斧事件と関連して北朝鮮人民軍最高司令官が国連軍司令官に口頭を通じた遺憾のメッセージ伝達で斧事件は終了された。金東祚『냉전시대의 우리외교(冷戦時代の我が外交)』(ソウル:文化日報、2000年)、186 - 191ページ。

²³⁶ 韓国国防部軍史編纂研究所、『한미 군사 관계사(米韓軍事関係史)』(ソウル:韓国国防部、2002年)、593 - 611ページ。

保持している米国に対する「同盟関係制限的影響力国家ポジション」であった。そして、韓米連合軍司令部下で在韓米軍司令部との協議を通して韓国軍の作戦統制に影響力を及ぼす「同盟関係非影響力国家ポジション」と「同盟関係制限的影響力国家ポジション」の中間段階の同盟関係国家ポジションになった。朝鮮半島は韓国が韓国軍に対する作戦統制権を保持していない地域であったが、韓国が在韓米軍司令部との協議を通して韓国軍の作戦統制に影響力を及ぼす同盟関係国家ポジションになることができたことは南ベトナム駐屯米軍と南ベトナム駐屯韓国の非戦闘兵及び戦闘兵が共に南ベトナムでの制限的な相互依存の同盟関係に基づいて南ベトナムに対する防衛を実行したことであると考えられる。

<表 8><韓米連合司令部と国連司令部の比較>

区分	韓米連合司令部	国連司令部
任務	韓国防衛	停戦業務
軍事指揮系統	米韓軍事委員会	米国合同参謀本部
作戦統制部隊	指定米韓戦闘部隊	国連軍及び第3国の軍隊
相互関係	<ul style="list-style-type: none"> ●援助及び協力関係 ●連合司令官：停戦協定関連国連司令官の作戦統制指示移行と戦闘部隊援助 	

出所：韓国国防部軍史編纂研究所, 『한미 군사 관계사(米韓軍事関係史)』(ソウル:韓国国防部、2002年)、609 - 611ページより筆者が表作成。

韓米連合軍司令官によって作戦統制が可能である部隊は韓国軍の作戦統制部隊のみではなく、在韓米軍と米国の韓国に対する軍事援助のための増援戦力まで含む。そして、軍事装備及び武器体系面では韓国軍より優秀な戦闘力を保有している。

結果的に韓米連合司令部の創設によって韓国軍に対する作戦統制権は既存の在韓米軍司令官兼国際連合軍司令官に一方的に委任され、米韓同盟関係下での韓国の同盟関係国家ポジションは「同盟関係非影響力国家ポジション」であったが、米国と韓国が共同で韓国軍に対する作戦統制権の行事は制限的相互協力の同盟関係が朝鮮半島で形成されるようになったことである。

韓国は韓米連合司令部の司令官の問題については現在の水準の在韓米軍が韓国に駐屯する限り、司令官は在韓米軍の将軍が担当すると同時に軍事委員会はNATO型にすることを主張した。韓国のNATO型軍事委員会の設置に対する主張は韓国が米国との韓米連合司令部の創設に対する最初の交渉の時から主張したことであった。韓米連合司令部の上部機構として軍事委員会を設置し、韓米連合軍司令部の作戦統制を受ける在韓米軍と韓国軍の部隊目録は相互合意によって決定する構造であった。このような部隊の目録を相互合意下に決定することはNATOの組織運用と類似であったことである。NATOはNATO会員国の同等な資格と責任の原則が付与されているためであった。韓米

連合軍司令部の作戦統制を受ける在韓米軍と韓国軍の部隊の決定から作戦の実行までは米国と韓国の国力とは関係なく、同等な資格の合意を通して成り立つことである。そして、1977年の第10次韓米年例安保会議(ROK-US Security Consultative)では韓米連合司令部の創設合意と韓米連合司令官には在韓米軍司令官を任命し、韓米連合軍司令官が在韓米軍と韓国軍に対する作戦統制権を行使することであった。米国と韓国の合同参謀議長で構成された米韓軍事委員会(Military Committee Meeting)から付与される戦略指示と指針に従い任務を遂行し、韓米連合司令部の構成員も在韓米軍と韓国軍の同数の人員の編成を原則にするという内容が合意した²³⁷。

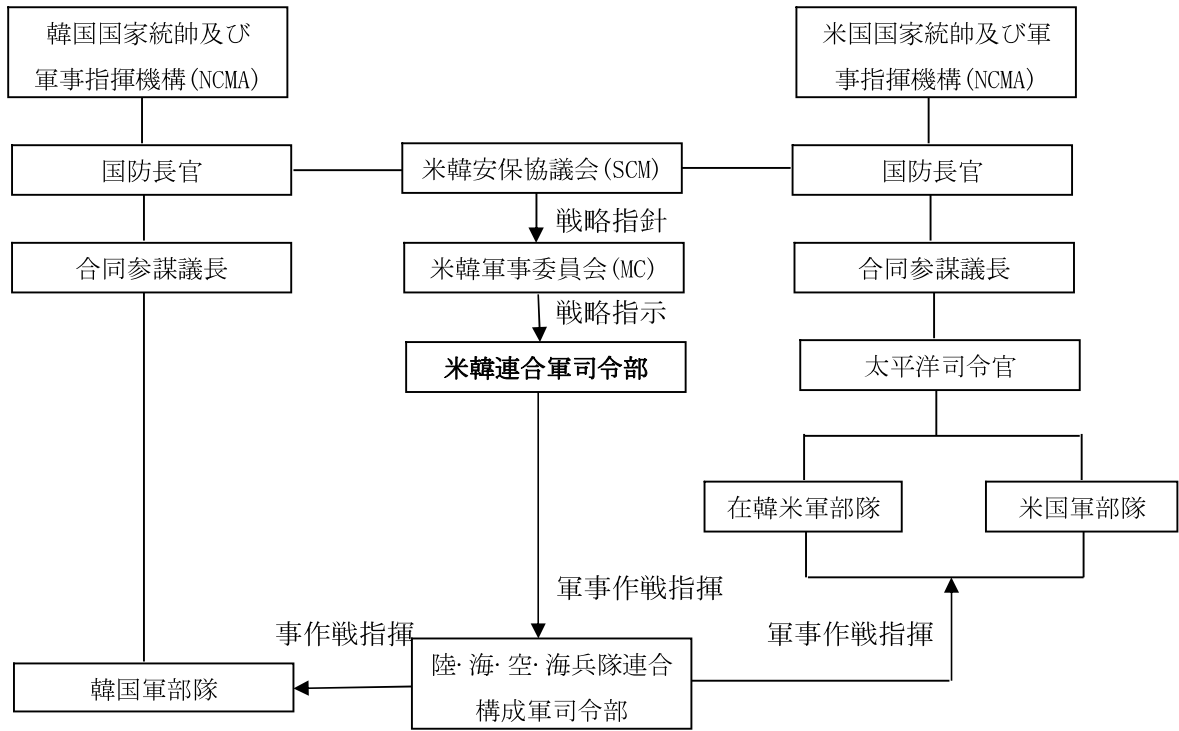
結果的に考察してみると米国と韓国間の韓米連合司令部の指揮構造に対する合意は米国と韓国の立場が相互融和されたことを意味する。いいかえれば、基本的に韓国は韓米連合司令部の司令官職位と韓国軍に対する作戦統制権を譲歩したが、米国と韓国の合同参謀本部議長で構成された軍事委員会の設置を貫徹させることによって韓米連合司令官が韓国軍に対する独断的な作戦統制権の行使に制限的な影響力の行使ができる「同盟関係非影響力国家ポジション」と「同盟関係制限的影響力国家ポジション」の中間段階の同盟関係国家ポジションを制度的に構築したことであった。

韓国が米国との同等な資格の相互合意を通して作戦統制を受ける在韓米軍と韓国軍の部隊を決定するという事は朝鮮半島でも韓国軍が国際連合軍司令部及び在韓米軍司令部の一方的作戦統制を受ける「同盟関係非影響力国家ポジション」ではなく、南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵の援助を通して形成された「同盟関係制限的影響力国家ポジション」が韓米連合軍司令部を通して「同盟関係非影響力国家ポジション」と「同盟関係制限的影響力国家ポジション」の中間段階の同盟関係国家ポジションを制度的に確立したことである。

1978年の韓米連合軍司令部の創設は米国との制限的な相互依存同盟関係に基づいて南ベトナムを共に防衛したことと同一な脈絡であると考えられる。

²³⁷ 『국방일보(国防日報)』 2003年 3月10日付け。

<図 10><米韓連合軍司令部指揮体系>



出所：『국방일보(国防日報)』2003年 3月10日付けより筆者が表作成。

参考文献

<英文資料>

Amembassy to SECSTATE, Apr 4, 1972, Subject Numeric Files, 1970-73 Political & Defense Box, 2419. N.A. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み。

Amembassy Seoul to Department of State, December 10, 1972, "U.S. Policy in Korea Country Team Message," Subject Numeric Files, 1970-73 Political & Defense Box, 2426.N.A. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み。

Department of State Telegram to Amembassy Seoul, Dec 2, 1971, "ROK Emphasis on North Korean Threat", Subject Numeric Files, 1970-73 Political & Defense Box, 2421. N.A. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み。

FRUS, 1961-1963, vol. X X II, Northeast Asia, 1996

Intelligence Note, December 10, 1972, "Republic of Korea: Park increases his power to counter emergency situation," Subject Numeric Files, 1970-73 Political & Defense B-ox, 2421.N.A. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み。

NSC Record of Action 2447: *Review of the Military Aid Program*, January 18, 1962, 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み。

Memorandum for Mr. Kitchen as Chairman, Military Assistance Steering Group, Nov 30, 1961, *Guidelines for the Military Aid Program*. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み。

Memorandum for the Secretary of State and the Secretary of Defense from Jeffrey C. Kitchen, December 7, 1961, *Position Paper: Military Assistance and Modernization*. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み。

Memorandum for the Secretary of State and the Secretary of Defense from

Jeffrey C. Kitc-hen, December 27, 1961, *Country Annexes to Report of the Military Assistance Steering Group: Korea-Field Plan*. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み。

Memorandum for the Council Members: Draft NSC Record of Action from Bromley Smith, Jan 18, 1962, *Guidelines for the Military Aid Program* 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み。

Memorandum for the Scretary of Defense, April 10, 1962, “Strategic Appraisal of U.S. Position in Korea 1962-1970,” Memorandums Concerning Proposed U.S. and South Korean Troop withdrawals and Reductions in South Korea, 1962-1963, Appendix, Part I, Box.1, National Archives.

Memorandum for the Chairman, Joint Chief of Staff, October 22, 1969, “Constraing the Ar-ms R-ace Between the ROK and North Korea,” RG 218, Records of U.S. Joint Chief of Staff Records of Chairman (Gen.) Earl G. Wheeler 1964-70, Box 30.N.A. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み。

Memorandum of Conversation, July 10, 1970, “Call on Department by Mr. Asao Shinichiro, First Secretary, Japanese Embassy, U.S. Troop with drawals from the ROK,” Subject Numeric Files, 1970-73 Political & Defense Box, 1861. N.A. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み。

Memorandum for Mr. Henry A. Kissinger, September 21, 1971, “Letter from President Park Chu-ng Hee to President Nixon: Attachment,” Subject Numeric Files, 1970-73 Political & Defense Box, 2424.N.A. 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み。

Policy Analysis Resource Allocation Study, from Robert W. Moore, EA/IG Staff Director to East Asian Interdepartment Group, “EA/IA Review of the FY-73 Korean PARA. Section I, National Archives.

Report to the NSC/Presidential Task Force on Korea, June 5, 1961, *Appendix : Department of Defense Assessment of Current Korean Military Situation* 韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み。

<韓國語資料>

韓國外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No2 『박정희 케네디 교환서신 (朴正熙-ケネディ交換書信)』 1961年

韓國外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No3 『미국의 대한군사원조 (米國の對韓軍事援助)』 1961年

韓國外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No11 『한국의 대월남 군사원조 (韓國の南ベトナムに対する軍事援助)』 1961年

韓國外交通商부 外交資料科 外交文書 Re0017 File No08 『대미군사원조 이관계획 중지교섭 (對米軍事援助移管計畫中止交渉)』 1962年

韓國外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No08 『한국군병력수준 개정교섭, 제1차 (韓國軍兵力水準改正交渉、第一次)』 1962年

韓國外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No10 『한국의 대월남 군사원조 (韓國の南ベトナムに対する軍事援助)』 1964年

韓國外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No11 『한국의 대월남 군사원조 (韓國の南ベトナムに対する軍事援助)』 1964年

韓國外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0020 File No9 『주월남 군사원조단위 지위에 관한 한일, 한미간의 군사실무자 약정 (駐南베トナム軍事援助團の地位に関する 韓國·南베トナム베トナム、韓國·米國間の軍事實務者約定)』 1964年

韓國外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0017 File No01 『박대통령의 미국방문 (朴大統領の米國訪問)』 1965年

韓國外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0017 File No02 『이동원 외무부장관 미국방문 (李東元外務部長官米國訪問)』 1965年

韓國外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0017 File No06 『한국의 대미군사원조 이관교섭 (韓國の對米軍事援助移管交渉)』 1965年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No03 『윌리엄 번디 차관보의 연설 (William Bundy次官補の演説)』 1965年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No05 『한국의 대미군사원조 교섭 (韓國の対米軍事援助交渉)』 1965年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No11 『한국의 대월남군사원조 (韓國の南ベトナムに対する軍事援助)』 1965年

韓国外交通商부 外交資料科 外交文書 Re0018 File No04 『국무총리와 러스크 국무장관의 회담 (國務總理とラスク國務長官との會談)』 1966年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0019 File No05 『브라운 각서 한국 전투 병 원조 증가 (Brown覚書 韓國の戦闘兵援助増加)』 1966年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No10 『한미간의 병력수 합의 수정 (米韓間の兵力數合意修正)』 1966年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No12 『한미간 상호방위조약 개정 (米韓間相互防衛條約改定)』 1966年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No04 『정일권 국무총리의 미국방문 (丁一權國務總理の米國訪問)』 1967年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No13 『한국의 대월남 군사원조 (韓國の南ベトナムに対する軍事援助)』 1967年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0019 File No08 『한미 국방각료 회담 (米韓國防閣僚會談)』 1968年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0018 File No14 『한국의 대월남 군사원조 (韓國の南ベトナムに対する軍事援助)』 1968年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0017 File No03 『한국과 자유아시아 안전 보장 태세의 강화책 시안 (韓國と自由アジアの安全保障態勢の強化策試案)』 1969年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0019 File No09 『박정희 대통령 미국 방문(朴正熙大統領米國訪問)』 1969年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0020 File No05 『미국의 대한군사원조 현황(米國の對韓軍事援助現況)』 1969年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0020 File No06 『한국의 대미군사원조 교섭(韓國の對米軍事援助交渉)』 1969年

韓国外交通商부 外交資料科 外交文書 Re0018 File No17 『월남주둔 한국군 철수(南베트남駐屯韓國軍撤退)』 1970年

韓国外交通商部 『60년대 한국외교(60年代の韓国外交)』、소울:韓国外交通商部、1971年

韓国外交通商部 外交資料科 外交文書 Re0020 File No13 『미국의 대한원조 현황(米國の對韓軍事援助現況)』 1974年

韓国外交通商部 『한국외교 30년(韓国外交30年)』、소울:韓国外交通商部、1979年

韓國國防部軍史編纂研究所 『과월 한국군 전사(派兵南베트남韓國軍戰史)』、소울:韓國國防部、1978年

韓國國防部軍史編纂研究所 『국방조약집<國防條約集(第一集、vol. 1)>』、소울:韓國國防部、1981年

韓國國防部軍史編纂研究所 『국방사<國防史(第3集)>』、소울:韓國國防部、1990年

韓國國防部軍史編纂研究所 『국방역사 연표(國防歷史年表、1945年-1990年)』、소울:韓國國防部、1994年

韓國國防部軍史編纂研究所 『국방사<國防史(第4集)>』、소울:韓國國防部、2002年

韓國國防部軍史編纂研究所, 『한미 군사 관계사(米韓軍事關係史)』、소울:韓國國防部、2002年、593-616페이지。

韓國國防部軍史編纂研究所 『문답식 베트남 전쟁과 한국군(問答式베트남戰爭と韓

国軍)』、ソウル:韓国国防部、2004年

韓国国防部軍史編纂研究所『베트남 파병과 국가발전(南ベトナム派兵と国家発展)』
、ソウル:韓国国防部、2006年

韓国学中央研究院 東アジア歴史研究所(編)主題別文書綴じ込み。『5·16과 박정희
정권의 성립 (5·16と朴正熙政権の成立)』、ソウル:ジョンア印刷社、1999年

峨山社会福祉事業財団『한국의 해외취직(韓国の海外就職)』、ソウル: 峨山社会福祉
事業財団、1988年

<単行本>

Alastair Ian Johnston, *Cultural Realism: Strategic Culture and Grand
Strategy in Chinese History*. Princeton: Princeton University Press, 1995.

Christopher C. Shoemaker and John Spanier, *Patron-Client State Relationship:
Multilateral Crises in the Nuclear Age*, New York: Praeger Publishers, 1984.

George Liska, *Nations in Alliance: the Limits of Interdependence*, Baltimore: The Johns
Hopkins Press, 1962.

_____, *Alliance and the Third, World* Baltimore: Johns Hopkins Press, 1968.

Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations: The Struggle for Power and
Peace*, Sixth Edition, New York: McGraw-Hill, Inc., 1997.

Hyun-Dong Kim, *Korea and the United States: The Evolving Transpacific
Alliance in the 1960s*, Seoul: The research center for peace and unification,
1990.

James N. Rosenau, *the Study of Political Adaptation*, N.Y.: Nichols Publishing Company,
1981.

John Lewis Gaddis, *Strategies of containment a critical appraisal of American National
Security policy during the Cold War*, London: Oxford University Press, 2005.

K.J.Holsti, *International Politics: A framework for Analysis*, 5thed, New Jersey: Prentice Hall, 1988.

Michael I, Handel, *Weak States in the International System*, London: Frank Cass, 1990.

Norman A. Graebner, *Cold War Diplomacy: American Foreign Policy, 1945-1975, Second Edition*, New York: D. Van Nostrand Company, Inc., 1977.

Ole R. Holsti, P. Terrence Hopmann, and John D. Sullivan, *Unity and Disintegration in International Alliances: Comparative Studies*, New York: John Wiley & Sons, 1973.

Robert E. Osgood, *Alliance and American Foreign Policy*, Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1968.

太田文雄『同盟国としての米国』東京：芙蓉書房出版、2009年

ケント・E・カルダー『日米同盟の静かなる危機』渡辺将人訳、東京：ヴェッジ(株)、2008年

木宮正史『国際政治のなかの韓国現代史』東京：山川出版社、2012年

ヴィクター・D・チャー・チャイボーン・ハム「米韓同盟の未来」船橋洋一(編)『同盟の比較研究—冷戦後秩序を求めて』東京：日本評論社、2001年

信田智人『日米同盟というリアリズム』東京：千倉書房、2007年

関 栄次『日英同盟 - 日本外交の栄光と凋落』東京：学習研究社、2003年

竹内俊隆(編)『日米同盟論 - 歴史・機能・周辺諸国の視点』京都：ミネルヴァ書房、2011年

トウ・キューディデース『戦史』(上・中・下)、久保正彰訳、東京：岩波書店、1966年

森 聡『ヴェトナム戦争と同盟外交 - 英仏の外交と米国の選択 1964-1968年』東京：東京大学出版会、2009年

広瀬義男『21世紀日本の安全保障 - 新たな日米同盟とアジア』東京:明石書店、2000年

山本 健『同盟外交の力学 - ヨーロッパ・デタントの国際政治史 1968-1973』東京:勁草書房、2010年

吉次公介『日米同盟はいかに作られたか - 「安保体制」の転換点 1951 - 1964』東京:講談社、2011年

姜声鶴『주한미군과 한반도 역사의 전개와 의미(在韓米軍と朝鮮半島歴史の展開と意味)』ソウル:オルム図書出版社、1997年

具甲祐「비판적 국제관계이론(批判的国際関係理論)」、禹澈九·朴建榮(編)『현대국제관계이론과 한국(現代国際関係理論と韓国)』ソウル:社会評論、2004年

具永祿『미국의 대한정책의 국내적 결정요인(米国の対韓政策の国内的決定要因)』ソウル:博英社、2003年

金東祚『냉전시대의 우리외교(冷戦時代の我が外交)』ソウル:文化日報、2000年

金谷直 『자료로 본 한국의 정치: 1945년-1979년(資料で見る韓国の政治と外交:1945年-1979年)』誠信女子大学出版社、2005年

金宇相『신한국책략Ⅱ(新韓国策略Ⅱ)』韓国 京畿道 坡州:나남、2007年

金一榮·趙誠烈共著『주한미군:역사, 쟁점, 전망(在韓米軍:歴史、争点、展望)』(ソウル:한울아카데미、2003年) 54-55페이지。

趙甲濟『내 무덤에 침을 뱉어라(僕の墓に唾を吐け - 国家改造)』第四卷、ソウル:朝鮮日報社、1999年

柳仁澤『한반도의 군사문제 이해(朝鮮半島の軍事問題の理解)』ソウル:法文社、2006年

柳在甲『한국전쟁과 한미관계의 성격: 전쟁의 원인, 과정, 결과를 중심으로 한 양국관계의 역사적 성격(朝鮮戦争と米韓関係の性格: 戦争の原因、過程、結果を基準にした両国関係の歴史的 성격)』ソウル:慶南大学極東問題研究所、2008年

李相禹『국제관계이론 -국가간의 갈등원인과 질서유지-(國際關係理論 -国家間の葛藤原因と秩序維持-)』(ソウル: 博英社、1999年)

朴正熙『국가와 혁명과 나(国家と革命と私)』ソウル: 図書出版地球村、1997年

徐春植 「군사동맹론(軍事同盟論)」 『군사안보론(軍事安保論)』 ソウル: 博英社、2005年

安秉俊『한국전쟁과 한미관계의 성격(朝鮮戦争と米・韓關係の性格)』ソウル: 慶南大学極東問題研究所、2008年

張昌国『육사 졸업생(陸士卒業生)』ソウル: 中央日報社、1984年

尹鍾皓『한미연합방위체제의 변화와 한국안보: 과제와 대비방향(韓米連合防衛体制の變化と韓国安保: 課題と対比方向)』 「国防研究」 第50卷 第1号、2007年 38페이지

尹泰栄『한미동맹체제하에서 한국의 대북한위기관리: 1968-1983(米韓同盟体制の下で韓国の対北朝鮮危機管理: 1968-1983)』 「韓國政治学会會報」 第33卷2号、1999年 352페이지。

李相禹『박정권 18년; 그 권력과 내막(朴政權18年; 其の権力と内幕)』ソウル: 東亜日報社、1986年

_____ 「한미안보관계: 평가와 전망(米韓安保關係: 評価と展望)」 韓昇州(編) 『轉換期の米韓關係』ソウル: 天風印刷株式会社、1998年

_____ 『국제관계이론(國際關係理論)』ソウル: 博英社、2006年

李相哲『안보와 자주성의 딜레마: 비대칭동맹이론과 한미동맹(安保と自主性のジレンマ: 非対称同盟理論と米韓同盟)』ソウル: Yeon Kyeong Publishing Co. 2004年

張達重 「냉전체제와 남북한의 국가발전(冷戦体制と韓国と北朝鮮の国家發展)」 極東問題研究所(編) 『분단 반세기 남북정치문화경제(分斷半世紀韓国と北朝鮮の政治化經濟)』ソウル: 慶南大学 極東問題研究所、1996年

蔡命新『베트남 전쟁과 나(베트남戦争と私)』ソウル: 八福院、2012年

崔常壽『한국과 월남의 관계(韓国と南ベトナムとの關係)』ソウル: 韓越協會、1966年

河英善 『한미군사관계: 지속과 전환(米韓軍事關係: 持続と転換)』 서울: 博英社、1983年

_____ 『한미동맹의 비전과 과제(米韓同盟のビジョンと課題)』 서울: 東アジア研究院、2007年

咸澤英 『국가안보의 정치경제학: 남북한의 경제력·국가역량·군사력(國家安保の政治經濟學: 韓國と北朝鮮の經濟力·國家力量·軍事力)』 서울: 法文社、1998年

咸澤英·南宮坤 編著 『한국외교정책: 역사와 논점(韓國外交政策: 歴史と争点)』 社会評論社、2010年

<論文>

Glenn Baek, "Park Chung-hee's Vietnam Odyssey: A study in Management of the U.S.-ROK Alliance," *The Korean Journal of Defense Analysis*, Vol.25, No.2. June 2013. pp.147-170.

Hong Koo, Lee, Chong Wook, Chung, "Foundations of Future U.S.-Korea Relations: Toward a Community of Mature Partners," *Journal of Northeast Asian Studies*, Vol.1, No.1, March 1982.

Hyun Dong, Kim, *Korea and The United States: The Evolving Transpacific alliance in the 1960s*, Seoul: The research center for peace and unification, 1990 Chap.1.

James D. Morrow, "Alliance and Asymmetry: An Alternative to the Capability Aggregation Model of Alliances," *American Journal of Political Science*, vol.35, no.4, November 1991. pp.907-916.

John D. Sullivan, "International Alliances," *International Systems: A Behavioral Approach*, Michael Haas eds. New York: Chandler Publishing Company, 1974.

Joon-Young Park, "The Political and Economic Implications of South Korea's Vietnam Involvement, 1964-1973," *Korea & World Affairs*, vol.5, No.3, Fall 1981.

Kyu-dok, Hong, "Unequal Partners: ROK-US Relations during the Vietnam War," Unpublished Ph.D, Dissertation, University of South Carolina, 1991.

Princeton N. Lyman "Korea's Involvement in Vietnam" *ORBIS*, vol.12, No.2,

Summer 1968.

Robert O. Keohane, "Lilliputians Dilemmas: Small States in International Politics," *International Organization*, vol.X X III, No.2. Spring, 1969. pp295-296.

_____, "The Big Influence of Small Allies," *Foreign Policy*, vol.X X III, No.2, Spring, 1971. pp.148-151, pp.161-182.

Sarkees, Meredith Reid, "Interdependence and Alliance Agreement," Unpublished Ph.D Dissertation State University of New York at Buffalo, 1981. pp.3-4, P24.

Se-jin, Kim, "South Korea's Involvement in Vietnam and Its Economic and Political Impact," *Asian Survey*, vol.10, No.6. June 1970.

Sung-Hack, Kang, "Crisis Management under Armistice Structure in the Korean Peninsula," *Korea Journal*, vol.31, No.4. Winter 1991. pp14-28.

Sung-Joo, Han, "South Korea's Participation in the Vietnam Conflict: An Analysis of the U.S.-Korean Alliance," *ORBIS*, vol.21, No.4. Winter 1978. pp.893-912.

Wookhee Shin, Dynamics of Patron Client State Relations: *The United States and Korean Political Economy in Cold War*, Seoul: American Studies Institute Seoul National University, 1993

金秀光 『닉슨, 포드정권의 대한반도 안보정책연구(尼克ソン、フォード政権の対朝鮮半島安保政策研究)』 外交学博士学位論文、ソウル大学、2008年

金宇相 『한국과 국제정치(韓国と国際政治)』 「한미동맹의 이론적 고찰(米韓同盟의 理論的再考)」 Vol. 20. No. 1 2004年

柳在甲 『한미연합군사령부와 한미연합의 억제전략체제(米韓連合軍司令部と米韓連合의 抑制戰略体制)』 ソウル: 軍事論壇 vol. 10. 1997年、80-85페이지。

柳允植 「한국과 베트남파병결정에 관한 연구(韓國의 南ベトナム派兵決定に関する研究)」 明知大学大学院博士学位論文、1992年

朴根好 「한국의 1960년대 경제발전과 베트남 전쟁(韓國の1960年代經濟發展とベトナム戦争)」 神奈川大学博士学位論文、1993年

朴昇好 「박정희 정권의 대미동맹전략; 비대칭속의 자주화 (朴正熙政權の対米同盟戰略;非対称同盟下の自主化)」 ソウル大学大学院博士学位論文、2009年

朴浚英 「베트남과병과 한국(南ベトナム派兵と韓國)」 『국제정치론집(國際政治論叢)』 第二6卷、第二号、1986年

尹鍾皓 「한미연합방위체제의 변화와 한국안보: 과제와 대비방향(韓米連合防衛体制の變化と韓國安保:課題と対比方向)」 『국방연구(國防研究)』 第50卷 第1号 2007年、38페이지。

尹忠魯 「베트남 전쟁기의 월남재벌형성과 과월기술자의 저항(베トナム戦争時期의越南財閥形成と派越技術者の抵抗)」 『사회와 역사(社会と歴史)』 ソウル: 韓國社会史学会 vol. 79 2008年、97페이지。

李基種 「한국군 베트남과병의 결정원인과 결과 연구(韓國軍베トナム派兵의決定要因と結果研究)」 高麗大学大学院博士学位論文、1991年

_____ 「한국군 베트남과병의 결정원인과 대외관계의 전환(韓國軍베トナム派兵의決定要因と對外關係の轉換)」 『국제정치론집(國際政治論叢)』 第三1卷、1991年

申旭希 「동아시아에서의 후견-피후견 국가관계의 동학: 국가변화의 외부적/지정학적근원(東アジアでの後見-被後見國家關係の動學:國家變化の外部的/地政學的根源)」 『국제정치론집(國際政治論叢)』 Vol132. No2. 1992年、180 - 181페이지。

張在赫 「제3공화국의 베트남과병결정에 관한 연구: 대통령과 국회의 상호작용을 중심으로(第三共和國의베トナム派兵決定過程에關する研究:大統領と國會의相互作用을中心に)」 東国大学大学院博士学位論文、1997年

崔東洙 「한국의 베트남전쟁 파병동기에 관한 재고찰(韓國의베トナム戦争派兵動機에關する再考察)」 『한국정치학회보(韓國政治學會報)』 第三〇卷、第二号、1996年、267-287페이지。

洪圭德 「과병외교와 안보 신드롬: 60년대 한국외교의 평가(派兵外交と安保シンドローム:60年代韓國外交の評価)」 『국제정치론집(國際政治論叢)』 第三2卷、第二号、

1992年、25ページ。

<辞典>

李澤奎 『신법률학사전(新法律学辞典)』 ソウル：法律出版社、1997年

鄭仁弘 『정치학대사전(政治学大辞典)』 ソウル：博英社、1998年

政治学大辞典編纂委員会 『정치학대사전<政治学大辞典(上·下)>』 ソウル：アカデミー
リサーチ、2002年

<雑誌及び新聞>

金聖恩 『전환기의 내막(轉換期の内幕)』 朝鮮日報、1981年 11月25日付

李相禹 「다큐멘터리 월남파병(ドキュメンタリー南ベトナム派兵)」 『月刊朝鮮』 1983
年8月号

『국방일보(国防日報)』 2003年 3月10日付け。

『서울신문(ソウル新聞)』 1968年4月2日付け

_____1969年7月1日付き

_____1970年8月16日付け

『서울경제신문(ソウル經濟新聞)』 1969年7月27日付き

『조선일보(朝鮮日報)』 1968年4月3日付け

_____1968年4月6日付け

_____1968年4月18日付け

_____1970年1月9日付け

『동아일보(東亞日報)』 1968年11月22日付け

『한국일보(韓國日報)』 1968年4月4日付け

_____1971年11月7日付け